

平成 29 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

介護分野における技能実習制度の標準的な
教育プログラムに関する調査研究事業
報告書

平成30年3月



一般社団法人シルバーサービス振興会

ELDERLY SERVICE PROVIDERS ASSOCIATION

はじめに

平成 29 年 11 月 1 日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、新たに対人サービスとして初となる介護職種が追加されることとなりました。また、平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージについて」においては、介護分野における外国人人材に関し、アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動を実務経験として認め、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認定することや、介護分野での外国人人材の受入れに向けた日本語習得環境の国内外の整備を図るとされました。

技能実習制度は、我が国における先進的な介護技能を習得し母国に持ち帰ることを基本とした技能移転の仕組みではありますが、引き続き日本において更なる技能を習得することもできる仕組みへと変化しており、介護分野での外国人介護職の受け入れに対して国内外の関心は高いものがあります。

このような状況の中で、本調査研究では、これから入国する技能実習生が効果的に、また安全に技能実習を受けるため、さらにはそれを支える日常生活を円滑に送ることができるようにすることを目的に、監理団体が技能実習生に対して行う入国後講習の内容について検討を行い、標準的な教材を取り纏めました。技能実習生は文化や生活習慣が異なるだけでなく、前職での介護の経験や日本での実習実施機関も様々であり、今後彼らが進む道もまた広がっていると考えられます。このような多種多様な状況の中で、技能実習生が少しでも不安なく実習に臨むためにも、関係者が共通の認識を持つこと、技能実習生の入職時のレベルを一定にしたうえで実習に臨むことは不可欠となります。本調査研究で作成した入国後講習用教材は、告示で示された教育内容を具現化し、技能実習生が入職前に知っておいてほしい介護の基本的な内容を網羅した標準的な教材です。技能実習生のみならず、今後増加するであろう外国人介護職や初任者に対しても活用いただけるものと考えています。

入国後講習用教材は、広くご活用いただくため、HPに公開するとともに、無料でダウンロードが可能としていますことから、監理団体や受入実施機関等、介護技能実習に関わる多くの皆様に活用いただき、技能実習生にとって実習が有意義となることを期待しています。また、介護現場での外国人介護職員との多文化共生の職場や地域づくりの一助になれば幸いです。

検討にあたっては、昨年度の「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」に引き続き、検討委員会（委員長：小山秀夫 兵庫県立大学大学院名誉教授）、及びワーキンググループを設置するとともに、現場におけるヒアリングを実施しました。教材の構成、イラストや文章等は、中央法規出版株式会社にご協力いただいています。本調査研究事業の実施にあたりご協力いただいた関係各位に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月 一般社団法人シルバーサービス振興会

目次

第1章 調査研究概要	1
1. 事業名	2
2. 事業実施目的.....	2
3. 実施体制	3
4. 実施内容	5
5. 介護分野における技能実習評価試験について	8
第2章 入国後講習用教材の作成.....	9
1. 入国後講習用教材の位置づけの明確化.....	10
2. 入国後講習用教材の構成について	11
3. 作成するにあたって参考としたもの	13
4. 各 Chapter で技能実習生に理解してほしいこと	14
5. 入国後講習用教材の工夫.....	19
6. 技能実習制度（介護職種）入国後講習用教材	21
第3章 技能実習生用テキストの検討	93
1. 技能実習生用テキストの位置づけと考え方	94
2. 技能実習生用テキストの構成	94
3. 技能実習生用テキストに含まれるべき内容	95
4. 技能実習生用テキスト 構成（案）	96
5. 「身じたくの介護（案）」	98
6. 今後の検討課題.....	99
第4章 技能実習指導員用手引きの検討.....	113
1. 技能実習指導員用手引きの位置づけと考え方	114
2. 技能実習指導員用手引きに含まれるべき内容.....	114
参考資料	115
参考資料1. 試験項目（平成28年度調査研究事業より）	116
参考資料2. 移転対象となる業務内容・範囲.....	117
参考資料3. 試験基準	118
参考資料4. ヒアリング個票.....	120
(1) 社会福祉法人青山里会へのヒアリング 1回目.....	120
(2) 社会福祉法人青山里会へのヒアリング 2回目	122
(3) A法人へのヒアリング 1回目	123
(4) A法人へのヒアリング 2回目	125
(5) 医療法人社団光生会 平川病院へのヒアリング 2回のみ	126
(6) 医療法人社団永生会 永生病院へのヒアリング 2回のみ	128

第 1 章 調査研究概要

1. 事業名

介護分野における技能実習制度の標準的な教育プログラムに関する調査研究事業

2. 事業実施目的

平成 28 年 11 月 28 日に「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が公布され、平成 29 年 11 月 1 日の施行に併せて、技能実習制度の対象職種へ介護職種が追加された。

技能実習生が効果的に、また安全に技能実習を受けるため、さらにはそれを支える日常生活を円滑に送ることができるようにすることを目的に、監理団体には技能実習生に対して、実習実施機関が技能等の修得活動を実施する前に一定時間以上の講習（入国後講習）を実施することが義務付けられている。

また、入国後講習では、就労を開始する段階で、技能実習生が介護に関する一定の知識、技術を習得している必要があることから、専門用語や介護現場におけるコミュニケーションのほか、介護に関する基礎的な事項を学ぶ課程とすることが、厚生労働省に設置され検討された「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ（平成 27 年 2 月 4 日）」で示されている。

これらを踏まえ、技能実習生が効果的に技能実習を受けられるよう適切な受入体制を整備するために、入国後講習における介護導入講習の標準的なプログラムや教育ツール、実習開始後に活用できる標準的な教育ツールや実習指導員が活用できる手引き等の作成に向けた調査、研究を行った。

3. 実施体制

本事業では、介護分野における技能実習制度の標準的な教育プログラムを検討するにあたり、平成28年度の「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」での検討委員会の委員を中心に、介護や日本語に関する知見等を有する専門家・識者等で構成される「検討委員会」を設置した。また、技能実習生が入国後講習で使用する入国後講習用教材を作成するにあたって「ワーキンググループ」を設置し、検討委員会における検討を踏まえ、教材に盛り込む具体的な文章やイラスト等を検討・作成した。

(1) 検討委員会・ワーキンググループ名簿

【検討委員会】(◎：委員長、委員五十音順)

◎小山 秀夫	兵庫県立大学大学院 名誉教授
白井 孝子	東京福祉専門学校 副学校長
田中 彰子	横浜創英大学 看護学部 看護学科 教授
高木 憲司	和洋女子大学 家政学群 家政福祉学類 准教授
筒井 孝子	兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
橋本 由紀江	一般社団法人国際交流&日本語支援Y 代表理事
平川 博之	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長
松下 能万	公益社団法人日本介護福祉士会 事務局次長

【ワーキンググループ】

白井 孝子	東京福祉専門学校 副学校長
竹田 幸司	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福学科 介護福祉専攻 講師
橋本 由紀江	一般社団法人国際交流&日本語支援Y 代表理事

【オブザーバー】

平岡 敬博	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長補佐
伊藤 優子	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 介護福祉専門官
五十嵐 久美子	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 介護技術専門官

(2) 検討委員会・ワーキンググループの開催

【検討委員会】

回	検討内容	日時
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の概要説明、介護分野の技能実習制度への追加に関する状況 ・入国後講習用教材について <ul style="list-style-type: none"> - 教材の位置づけ - 範囲の明確化 ・(実習開始後の) 技能実習生用テキストについて 	平成29年8月24日 9:00~10:30
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材について <ul style="list-style-type: none"> - 教材の構成について - 技能実習生に理解してほしいことについて 	平成29年10月26日 10:00~12:30
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材(案)について 	平成29年11月15日 16:00~18:00
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材(案)について ・技能実習生用テキストについて ・技能実習指導員用手引きについて 	平成30年2月15日 13:00~16:00

【ワーキンググループ】

回	検討内容	日時
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の概要説明、介護分野の技能実習制度への追加に関する状況 	平成29年9月4日 10:00~12:00
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材の構成と範囲について 	平成29年9月6日 14:00~16:00
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人介護職を受け入れている事業所のヒアリング結果の検討 ・入国後講習用教材の範囲と深さについて 	平成29年10月10日 18:00~20:30
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習教材のレイアウトに関して ・日本語レベルの検討 	平成29年10月11日 17:00~20:00
第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材(案)に対する検討委員会からの意見への具体的対応内容について 	平成29年11月22日 10:00~13:00
第6回	<ul style="list-style-type: none"> - 文章、イラストの見直し 	平成29年11月22日 18:00~21:00
第7回	<ul style="list-style-type: none"> - 日本語レベルの検討 	平成29年11月24日 13:00~16:00
第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材(案)の最終修正案の作成 	平成30年1月10日 13:00~16:00

4. 実施内容

本事業では、介護分野における技能実習制度の標準的な教育プログラムを検討することから、技能実習生が必ず受講する入国後講習で使用する「入国後講習用教材（①）」を作成した。また、技能実習生が入職後、移転する技能に関する知識や技能を学習していくためのテキスト（②）及び、技能実習指導員が技能実習生を指導するために使用する手引き（③）の在り方について検討を行った。

名称	①入国後講習用教材 (介護導入講習)	②技能実習生用テキスト	③技能実習指導員用手引き
対象	技能実習生	技能実習生	技能実習指導員
使用 場面	入国後講習	入国後講習～実習期間終了(最長5年)	(技能実習生の) 実習期間中
内容	告示で示された介護導入講習の「教育内容」を具現化した内容	移転する技能に関する知識や技術を学び、振り返ることができる内容	技能実習生に技能移転が適切に行われるよう、指導上の留意点や対応方法等に関する内容
成果物	テキストの作成 (WEB上に掲載)	検討結果取りまとめ	検討結果取りまとめ

(1) ヒアリング調査

EPA介護福祉士候補生や日本人を配偶者に持つ等して既に介護施設・事業所にて働く外国人介護職員、その外国人介護職員の教育担当者に対して、入国後講習用教材を作成するにあたって工夫すべき点に関するヒアリング（1回目）と、その意見を踏まえ作成・修正を行った入国後講習用教材（案）に対するヒアリング（2回目）を行った。

① 1回目のヒアリング調査

調査対象：外国人介護職員、外国人介護職員教育担当者

調査目的：入国後講習用教材において工夫すべき点について

調査内容：

<外国人介護職員>

- ・介護の考え方・技術をいつ学習したか
- ・どのようなテキストを使用したか
- ・特にサポートが必要な学習内容
- ・見やすさ、使いやすさ等レイアウトについて 等

<外国人介護職員教育担当者>

- ・テキストを用いて学習するにあたり、注意点や工夫すべき点について
- ・外国人介護職員に自己学習させる上で必要なこと
- ・外国人介護職員がテキストを利用して学習するうえで、特にサポートが必要な学習内容
- ・テキストに記載はないが、介護を理解するうえで盛り込むべきこと 等

② 2回目のヒアリング調査

調査対象：外国人介護職員、外国人介護職員教育担当者

調査目的：作成した入国後講習用教材案（一部）に対する意見聴取

調査内容：入国後講習用教材案（一部）の使いやすさ、工夫を要する点など

③ ヒアリング先

法人名	社会福祉法人青山里会
選定理由	2008年から、在日外国人や日本人を配偶者に持つ外国人等を雇用し、現在複数国（ブラジル、フィリピン等）70名以上の外国人介護職員が働いており、外国人介護職員への教育指導の実績があるため。
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設、認知症共同生活介護（グループホーム）を運営 ・ 70名以上の外国人介護職員が就労
ヒアリング時期	1回目 － 平成29年7. 8月 2回目 － 平成29年9. 10月
ヒアリング	1回目 － 外国人介護職員2名、外国人介護職員教育担当者2名 2回目 － 外国人介護職員3名、外国人介護職員教育担当者2名

法人名	法人A
選定理由	EPA介護福祉士候補生を受け入れており、育成・指導にあたっては、法人本部から介護福祉士兼日本語教師の資格を持つ2名が担当し、日本語・介護両面からの指導体制を構築しているため。
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で病院、クリニック、老人保健施設等の施設を運営 ・ EPA介護福祉士候補生（インドネシア）5名が老人保健施設にて就労
ヒアリング時期	1回目 － 平成29年8月 2回目 － 平成29年9月
ヒアリング	1回目 － EPA介護福祉士候補生2名、外国人介護職員教育担当者1名 2回目 － 外国人介護職員教育担当者1名

法人名	医療法人社団光生会 平川病院
選定理由	「技能実習制度への介護職種への追加に向けた準備会」の構成員である日本精神科病院協会の病院であり、また外国人留学生への指導の実績があるため。
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療科は精神科、心療内科、内科、歯科 ・ 養成校に在学する留学生（ベトナム）が4名実習中
ヒアリング時期	2回目のみ － 平成29年10月
ヒアリング人数	2回目のみ － 外国人介護職員教育担当者2名

法人名	医療法人社団永生会 永生病院
選定理由	2008年のEPA開始より看護師・介護福祉士候補生の受け入れを行い、合格後も介護福祉士として働く職員も複数おり、教育指導の実績があるため。
法人概要	・ リハビリテーション科、内科、整形外科、精神科、神経内科、歯科・歯科口腔外科などを診療科

	にもつ回復期、慢性期病院 ・ EPA 介護福祉士候補生（フィリピン、ベトナム等）、EPA 介護福祉士が3名在籍
ヒアリング時期	2回目のみ － 平成30年2月
ヒアリング人数	2回目のみ － EPA 介護福祉士1名、EPA 介護福祉士候補生1名、 外国人介護職員教育担当者2名

（2）先行研究の調査

平成28年度に実施された生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」において、技能評価システムとICF（国際生活機能分類）との関連性について検討された。この先行研究では、ICFとの関連性について、技能実習制度は、技能実習生が日本で技能を学び出身国に持って帰るとともに、両国のグローバル化も進めることとなるため、技能移転の対象とする場合の「介護」のイメージを理解してもらうためにも、ICFという世界共通の標準化されているものを使い整理する必要があると考え、ICFの考え方を踏まえ評価項目が作成されたとしている。

5. 介護分野における技能実習評価試験について

技能実習制度に新たに「介護」職種を追加するためには技能等の習得の程度を測る公的評価システム（技能実習評価試験）が必要であり、昨年度、当会において「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」を実施、介護サービスの質を確保しつつ、技能実習生に対し適切に技能移転が行われているかを測る技能評価システムを確立することを目的として、そのあり方に関する検討を行った。

検討にあたっては、厚生労働省内に設置された「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」の「中間まとめ」において示された考え方をもとに、介護は単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解も含め移転の対象と考えることが適当であるとされた。また、EPA介護福祉士候補生や永住権を持つ外国人を外国人介護職員として既に受け入れている施設・事業所を対象にヒアリング及び試行試験（予備試験）を行い、参考資料1にある評価項目（案）を作成した。さらに、各項目の評価の基準を掲載した「評価基準マニュアル」を作成し、技能実習評価試験を構築するうえでの参考として示した。

介護技能実習評価試験の構築にあたり「中間まとめ」及び「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」を参考とし、移転すべき技能である「移転対象となる業務内容・範囲（参考資料2）」と、介護技能実習評価試験の範囲「試験基準（参考資料3）」が作成された。その後、介護技能実習評価試験の適正な実施が可能との認定を受け、平成29年11月1日に「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、技能実習法）」の施行と併せ、技能実習制度の対象職種へ介護職種が追加された。

第2章 入国後講習用教材の作成

1. 入国後講習用教材の位置づけの明確化

技能実習法では、技能実習生を監理・監督する監理団体は、技能実習生に対して、実習実施機関が技能等の習得活動を実施する前に2か月間の「入国後講習」を実施することが義務付けられている（※入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる）。介護職種では、告示・通知において固有要件として教育内容及びそれに含まれるべき事項が示されており、入国後講習用教材は、入国後講習の「技能等の習得等に資する知識の科目（介護導入講習）」において使用することができるものとする。

検討委員会において、教育内容については告示・通知に沿うものとするが、入国後講習は技能実習生が施設・事業所等に入職する前に行われることから、介護職として働くにあたり、介護とは何か、介護の仕事とはどのようなものかについて理解するための教材にすべきとされた。

入国後講習の教育内容と時間数について

講習内容	
科目	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要の情報	8 ^{※1}
生活一般	—
総時間数	320 ^{※1}

(※1) 技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は 1/12)以上とされている。(320時間については目安として記載。)

①日本語	
教育内容	時間数(※2)
総合日本語	100(90)
聴解	20(18)
読解	13(11)
文字	27(24)
発音	7(6)
会話	27(24)
作文	6(5)
介護の日本語	40(36)
合計	240

(※2) 日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。()内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

(告示)教育内容	(通知)教育内容に含まれるべき事項
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	①介護の基本Ⅰ(介護職の役割、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全、介護過程、介護における尊厳の保持・自立支援) ②介護の基本Ⅱ(からだのしくみの理解、介護を必要とする人の理解(老化の理解、認知症の理解、障害の理解))
コミュニケーション技術	①コミュニケーションの意義と目的、②コミュニケーションの基本的技法、③形態別コミュニケーション
移動の介護	①移動の意義と目的、②基本的な移動の介護(体位変換、移動(歩行、車いす移動等)、③移動介助の留意点と事故予防
食事の介護	①食事の意義と目的、②基本的な食事の介護、③食事介助の留意点と事故予防
排泄の介護	①排泄の意義と目的、②基本的な排泄の介護(ポータブルトイレ、便器・尿器、おむつ等)、③排泄介助の留意点と事故予防
衣服の着脱の介護	①身じたくの意義と目的、②基本的な着脱の介護、③着脱介助の留意点と事故予防
入浴・身体の清潔の介護	①入浴・身体の清潔の意義と目的、②基本的な入浴の介護(特殊浴槽、チェアー浴、一般浴槽等)、③入浴以外の身体清潔の方法(足浴・手浴、身体清拭)④褥瘡の予防、⑤入浴・身体清潔の留意点と事故予防

2. 入国後講習用教材の構成について

告示では、入国後講習の教育内容は8つ（介護の基本Ⅰ・Ⅱは2つとする）にわかれているが、技能実習生が入国後講習用教材を使用して学習するにあたり、そこで何を学ぶのかが分かりやすいよう、ヒアリングの意見をもとにワーキンググループにて構成を検討し、検討委員会において整理した。

告示で示されている教育内容は項目が列挙されているだけであり、教材としては42時間でどのようなことを学習するのか技能実習生にわかり易く表記すべきであるとの意見から、業務を行ううえで必要な知識及び実際に介護を行う前に理解しておいて欲しい内容である「介護の基本Ⅰ・Ⅱ」と「コミュニケーション技術」をPart 1「介護の仕事を支える考え方」とした。

また、介護技術に関する内容である「移動の介護」から「入浴・身体の清潔の介護」までをPart 2「介護の仕事に必要な知識と技術」として、全体を二部構成にした。

Part 1は、介護職はどのような人たちを支援するのか、何を大切にしなければいけないのか、という介護を行ううえの基本的な考え方について学習する。Part 2では、実際に利用者を支援するにあたり、介護の仕事に必要な基礎的な知識と技術を学習する。

科目名については、「介護の基本Ⅰ」と「介護の基本Ⅱ」が、その名称から内容のイメージが湧きにくいという意見があった。そのため、「介護の基本Ⅰ」は言葉を優しく置き換え「介護で大切なこと」とし、「介護の基本Ⅱ」は「利用者の理解」とした。さらに、「介護で大切なこと」には、尊厳や自立支援の考え方から事故や感染症予防まで範囲が広いこともあり、尊厳や自立支援の考え方を「介護で大切なこと1」とし、事故や感染症予防、安全に対する考え方を「介護で大切なこと2」とした。

同様に、Part 2の「衣服の着脱の介護」についても、教育内容に含まれるべき事項では、身じたくの意義・目的があることから、「衣服の着脱（身じたく）の介護」とした。

各々のChapterに含まれる内容は、告示で示された教育内容に含まれるべき事項を踏まえつつ、できるだけ簡単な名称としている。また、Part 2では「意義」「〇〇の介護に必要な知識」「〇〇の介護の流れ」を共通事項とし、各介護の技術を学習する前に、環境、道具、関係する体の部位等を先に学習できるようにした。

本教材においては、技能実習生にわかりやすい科目名を検討したものの、告示で示された教育内容と名称が異なることによる混乱を避けるため、入国後講習用教材では「告示の教育内容（教材の名称）」の標記としている。

告示・通知の教育内容及びそれに含まれるべき事項と入国後講習用教材の内容を整理すると次の表のようになる。

告示：教育内容
通知：教育内容に含まれるべき事項
介護の基本 I
介護職の役割、介護職の職業倫理、介護過程、 介護における尊厳の保持・自立支援
介護における安全の確保とリスクマネジメント 介護職の安全
介護の基本 II
からだのしくみの理解 介護を必要とする人の理解（老化の理解、認知症の理解、 障害の理解）
コミュニケーション技術
コミュニケーションの意義と目的 コミュニケーションの基本的技法 形態別コミュニケーション
移動の介護
移動の意義と目的 基本的な移動の介護 食事介助の留意点と事故予防
食事の介護
食事の意義と目的 基本的な食事の介護 食事介助の留意点と事故予防
排泄の介護
排泄の意義と目的 基本的な排泄の介護（ポータブルトイレ、便器・尿器、 おむつ等） 排泄介助の留意点と事故予防
衣服の着脱の介護
身じたくの意義と目的 基本的な着脱の介護 着脱介助の留意点と事故予防
入浴・身体の清潔の介護
入浴・身体の清潔の意義と目的 基本的な入浴の介護（特殊浴槽、チェアー浴、一般浴槽等） 入浴・身体清潔の介助の留意点と事故予防 入浴以外の身体清潔の方法（足浴・手浴、身体清拭） 褥瘡の予防



教材の目次
Part 1 介護の仕事を支える考え方
Chapter 1 介護の基本 I（介護で大切なこと 1）
1 介護の考え方
Chapter 2 介護の基本 I（介護で大切なこと 2）
1 介護事故の予防 2 感染症の予防 3 健康管理
Chapter 3 介護の基本 II（利用者の理解）
1 人間の体 2 老化（体の変化） 3 老化（病気と症状） 4 障害 5 認知症
Chapter 4 コミュニケーション技術
1 コミュニケーションの基本 2 利用者とのコミュニケーション 3 職員とのコミュニケーション
Part 2 介護の仕事に必要な知識と技術
Chapter 1 移動の介護
<移動の意義> 1 移動の介護に必要な知識 2 移動の介護の流れ
Chapter 2 食事の介護
<食事の意義> 1 食事の介護に必要な知識 2 食事の介護の流れ
Chapter 3 排泄の介護
<排泄の意義> 1 排泄の介護に必要な知識 2 排泄の介護の流れ
Chapter 4 衣服の着脱（身じたく）の介護
<身じたくの意義> 1 身じたくの介護に必要な知識 2 衣服の着脱の流れ
Chapter 5 入浴・身体の清潔の介護
<入浴の意義> 1 入浴の介護で知っておく知識 2 入浴の介護の流れ 3 入浴以外の体を清潔にする方法 4 褥瘡の予防

検討委員会では、告示で「介護の基本Ⅰ・Ⅱ」の講習時間は6時間とされているが、告示上の他の教育内容と比べると、入国後講習用教材における該当部分の容量が多いと指摘があった。一方、該当部分は介護を支える考え方であることから容量が多くなることはやむを得ず、講習を行う講師の力量が試されるところでもあるとの意見があった。

3. 作成するにあたって参考としたもの

(1) 介護職員初任者研修

入国後講習用教材は、技能実習生が入職前に受講する講習にて使用するものであり、また、入職後も技能実習指導員の指導のもと介護業務を行うことから、「介護職員初任者研修」の考え方・内容を参考とした。

介護職員初任者研修の目的

介護職員初任者研修は、今後訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず最低限の知識・技術とそれらを適用する際の考え方のプロセスとして身につけ、職場の上司の指示を受けながら基本的な介護業務を実践できることを目的として行われるものです。 (厚生労働省 HP 介護職員・介護支援専門員 1.介護職員初任者研修「概要」より)

(2) 平成 28 年度社会福祉推進事業「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」の評価基準マニュアル

評価基準マニュアルには、技能実習生に移転すべき介護技術について、「できる」ことを評価するための評価の基準を記載したものであり、確認すべきポイント等を参考にした。

(3) 外国人介護職員・外国人介護職員教育担当者へのヒアリング

第1章の4.(1)に記載したとおり、ヒアリングした結果から、日本語で介護を学ぶ際に理解が難しいもの、教材として工夫すべき点等を参考にした。

4. 各 Chapter で技能実習生に理解してほしいこと

検討委員会から、技能実習生に対して学習の目的を示した方がよいとの意見があったことから、各 Chapter に学習の目的として「技能実習生に理解してほしいこと」を記載することとし、その内容についてワーキンググループにて検討を行った。

併せて、各 Chapter の中に設けた項目ごとにも「技能実習生に理解してほしいこと」を整理した。

検討にあたっては、介護職員初任者研修を参考にすることとしつつ、技能実習生は日本語を母国語とせず、また入国後講習という限られた時間内で学習しなければいけないことを踏まえ、ワーキンググループにて整理を行った。

さらに、外国人介護職員にとって、介護業務を行う上で理解することが難しかった内容等について、ヒアリングの結果を参考とした。

○ Part 1 介護の仕事を支える考え方

〈各 Chapter の「技能実習生に理解してほしいこと」〉

告示の教育内容	構成 Chapter	技能実習生に理解してほしいこと
介護の基本Ⅰ	介護で大切なこと1	これから介護職として働く前に、介護の仕事どのようなものか、介護職として大切にしなければいけない考え方を理解する
	介護で大切なこと2	介護職として大切にしなければいけない、利用者の安全や介護職自身の安全について理解する
介護の基本Ⅱ	利用者の理解	これから介護職として接する利用者はどのような人たちなのか、体の状態や病気について理解する
コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	利用者の自立支援や尊厳を支える介護のためにはコミュニケーションが重要であり、コミュニケーションの基本、利用者の状態にあわせたコミュニケーション、報告・連絡・相談の大切さを理解する

〈各 Chapter の中に設けた項目ごとの「技能実習生に理解してほしいこと」〉

「利用者の理解」の「認知症」は、ヒアリングにおいて、実際に利用者に接しないと理解が難しいとの意見を受けて、認知症の原因疾患や症状の名称を学習するだけでなく、どのような症状が起こり、実際に生活にどのような影響を与えるのか、利用者として接する上での注意点について理解してもらうこととした。

また、「コミュニケーション技術」は、利用者に対しての基本的な向き合い方、説明と同意、状態の確認等、コミュニケーションの手法ではなく利用者に関わるうえで大切な前提を記載することとした。ヒアリングより、外国人は軽微な事故や不注意の報告が難しいこと、どこまで理解しているかわからないことがあるという意見を参考に、「報告・連絡・相談」の大切さを理解してもらう内容とした。

○ Part 2 介護の仕事に必要な知識と技術

〈各 Chapter の「技能実習生に理解してほしいこと」〉

告示の教育内容	構成 Chapter	技能実習生に理解してほしいこと
移動の介護	移動の介護	移動の介護とは何か、利用者が移動する意味、移動の介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する
食事の介護	食事の介護	食事の介護とは何か、利用者が食事をする意味、食事の介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する
排泄の介護	排泄の介護	排泄の介護とは何か、利用者が排泄をする意味、排泄の介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する
衣服の着脱の介護	衣服の着脱(身じたく)の介護	身じたくの介護とは何か、利用者が身じたく(特に、衣服の着脱について)をする意味、身じたくの介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する
入浴・身体の清潔の介護	入浴・身体の清潔の介護	入浴の介護とは何か、利用者が入浴をする意味、入浴の介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する。また、利用者にできやすい褥瘡の予防について理解する

〈各 Chapter の中に設けた項目ごとの「技能実習生に理解してほしいこと」〉

入国後講習は座学が中心となるため、利用者の状態像に応じた具体的な介護技術については、入職後の実習の場で習得していくこととなる。そのため、入国後講習においては、介護の一連の流れと注意すべき点を示すことで、これから技能実習生がどのような介護を行って利用者の生活を支えるかを理解できるようにした。

検討委員会において、最終的に表 1 のように整理された。これらをもとに講習用教材の文章やイラストは構成されている。

表 1

告示 (教育内容に含まれるべき事項)	講習用教材の構成	技能実習生に理解してほしいこと
介護の基本 I	Chapter 1 介護の基本 I (介護で大切なこと 1)	これから介護職として働く前に、介護の仕事どのようなものか、介護職として大切にしなければいけない考え方を理解する
介護における尊厳の保持・自立支援	1 介護の考え方 ・介護職に求められる行動 ・介護の過程 ・利用者を支援する人たち	<ul style="list-style-type: none"> ・介護では、利用者を第一に考えることが大切であることを理解する ・介護では、利用者が自分らしく生きることができるよう尊厳を支えることが必要であることを理解する ・利用者の自立を支援することの意味を理解する ・介護では、自立支援が大切であることを理解する
介護職の役割		<ul style="list-style-type: none"> ・介護職は、物理的な介護業務だけでなく、利用者自身の自立生活や自己実現のために援助することが、介護職の役割であることを理解する
介護職の職業倫理		<ul style="list-style-type: none"> ・介護職は、利用者の尊厳を保持するために、プライバシーを守ること、利用者の気持ちをくみ取り理解する等、介護の仕事にはルールがあることを理解する
介護過程		<ul style="list-style-type: none"> ・介護は利用者の状態にあわせて行うことを理解する ・介護はチームで行い、そこにはたくさんの専門職が関わっていることを理解する ・これから関わる主な専門職について理解する
介護における安全の確保とリスクマネジメント	Chapter 2 介護の基本 I (介護で大切なこと 2)	介護職として大切にしなければいけない、利用者の安全や介護職自身の安全について理解する
介護職の安全	1 介護事故の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場では、転倒や誤嚥等事故が起きやすいことを理解する ・事故が起きた時は、必ず報告することを理解する ・事故内容を共有し確認することが、次の事故予防につながることを理解する
	2 感染症の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場でよく見る感染源について理解する ・感染症は人に移り、広げてしまう危険性があることを理解する ・感染症にかからないために、日頃から取り組むことについて理解する（手洗いうがい、マスクをする等） ・予防の基本である手洗いについては、正しい手順を理解する
	3 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を提供するためには介護職が健康でいることが重要であることを理解する ・健康であるために、特に気を付けることを理解する ・介護職は腰痛になりやすいため、腰痛を防ぐ手段について理解する
介護の基本 II	Chapter 3 介護の基本 II (利用者の理解)	これから介護職として接する利用者はどのような人たちなのか、体の状態や病気について理解する
からだのしくみの理解	1 人間の体	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を行うためには、体の仕組みについて知ることが大切だと理解する ・介護現場でよく出てくる人間の体の部位について理解する
介護を必要とする人の理解 (老化の理解、認知症の理解、障害の理解)	2 老化 (体の変化)	<ul style="list-style-type: none"> ・老化により、体の色々な部分に変化するというを理解する ・よくある体の変化について理解する
	3 老化 (病気と症状)	<ul style="list-style-type: none"> ・老化により、病気にかかりやすいことを理解する ・よくある病気とその症状はどのようなものか理解する
	4 障害	<ul style="list-style-type: none"> ・障害にはどのような種類があるのか理解する ・障害によって、介護で気をつけることが異なることを理解する
	5 認知症	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症が生活に障害を引き起こすというを理解する ・認知症の中で、脳の障害で起こる症状 (中核症状) の特徴を理解し、接するうえでの注意点について理解する ・認知症の中で、環境などで起こる症状 (周辺症状) の特徴を理解し、接するうえでの注意点について理解する
コミュニケーション技術	Chapter 4 コミュニケーション技術	利用者の自立支援や尊厳を支える介護のためにはコミュニケーションが重要であり、コミュニケーションの基本、利用者の状態にあわせたコミュニケーション、報告・連絡・相談の大切さを理解する
コミュニケーションの意義と目的 コミュニケーションの基本的技法	1 コミュニケーションの基本	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職は利用者の生活を支援していくため、利用者が何を望んでいるか、できることは何かを理解するためにもコミュニケーションが大切なことを理解する ・介護現場では、特に、利用者の話を聴くこと、利用者の反応を待つことが大切であり、コミュニケーションは双方向であることを理解する ・介護職が利用者とは接する基本を理解する (名前を呼ぶこと、視線をあわせること、正面から声をかけること)
形態別コミュニケーション	2 利用者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を行う際には、介護を行えるか利用者の体調を確認すること、利用者これから行うことの説明をして同意を得ること、介護中には声かけや反応を伺うこと等が大切であることを理解する ・介護職は利用者の状態にあわせてコミュニケーションをとることが大切であることを理解する ・視覚障害のある人、聴覚障害のある人とコミュニケーションをとる際に注意することを理解する ・介護では確認行為が大切であり、場面や利用者によって確認の内容が異なることを理解する
	3 職員とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・介護はチームプレイであるため、情報共有が大切なことを理解する ・特に、「報告・連絡・相談」の大切さについて理解する

告示 (教育内容に含まれるべき事項)	講習用教材の構成	技能実習生に理解してほしいこと
移動の介護 移動の意義と目的 基本的な移動の介護 (体位変換、移動(歩行・車いす移動等)) 移動介助の留意点と事故予防	Chapter 1 移動の介護 【移動の意義】 1 移動の介護に必要な知識 ・移動をする環境 ・移動で使う道具 2 移動の介護の流れ ・仰臥位からの立ち上がり ・自分で歩くとき ・車いすを使うとき ・安静が必要なとき	移動の介護とは何か利用者が移動をする意味、移動の介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する ・移動は、体の向きを変えることも含め、立ち上がる、歩く、起き上がる、座る等の動作であることを理解する ・食事、排泄、入浴など日常生活を営むために不可欠な動作や、買い物に行く、掃除をする等の活動の範囲を広げる動作は、移動の動作を介して行われることを理解する ・起き上がりや歩行ができず寝ている状態が長い利用者は、心身の機能低下を引き起こすことがあり、また褥瘡予防の観点からも体を動かすことが重要ということを理解する ・利用者が施設内で移動する際の場所の名称や、移動する際に注意しなければいけないことについて理解する ・介護現場でよく使用する車いす、杖、ベッドそれぞれの部品の名称を理解する ・車いすで使用する主な部位と、利用者が乗る前に必ず確認する点検箇所について理解する ・仰臥位から側臥位、側臥位から端座位になるまでの一連の流れについて理解する ・利用者が自ら歩く事ができる場合、介護職は利用者の歩行を見守る必要があることを理解する(手すり、杖歩行) ・利用者が自ら歩く事ができない場合、車いすに移乗をして走行する必要があることを理解する ・利用者が車いすに乗るときの注意点や安全な姿勢について理解する ・利用者の自立支援のために介護職が行う内容や注意事項について理解する
食事の介護 食事の意義と目的 基本的な食事の介護 食事介助の留意点と事故予防	Chapter 2 食事の介護 【食事の意義】 1 食事の介護に必要な知識 ・食事に関係する体 ・食事の種類 ・食事で使う道具 2 食事の介護の流れ ・食事の準備から利用者が食べ終わるまで ・口腔ケア	食事の介護とは何か利用者が食事をする意味、食事の介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する ・食事は、栄養源や水分を補給し、体内の消化吸収活動を活発にすることを理解する ・口から食べる楽しみは、空腹を満たす以上に、生きている充実感を高めることを理解する ・食事は、コミュニケーションの場であることを理解する ・食事は一日の生活時間の区切りとなり、規則正しい生活を送るために重要なことを理解する ・食事の介護を行ううえでよく使用する体の部分について理解する ・日本でよく目にする食事内容について理解する(ご飯、パン、麺類) ・利用者の状態にあわせて、食事の形態を変えて食べやすくすることを理解する ・利用者が少しでも自ら食べられるよう、工夫された道具があることを理解する ・介護現場でよく使われる利用者の状態にあわせた道具について理解する ・食事をするためにまず環境を整える必要があることを理解する ・食事の準備、姿勢の確認、利用者の食事の介護の一連の流れを通して、食事の介護を理解する ・利用者の自立支援のために介護職が行う内容や注意事項について理解する ・食事後は、口腔ケアが大切なことを理解する ・食事中や食事後、口の中で食べ物が残りやすい部分を理解する
排泄の介護 排泄の意義と目的 基本的な排泄の介護 (ポータブルトイレ、便器・尿器・おむつ等) 排泄介助の留意点と事故予防	Chapter 3 排泄の介護 【排泄の意義】 1 排泄の介護に必要な知識 ・排泄をする環境 ・排泄で使う道具 2 排泄の介護の流れ ・ポータブルトイレを使った排泄の介護 ・ベッドで行う排泄の介護	排泄の介護とは何か利用者が排泄をする意味、排泄の介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する ・排泄は、生命を維持し活動するために必要な水や食べ物を体内で消化・吸収した後、排泄器官から排出することだと理解する ・排泄に障害があると生命がおびやかされ、日常生活の活動が制限されることを理解する ・失禁や、自分の力でトイレで排泄できないといった排泄の自立低下は、利用者には精神的な不快感や苦痛を与えることを理解する ・利用者は、心身の状態に応じて、排泄する場所が異なることを理解する ・介護職は、利用者が排泄する場所の環境整備で、気を付けることについて理解する ・介護職は、利用者の状態によってはポータブルトイレでの排泄、尿器や便器を使用した排泄、おむつ交換等があることを理解する ・介護職は、利用者の排泄方法によって使用する道具はどのようなものがあるのか理解する ・ポータブルトイレを使った排泄の一連の流れを通して、排泄の介護を理解する ・利用者に応じては、ベッド上での排泄の介護があることを理解する ・利用者の自立支援をするため、プライバシーを守るために介護職が注意すべき点について理解する ・排泄物は感染症を起こす危険があるため、陰部の拭き方を理解する

告示 (教育内容に含まれるべき事項)	講習用教材の構成	技能実習生に理解してほしいこと
衣服の着脱の介護	Chapter 4 衣服の着脱(身じたく)の介護	身じたくの介護とは何か利用者が身じたく(特に、衣服の着脱について)をする意味、身じたくの介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する
身じたくの意義と目的	【身じたくの意義】	<ul style="list-style-type: none"> 身じたくは、人と関わって社会生活を送る中で、人間関係を良好にするために行うことを理解する 周りに不快感を与えないためにも、利用者自身が他者と積極的に関わるためにも、清潔感のある服装、整った髪等は大切であることを理解する
基本的な着脱の介護 着脱介助の留意点と事故予防	1 身じたくの介護に必要な知識 ・身じたくの介護のする種類 ・衣服の着脱の意義	<ul style="list-style-type: none"> 介護現場でよく行われる身じたくの種類について理解する(衣服の着脱、洗面、整髪、爪切り、ひげそり、化粧) 衣服の着脱は、いつ行うのか理解する(起床した後、就寝の前、外出する際など) 日本では季節によって衣服がどのように変化するか併せて理解する
入浴・身体の清潔の介護	2 衣服の着脱の流れ ・右片麻痺のある利用者の介護 ・利用者が立ち上がったとき	<ul style="list-style-type: none"> 衣服を準備する際には、利用者の希望、気候や室温を踏まえて衣服を選択する必要があることを理解する 衣服の準備から着脱までの一連の流れを通して、衣服の着脱の介護を理解する 利用者の座位での衣服の着脱の介護のとき、利用者の自立支援のためにできることや留意点を理解する 利用者がベッド上に寝ている状態で、衣服の着脱を行う留意点について理解する
入浴・身体の清潔の介護	Chapter 5 入浴・身体の清潔の介護	入浴の介護とは何か利用者が入浴をする意味、入浴の介護の一連の流れを通して、介護職が注意すべき点について理解する。また、利用者にとってしやすい褥瘡の予防について理解する
入浴・身体の清潔の意義と目的	【入浴の意義】	<ul style="list-style-type: none"> 入浴は、体を清潔に保ち、血行促進や新陳代謝を高める効果があることを理解する 体を清潔に保つことは、利用者にとって爽快感やリラックスした感覚を与えることを理解する 清潔で身だしなみが整っていると、人と接するときにも安心でき、生活の活性化や社会生活の拡大にもつながることを理解する
基本的な入浴の介護 (特殊浴槽、チェアー浴、一般浴槽等)	1 入浴の介護で知っておく知識 ・入浴の環境 ・入浴の介護で使う道具 ・入浴に関する体	<ul style="list-style-type: none"> 日本では浴槽に入る習慣があるため、一般的な入浴の環境について知り、そこではどのような道具が使われているか理解する 入浴の環境を整えるために、気を付けなければいけないことを理解する 体の中で汚れやすい部分について理解する 入浴の介護を行ううえで、よく出てくる体の部分について理解する
入浴・身体清潔の留意点と事故予防	2 入浴の介護の流れ ・脱衣室で行う介護 ・浴室で行う介護 ・浴そうで行う介護 ・入浴した後に行う介護 ・浴そうに入ることができない利用者の介護	<ul style="list-style-type: none"> 入浴の準備から入浴後までの一連の流れを通し、入浴の介護について理解する 入浴の介護は利用者の体調の変化や事故が起きやすいため、一連の流れの中で注意しなければいけない点についても併せて理解する 利用者の尊厳を大切にするために、プライバシーの保護等注意しなければいけない点について理解する
入浴以外の身体清潔の方法 (足浴・手浴、身体清拭)	3 入浴以外の体を清潔にする方法	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良等により入浴できない利用者のために、手浴、足浴、清拭等があることを理解する 入浴は、利用者の状態に応じて機械を使用した入浴があることを理解する
褥瘡の予防	4 褥瘡の予防	<ul style="list-style-type: none"> 褥瘡とは、皮膚の一部がただれたり、傷ができることだと理解する 褥瘡が起きやすい部位について理解する 褥瘡を予防するためには、皮膚を清潔にすること、栄養を取ること、同じ姿勢で長時間いないことが大切だと理解する

5. 入国後講習用教材の工夫

(1) 日本語について

介護職種の技能実習生は、「日本語能力検定N4」程度が入国の要件となっていることから、N4程度の技能実習生でも理解しやすいよう、できるだけ平易な日本語で表現する工夫を行った。ただし、介護の現場でよく使用する専門用語、体の名称、疾病や症状等については、入職後に困らないようあえて漢字表記とし、漢字にはすべてルビを付した。

また、技能実習生の実習先は、老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所だけでなく、病院又は診療所、児童福祉法関係や障害者総合支援法関係の施設・事業所など多岐にわたるが、身体の部位については医療現場と介護現場で使用する用語が大きく異なることがヒアリングにより明らかとなった。本教材は、入職前の入国後講習にて使用することから、汎用性があるよう介護現場で通常よく使われる用語を主としながらも医療用語を併記することとしている。(例) へそ(臍部)、膝(膝関節部) 等

また、各ページ下部には「言葉の意味」欄を設け、日本語能力検定N4程度では理解が難しい用語や介護の専門用語等の語句の説明を設けた。

(2) イラストについて

外国人介護職員へのヒアリングから「文章が多いと理解が難しいが、イラストがあると想像できる」、「イラストを見ただけで内容がある程度わかると良い」等の意見があり、また外国人介護職員教育担当者からは「体の部位の説明等にイラストを活用することがある」との意見があった。

これらを受け、入国後講習用教材では、例えば、「介護で大切なこと1」は介護における尊厳の保持・自立支援等の事項が含まれるが、尊厳・自立の概念を日本語で学習することが最も外国人介護職員にとって難しいとのヒアリング結果から、入職前の技能実習生に対しては日本語で尊厳や自立支援について詳しく解説するのではなく、介護では利用者を第一に考えることが大切であること、利用者を支えるにあたって「尊厳」と「自立支援」という考え方がベースとなっていることをイラストや例示から理解してもらうこととした。そして、具体的な尊厳を保持する行為や自立支援の方法については、実習の中で習得してもらうこととした。

その他、環境や福祉用具、体の部位等はすべてイラストにした。特に、イラストは食事の内容や食器の位置関係、車いすやベッドの位置等、検討委員会委員、ワーキンググループ委員の知見を出来る限り細部まで反映している。

(3) 表現について

- ・身体拘束や虐待等については、本来介護の場面であるべき姿ではないことから、入国後講習用教材においては、「してはいけないこと」を記載するのではなく、積極的にすべきことや大切にしなければならないことを記載するような表現を用いた。
- ・告示・通知において「介護」と「介助」という言葉が併用されているが、技能実習生が理解しやすい

よう、講習用教材においては職種名でもある「介護」という言葉に統一して使用した。

- ・「利用者の理解」の「障害」では、障害の種類を挙げている。前述のとおり、入職前の入国後講習時においては、障害について詳細に理解することより、支援を必要としている人にはどのような人たちがいるのかという理解を中心とした。そのため、各障害については技能実習生が理解できるよう最小限の表現に留めている。

(4) 「確認」について

検討委員会において、介護の現場では「確認する」という言葉が多用されているが、確認には多くの意味が含まれているため、技能実習生に理解してもらう必要があるとされた。ヒアリングでも、「確認」の際には具体的に指示する必要があり、具体的に指示をしないことで本当に必要な確認事項が得られない危険性が指摘された。本来であれば、技能実習指導員が指示内容を明確にすることによって解決できる問題ではあるが、技能実習生に対しても、確認の大切さと確認内容が不明なときは必ず職員に聞くことをメッセージとして伝えるため、あえて記載した。

(5) 索引について

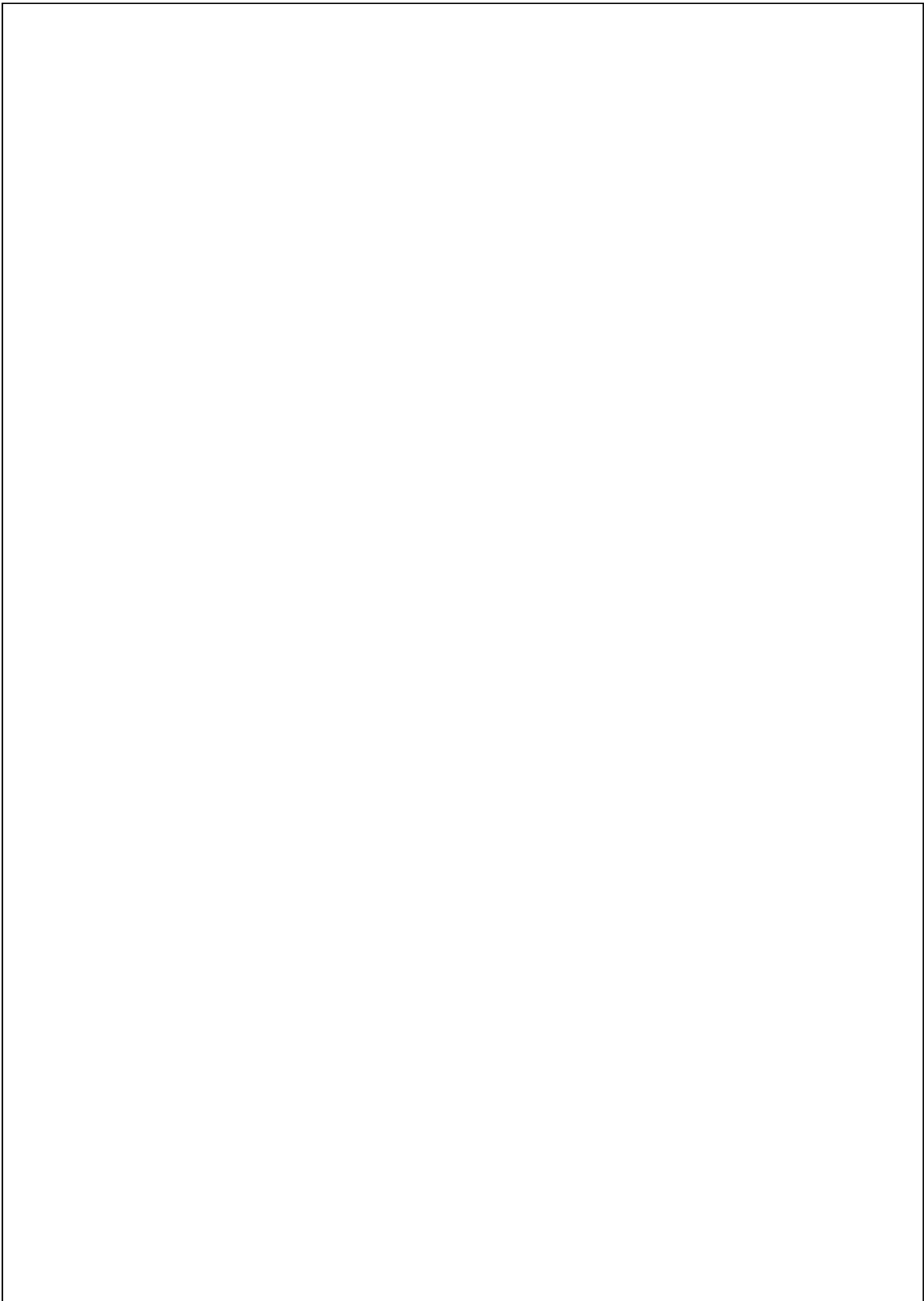
技能実習生が、用語からその内容が記載されている頁をすぐに確認できるよう索引を設けた。索引は、入国後講習用教材で使用されている語句や事項などを容易に探し出せるだけでなく、どのような内容が網羅されているのか、頻度の高い用語から何が大切なのかが一見してわかるものでもあり、指導する側にも有効と考えた。

6. 技能実習制度（介護職種）入国後講習用教材

平成29年度 社会福祉推進事業 「介護分野における技能実習制度の
標準的な教育プログラムに関する調査研究事業」

技能実習制度 （介護職種） 入国後講習用教材

平成30年1月
一般社団法人シルバーサービス振興会



はじめに（監理団体の皆様へ）

平成29年11月1日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、新たに介護職種が追加されることとなりました。介護職種においては告示にて、技能実習生の入国後講習として日本語科目と技能等の習得等に資する知識の科目の受講が求められ、それらの講習は監理団体（企業単独型の場合は申請者）が実施するものとされています。

この講習用教材（以下、「教材」という。）は、当会が厚生労働省より受託した平成29年度社会福祉推進事業の調査研究として、告示で示された技能等の習得等に資する知識の科目の教育内容を具現化したものです。教育内容に含まれるべき事項は「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について（通知）を参考として、技能実習生が介護職として働く前に知っておいてほしい「介護の仕事」について学習できるよう作成しました。

内容は技能実習生が理解しやすいよう、「介護の仕事を支える考え方」と「介護の仕事に必要な知識と技術」の二部構成とし、全体的にイラストを多く用い、平易な日本語を使用し、漢字にはすべてふりがなを付しています。また、介護の現場でよく使用する専門用語、体の名称、疾病や症状等については、入職後も困らないようにあえて漢字表記としています。「介護の仕事に必要な知識と技術」では、介護の根拠や思考過程を理解してもらうため、まずは生活行為の意義、環境、体や姿勢の名称、必要な物品等を学習したうえで、介護技術を学べるような構成としています。

なお、この教材は、告示・通知で示されている内容をもとに、技能実習生にとって理解しやすい表現になるよう工夫しています。「本書の使い方」に、告示・通知で示された教育内容と教材の対照表を掲載していますのでご参照ください。今後、監理団体の皆様が、この教材を入国後講習の教材としてご活用いただくことにより、技能実習生が介護の仕事の理解を深められるよう、期待しております。

平成30年1月

一般社団法人シルバーサービス振興会

教材の使い方（監理団体の皆様へ）

1. 教材の対象者

この教材は、監理団体の皆様が介護の技能実習における入国後講習を行う際に、「技能等の習得等に資する知識の科目」でご活用いただける教材です。これから介護職として働く技能実習生が使用することを想定して作成しています。

2. 教材の目的

この教材は、告示・通知にて示された教育内容とそれに含まれるべき事項を、調査研究をもとに検討した標準的な内容の教材になります。技能実習生の前職や知識にあわせて、監理団体に適宜内容を補う等してご活用いただけます。

3. 教材の特徴

この教材に出てくる言葉は、日本語能力検定N4程度の技能実習生でも理解しやすいよう、できるだけ平易な日本語で表現する等の工夫をしています。ただし、介護の現場でよく使用する専門用語、体の名称、疾病や症状等については、入職後に困らないようあえて漢字表記としています。

また、技能実習生に日本の介護のイメージが湧くよう、イラストを多用する工夫をしています。

4. 教材の構成

この教材は二部構成となっており、Part 1「介護の仕事を支える考え方」とPart 2「介護の仕事に必要な知識と技術」に分類しました。まずPart1では、介護職はどのような人たちを支援するのか、何を大切にしなければいけないのかという、介護を行ううえでの考え方について学習します。Part 2では、告示で示された介護の内容ごとに、介護の仕事に必要な知識と技術を学習していきます。

告示・通知で示された教育内容とそれに含まれるべき事項が、この教材においてどの部分に該当するか対照表を作成しておりますので、ご参照ください。

<入国後講習「技能等の習得等に資する知識の科目」の教育内容について>

告示：教育内容	通知：教育内容に含まれるべき事項	時間数
介護の基本Ⅰ	介護職の役割、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全、介護過程、介護における尊厳の保持・自立支援	6
介護の基本Ⅱ	からだのしくみの理解、介護を必要とする人の理解（老化の理解、認知症の理解、障害の理解）	6
コミュニケーション技術	コミュニケーションの意義と目的、コミュニケーションの基本的技法、形態別コミュニケーション	6
移動の介護	移動の意義と目的、基本的な移動の介護（体位変換、移動（歩行、車いす移動等））、移動介助の留意点と事故予防	6
食事の介護	食事の意義と目的、基本的な食事の介護、食事介助の留意点と事故予防	6
排泄の介護	排泄の意義と目的、基本的な排泄の介護（ポータブルトイレ、便器・尿器、おむつ等）、排泄介助の留意点と事故予防	6
衣服の着脱の介護	身じたくの意義と目的、基本的な着脱の介護、着脱介助の留意点と事故予防	6
入浴・身体清潔の介護	入浴・身体清潔の意義と目的、基本的な入浴の介護（特殊浴槽、チェアー浴、一般浴槽等）、入浴以外の身体清潔の方法（足浴・手浴、身体清拭）、褥瘡の予防、入浴・身体清潔の介助の留意点と事故予防	6

<告示で示された教育内容と教材の対照表>

告示：教育内容 通知：教育内容に含まれるべき事項	教材の目次
<p>介護の基本Ⅰ</p> <p>介護職の役割、介護職の職業倫理、介護過程、介護における尊厳の保持・自立支援</p> <p>介護における安全の確保とリスクマネジメント 介護職の安全</p>	<p>Part 1 介護の仕事を支える考え方</p> <p>Chapter 1 介護の基本Ⅰ (介護で大切なこと1)</p> <p>1 介護の考え方</p> <p>Chapter 2 介護の基本Ⅰ (介護で大切なこと2)</p> <p>1 介護事故の予防 2 感染症の予防 3 健康管理</p>
<p>介護の基本Ⅱ</p> <p>からだのしくみの理解 介護を必要とする人の理解 (老化の理解、認知症の理解、障害の理解)</p>	<p>Chapter 3 介護の基本Ⅱ (利用者の理解)</p> <p>1 人間の体 2 老化 (体の変化) 3 老化 (病気と症状) 4 障害 5 認知症</p>
<p>コミュニケーション技術</p> <p>コミュニケーションの意義と目的 コミュニケーションの基本的技法 形態別コミュニケーション</p>	<p>Chapter 4 コミュニケーション技術</p> <p>1 コミュニケーションの基本 2 利用者とのコミュニケーション 3 職員とのコミュニケーション</p>
<p>移動の介護</p> <p>移動の意義と目的 基本的な移動の介護 (体位変換、移動 (歩行、車いす移動等)) 移動介助の留意点と事故予防</p>	<p>Part 2 介護の仕事に必要な知識と技術</p> <p>Chapter 1 移動の介護</p> <p><移動の意義> 1 移動の介護に必要な知識 2 移動の介護の流れ</p>
<p>食事の介護</p> <p>食事の意義と目的 基本的な食事の介護 食事介助の留意点と事故予防</p>	<p>Chapter 2 食事の介護</p> <p><食事の意義> 1 食事の介護に必要な知識 2 食事の介護の流れ</p>
<p>排泄の介護</p> <p>排泄の意義と目的 基本的な排泄の介護 (ポータブルトイレ、便器・尿器、おむつ等) 排泄介助の留意点と事故予防</p>	<p>Chapter 3 排泄の介護</p> <p><排泄の意義> 1 排泄の介護に必要な知識 2 排泄の介護の流れ</p>
<p>衣服の着脱の介護</p> <p>身じたくの意義と目的 基本的な着脱の介護 着脱介助の留意点と事故予防</p>	<p>Chapter 4 衣服の着脱 (身じたく) の介護</p> <p><身じたくの意義> 1 身じたくの介護に必要な知識 2 衣服の着脱の流れ</p>
<p>入浴・身体の清潔の介護</p> <p>入浴・身体の清潔の意義と目的 基本的な入浴の介護 (特殊浴槽、チェアー浴、一般浴槽等) 入浴・身体清潔の介助の留意点と事故予防 入浴以外の身体清潔の方法 (足浴・手浴、身体清拭) 褥瘡の予防</p>	<p>Chapter 5 入浴・身体の清潔の介護</p> <p><入浴の意義> 1 入浴の介護で知っておく知識 2 入浴の介護の流れ 3 入浴以外の体を清潔にする方法 4 褥瘡の予防</p>

目次

はじめに（監理団体の皆様へ）…………… I
 教材の使い方（監理団体の皆様へ）…………… II

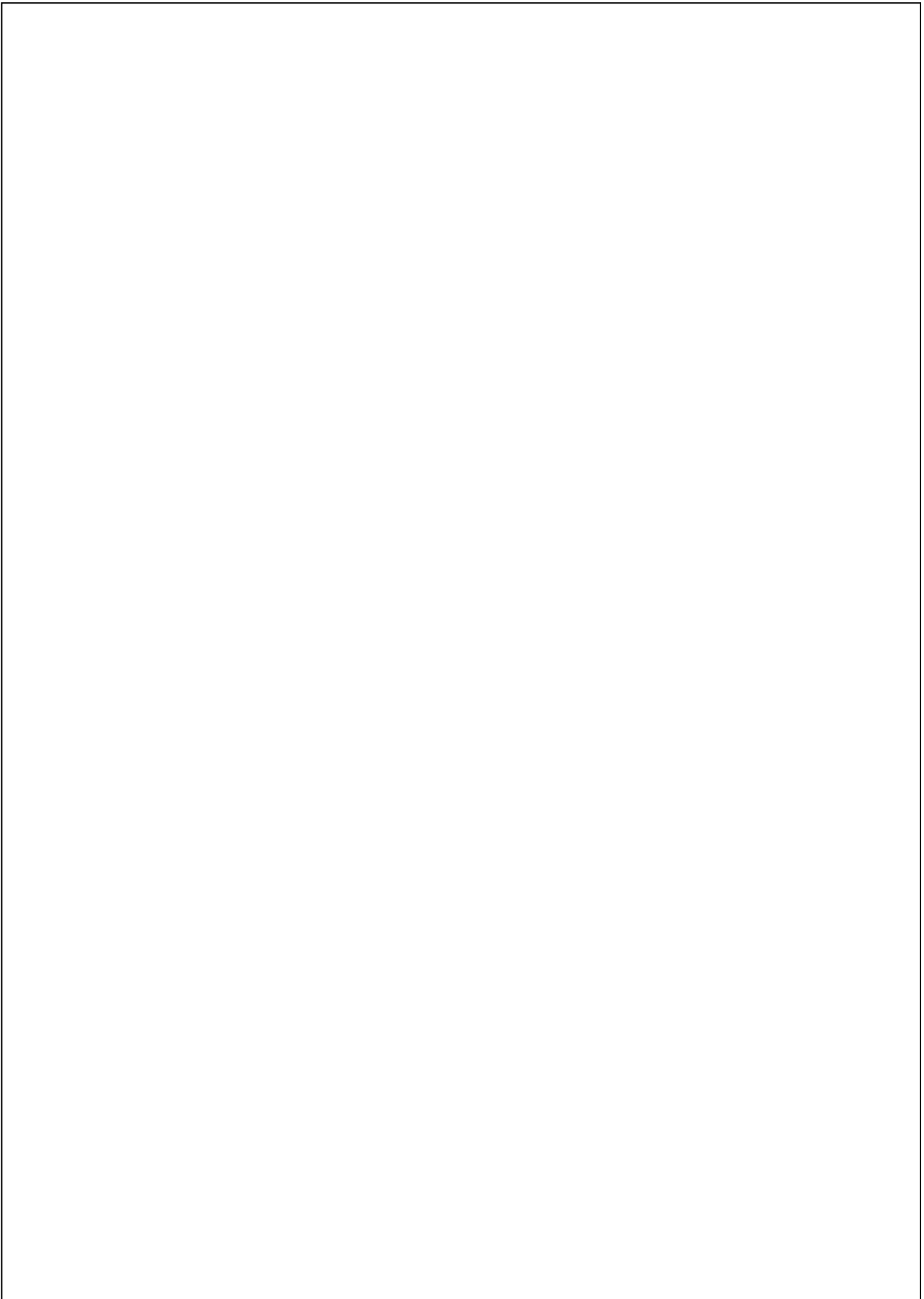
Part1 介護の仕事を支える考え方…………… 1

Chapter1 介護の基本 I（介護で大切なこと1）…………… 2
 1 介護の考え方…………… 2
 Chapter2 介護の基本 I（介護で大切なこと2）…………… 6
 1 介護事故の予防…………… 6
 2 感染症の予防…………… 7
 3 健康管理…………… 9
 Chapter3 介護の基本 II（利用者の理解）…………… 10
 1 人間の体…………… 10
 2 老化（体の変化）…………… 13
 3 老化（病気と症状）…………… 14
 4 障害…………… 16
 5 認知症…………… 18
 Chapter4 コミュニケーション技術…………… 20
 1 コミュニケーションの基本…………… 20
 2 利用者とのコミュニケーション…………… 22
 3 職員とのコミュニケーション…………… 24

Part2 介護の仕事に必要な知識と技術…………… 27

Chapter1 移動の介護…………… 28
 <移動の意義>…………… 28
 1 移動の介護に必要な知識…………… 29
 2 移動の介護の流れ…………… 31
 Chapter2 食事の介護…………… 34
 <食事の意義>…………… 34
 1 食事の介護に必要な知識…………… 34
 2 食事の介護の流れ…………… 37
 Chapter3 排泄の介護…………… 40
 <排泄の意義>…………… 40
 1 排泄の介護に必要な知識…………… 41
 2 排泄の介護の流れ…………… 43

Chapter4	衣服 <small>いふく</small> の着脱 <small>ちゃくだつ</small> （身じたく <small>み</small> ）の介護 <small>かいご</small>	46
	<身じたく <small>み</small> の意義 <small>いぎ</small> >	46
	① 身じたく <small>み</small> の介護 <small>かいご</small> で必要な知識 <small>ひつよう ちしき</small>	47
	② 衣服 <small>いふく</small> の着脱 <small>ちゃくだつ</small> の流れ <small>なが</small>	50
Chapter5	入浴 <small>にゅうよく</small> ・身体 <small>しんたい</small> の清潔 <small>せいけつ</small> の介護 <small>かいご</small>	52
	<入浴 <small>にゅうよく</small> の意義 <small>いぎ</small> >	52
	① 入浴 <small>にゅうよく</small> の介護 <small>かいご</small> で知っておく知識 <small>し ちしき</small>	53
	② 入浴 <small>にゅうよく</small> の介護 <small>かいご</small> の流れ <small>なが</small>	55
	③ 入浴 <small>にゅうよく</small> 以外の <small>い</small> 体を <small>が</small> 清潔 <small>せいけつ</small> にする方法 <small>ほうほう</small>	58
	④ 褥瘡 <small>じよくそう</small> の予防 <small>よぼう</small>	59
索引 <small>さくいん</small>	60



Part

1



かいご しごと
介護の仕事

ささ かんが かた
支える考え方

Chapter

1

介護の基本 I

(介護で大切なこと 1)

1 介護の考え方

- 介護職は、利用者とかかわるとき、「人間の尊厳」と「自立支援」を大切にします。
- 利用者は、介護職が働く施設などで、介護を受ける人たちです。
- 介護で大切なことは、「利用者主体」という考え方です。



- 介護職は、利用者の状態を見て、利用者が希望する生活を支援します。

- 介護職は、利用者が持っている力を活かします。



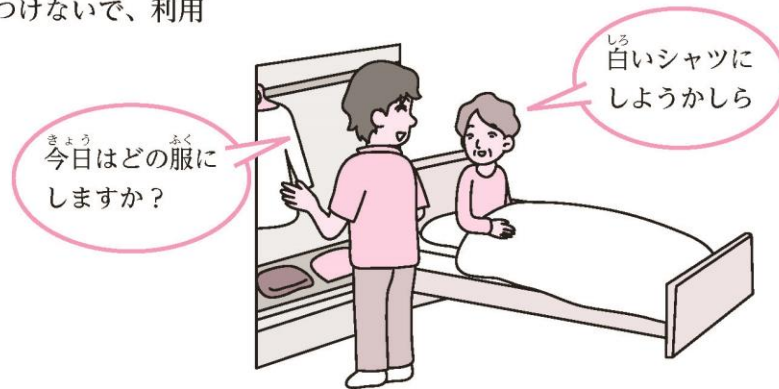
言葉の意味

【活かす】……じょうずに使うこと

- 介護職は、利用者の尊厳やプライバシーを大切にします。
- 介護職は、「専門職がしなければならないこと」「利用者にとって何が一番よいか」を考えて行動します。

介護職に求められる行動

- 介護職の考えを押しつけないで、利用者を選んでもらう。



- プライバシーを守る。



- 利用者の情報を守る。

言葉の意味

- 【プライバシー】……他の人に知られたくないこと
- 【行動】……すること
- 【押しつける】……相手の意思を考えないで、させること

- 介護職は利用者のできる力を使って、利用者に合った生活ができるように、次のような流れで介護をします。

介護の過程

- 利用者の佐藤さんは、食事が食べられなくなっています。



- 介護職は、佐藤さんが食べられない理由を考えます。



味つけが濃い？

食欲がない？

料理が固い？

箸が使いにくい？



- 介護職は、佐藤さんに食べてもらうための介護の方法を考えます。

- 介護の方法を考えると、佐藤さんを支援する他の職種の人たちにも相談します。



佐藤さんは手の力が弱くなった。使いやすい箸を考えてみよう



レクリエーションで佐藤さんに指の体操をしてみよう

- 介護職は、佐藤さんに食べてもらえるように、食事の介護をします。

- 介護職は、食堂の環境や佐藤さんが食べるときの姿勢を整えます。

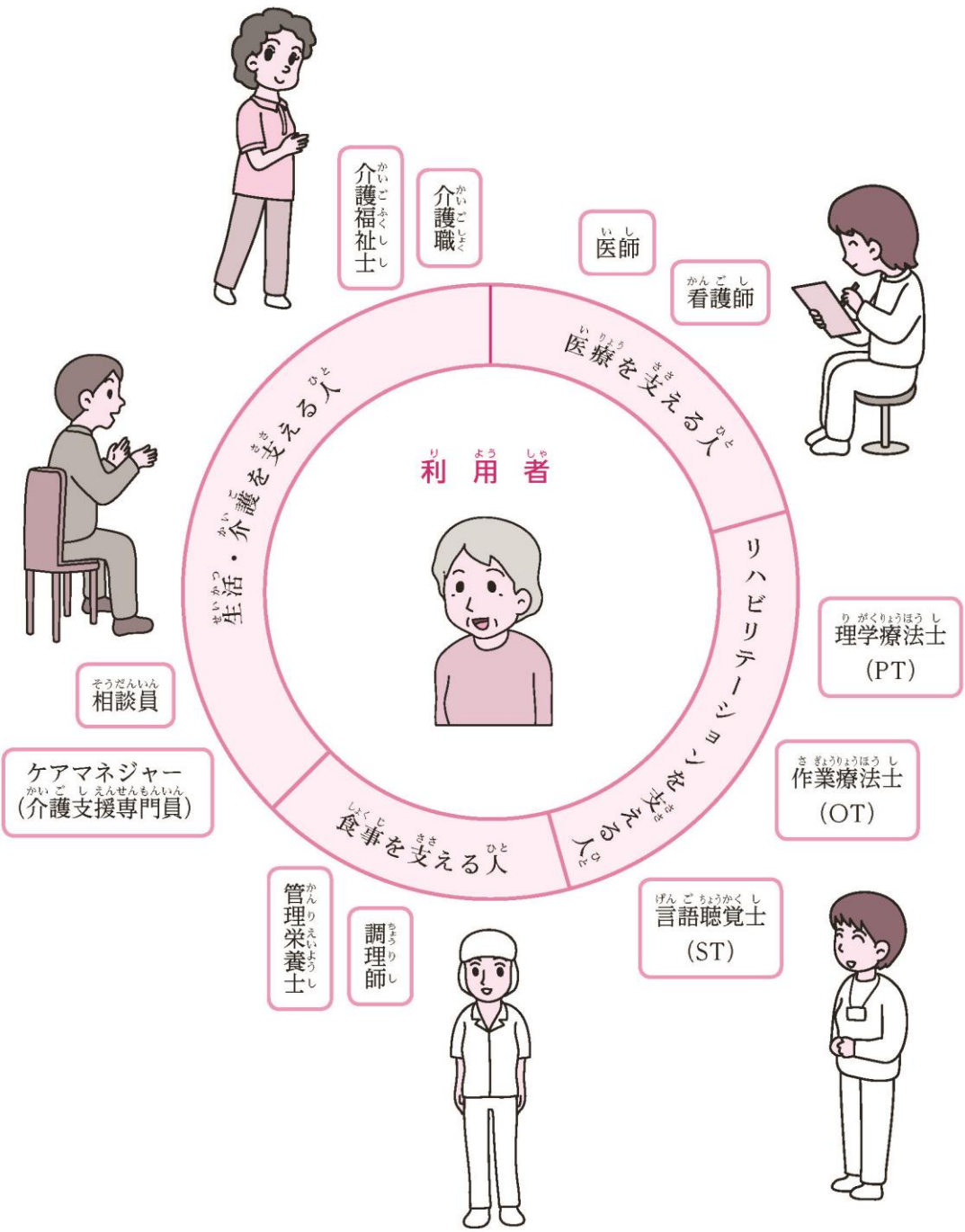


- 介護職は、食事の介護をしたことで、佐藤さんが食べられるようになったかを確認します。

言葉の意味

【過程】……結果までの順序

利用者支援する人たち



Chapter 2

介護の基本 I (介護で大切なこと 2)

1 介護事故の予防

- 利用者は体のいろいろなところが変化しているので、事故が起きやすいです。
- 事故が起きたときは、職員に報告します。
- 報告は、事故の予防になります。

利用者の事故の例

転倒



転落



やけど



誤嚥



言葉の意味

- 【誤嚥】……食べ物や飲み物が、気管に入ること
【職員】……いっしょにはたらく人

2 感染症の予防

- 感染症は、病原体が体の中に入り、いろいろな症状を起こす病気です。
- 感染症になると、発熱や下痢、咳などの症状が出たり、重い病気になったりします。

感染源の種類

体液



血液

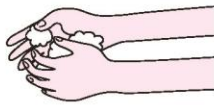


排泄物（おう吐物、尿、便）

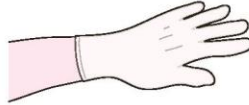


感染症を予防する方法

手を洗う



使い捨て手袋を使う



うがいをする



マスクを使う



エプロンを使う



- 感染症になると人にうつし、病原を広げてしまいます。
- 介護職は、感染症にならないように注意します。

言葉の意味

【感染症】……感染で起こる病気

【病原体】……病気の原因になるもの

【症状】……病気やけがの状態

【使い捨て】……一回使ったら捨てること

【感染】……病原体が体の中に入ること

【予防】……ならないようにすること

【感染源】……感染の原因になるもの

て あら かつ
手の洗い方

① 指輪、時計をはずす



② 手をぬらす。流水で洗う



③ ためた水で洗わない



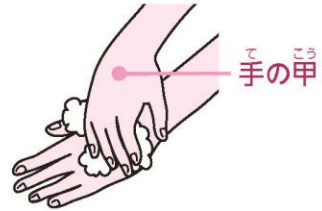
④ 石けんを手にとる



⑤ 手のひらを合わせてこする



⑥ 手の甲を洗う



⑦ 指の先、爪の間を洗う



⑧ 指の間を洗う



⑨ ねじり洗いをする



⑩ 手首を洗う



⑪ 水で流し、ペーパータオルなどでふく



3 健康管理

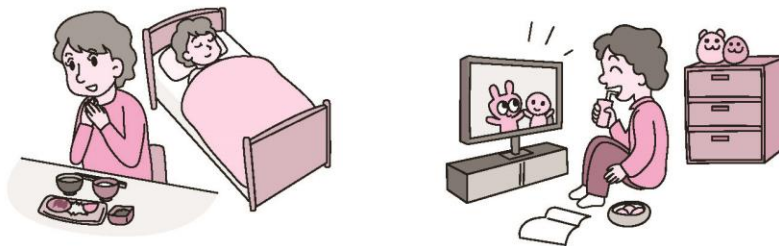
- 利用者により介護をするには、介護職は健康でなければなりません。
- 健康には、心の健康と体の健康があります。

健康のための行動

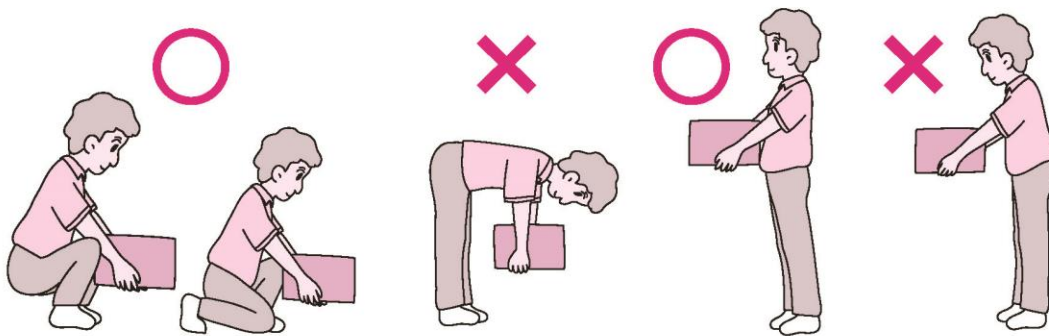
- 心の健康のために、ストレスを感じたときは、他の人に相談します。



- 体の健康のために、食事と睡眠と休養が大切です。



- 介護職は腰痛になりやすいので、気をつけます。
- 腰痛にならないように、ボディメカニクスや福祉用具を使います。



言葉の意味

【健康管理】……健康な状態でいられるようにすること

【ボディメカニクス】……人間の体の使い方や動かし方のこと

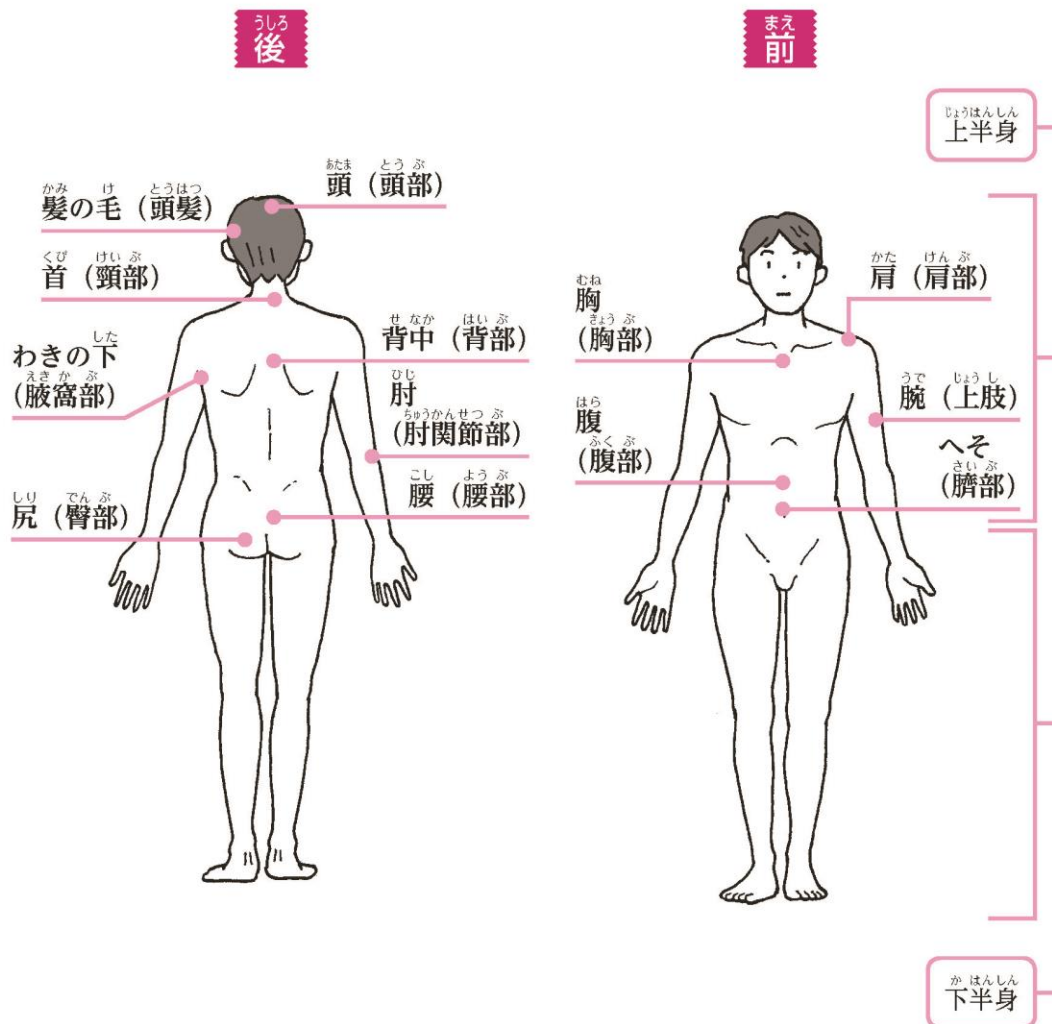
Chapter

3

介護の基本II (利用者の理解)

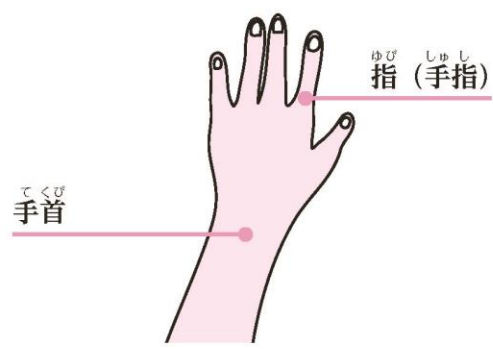
1 人間の体

● 介護をするためには、人間の体のつくりを知ることが大切です。

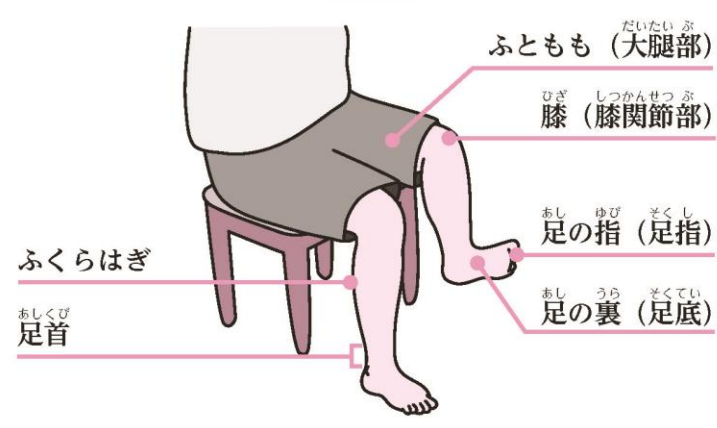


- 人間の体には、動くところと、動かないところがあります。
- 関節、首、腰は動きます。
- 関節は、肩、肘、手首、手の指、膝、足首、足の指にあります。
- 関節は、一つひとつ動く範囲や動き方が違います。

て
手



あし
足



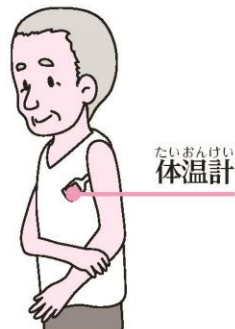
ことば いみ
言葉の意味

【範囲】……どこからどこまでと、決められた広さ

バイタルサイン

- 体温、血圧、脈拍、呼吸、意識など、人間が活着ていることがわかるサインを、バイタルサインと言います。
- バイタルサインで利用者の体調を確認します。
- バイタルサインの測定値は、利用者の年齢や状態によってちがいます。

体温



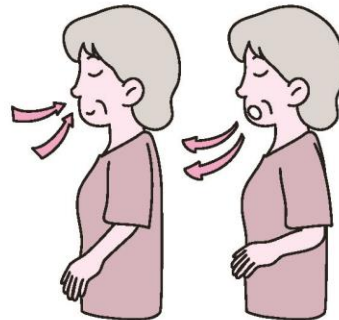
血圧



脈拍



呼吸



意識

- ・目が覚めている状態
- ・自分の今の状態や、周りの状況が正しくわかっている状態

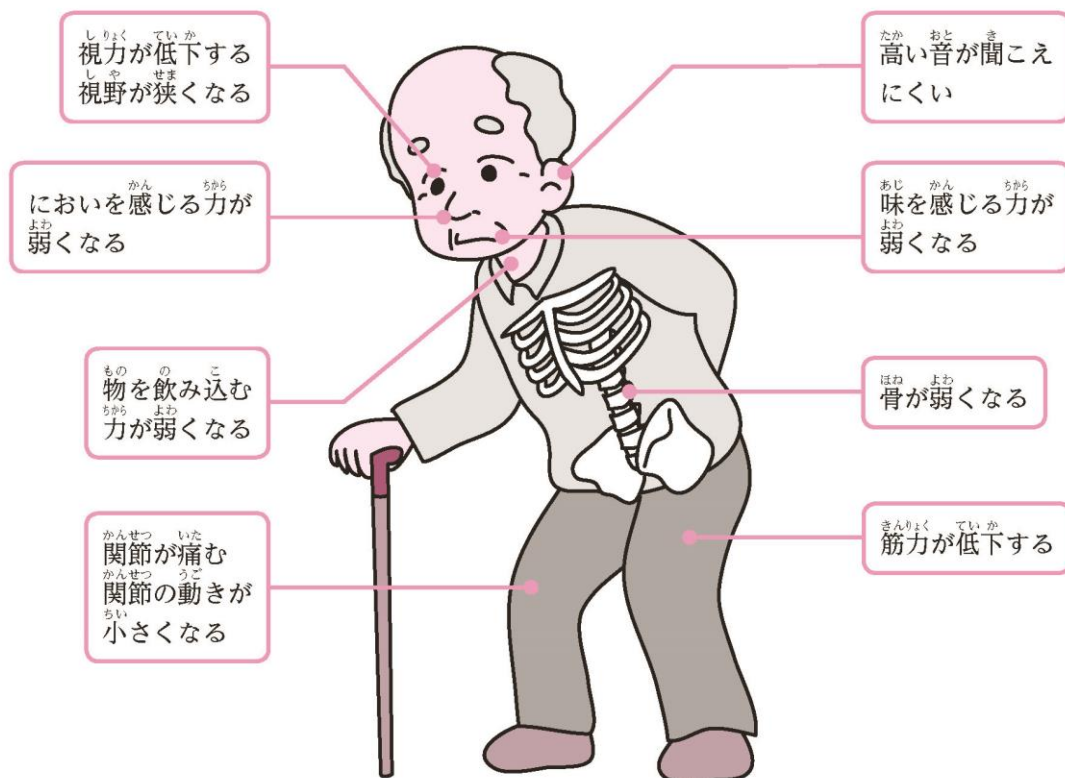
言葉の意味

【測定値】……測ってわかる量や大きさ

【状況】……時間とっしょに、変わる様子

2 老化 (体の変化)

- 年をとると、体のいろいろなところに変化が起きます。
- 体の変化は、人によって違います。



言葉の意味

- 【変化】……変わること
- 【視力】……物を見る目の力
- 【視野】……見える範囲
- 【低下】……弱くなること

3 老化 (病気と症状)

●年をとると、病気になることが多くなります。介護職は、病気と症状の特徴を理解します。

高齢者の病気と症状の特徴

- 病気の症状が人によって違います。
- 病気になったことがわかりにくいです。
- 病気が慢性化することが多いです。

高齢者に多い病気

脳血管疾患

脳の血管の病気。脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など



脳の病気になると、片麻痺になることがあります。

心疾患

心臓の病気。狭心症、心筋梗塞など



肺炎

病原体が肺の中に入って起こる病気



言葉の意味

【特徴】……他と比べて、よくわかること

【慢性化】……あまりひどくはないが、治りにくく、長く続くこと

こうれいしゃ おお しょうじょう
高齢者に多い症状

便秘

べん で かいすう りょう へ ちよう べん
便の出る回数や量が減って、腸に便がたまること



頻尿

ひんによう
尿の出る回数が増えること



脱水症状

からだ なか すいぶん た じょうたい
体の中の水分が足りない状態



貧血症状

けつえきじょうたい わる つか
血液状態が悪くなるため、疲れたり、めまいがしたりする状態



言葉の意味

【量】……どのくらい

【減る】……少なくなる

4 障害しょうがい

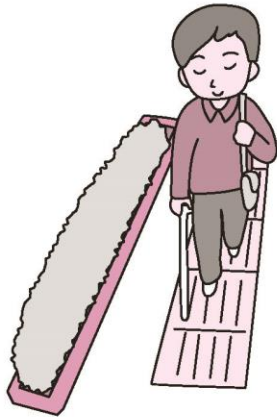
- 介護職は、利用者の気持ちを理解して、利用者が自立して生活ができるように支援しえんします。
- 介護職は、障害の特徴に合わせて介護します。



障害の種類しょうがい しゅるい れいの例

視覚障害しかくしょうがい

目が見えない（見えにくい）



肢体不自由したいふ じゆう

病気・けがで、手や足などに障害がある



ちょうかく げんごしょうがい
聴覚・言語障害

きく、はなす、よむ、かくなどで困ることが多い



ないぶしょうがい
内部障害

からだなかぞうきしょうがい
体の中の臓器に障害がある



ちてきしょうがい
知的障害

ちのうはつたつおく
知能の発達に遅れがあり、生活をするのに
ふじゆうがある

せいしんしょうがい
精神障害

きもちがくらくって、なにもできなくなる。
じぶんかんがきもちをじょうずに表せない
など

5 認知症

- 認知症は、脳の機能が障害され、認知機能が低下する病気です。
- 認知機能は、記憶する、考える、判断するなどの脳のはたらきのことです。
- 認知症の症状には、中核症状と周辺症状があります。

脳の障害で起こる症状（中核症状）の例

聞いたことをすぐ忘れてしまう



時間がわからない



場所がわからない



人がわからない



言葉の意味

- 【認知】……わかること
- 【機能】……できること
- 【記憶する】……覚えること
- 【判断する】……よいかどうか決めること

かんきょう お しょうじょう しゅうへんしょうじょう れい 環境などで起こる症状（周辺症状）の例

- （自分がいる場所がわからなくて）歩き回る
- いない人が見える
- 気持ちが暗くなって、何もできなくなる
- 食べ物ではないものを食べる

かかわるときにちゅうい かかわるときに注意すること

- 介護職は、利用者の表情や行動を見て、言葉を聞いて、利用者の気持ちを考えます。
- 利用者ができないときや、失敗したときに怒ると、認知症の症状はもっと悪くなります。

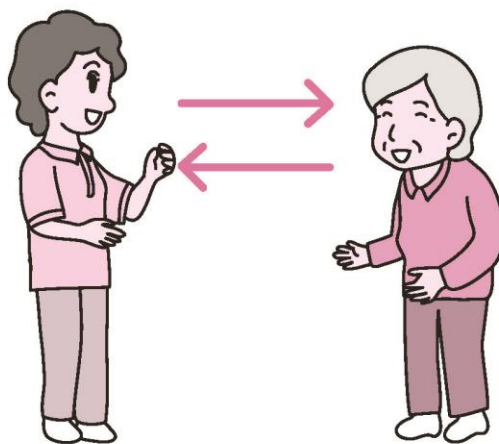


コミュニケーション

ぎじゆつ 技術

1 コミュニケーションの^{きほん}基本

- ^{りようしゃ}利用者のことを知るために、^{たいせつ}コミュニケーションは大切です。
- ^{かいごしょく}介護職はコミュニケーションで、^{りようしゃ}利用者の^{きぼう}希望やできることを^{りかい}理解します。
- ^{かいごしょく}介護職は、^{りようしゃ}利用者の話をよく聞いて、^{うけとめ}受け止めます。

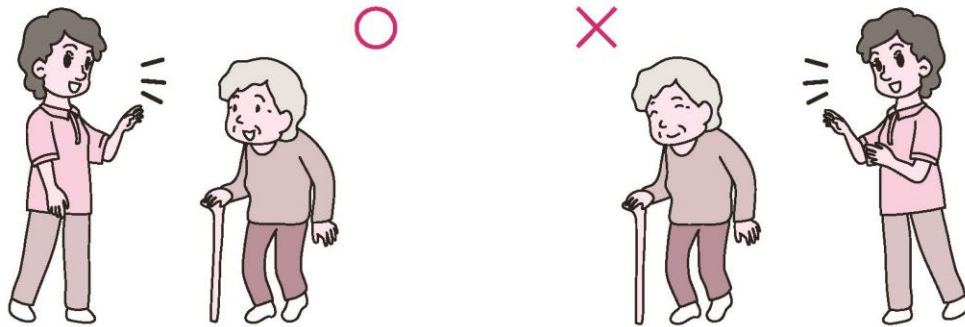


コミュニケーションで^き気をつけること

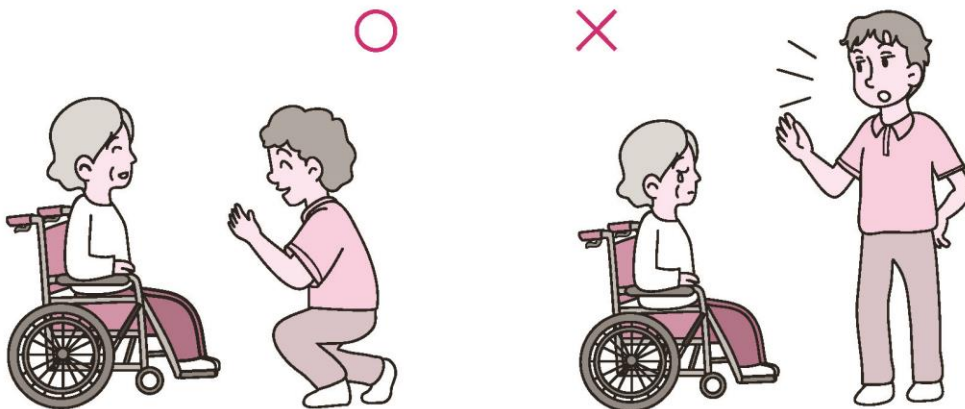
- ^{りようしゃ}利用者の^{なまえ}名前を呼びます。



●利用者の正面から話します。



●介護職の目と利用者の目を、同じ高さにして話します。



かくにん 確認するとき気をつけること

- 介護の現場では「確認する」をよく使います。
- 介護の現場で使う「確認する」にはいろいろな意味があります。

かくにん いみ 確認の意味

- ・確かめる
- ・利用者の同意をもらう
- ・消灯時間やお風呂の温度など、決められていることを調べる
- ・介護を行う前に、利用者の状態を見たり、聞いたり、触ったりして調べる

- 確認することは、利用者の安全のために大切なことです。
- 確認する内容がわからないときは、職員に聞きましょう。

2 りようしゃ利用者とのコミュニケーション

- かいご介護をするまえ前に、これからどんなかいご介護をするかりようしゃ利用者せつめいに説明して、かいご介護を始めるどういことに同意してもらいます。



- かいご介護職からこゑ声をかけて、りようしゃ利用者じょうたいの状態をかくにん確認します。

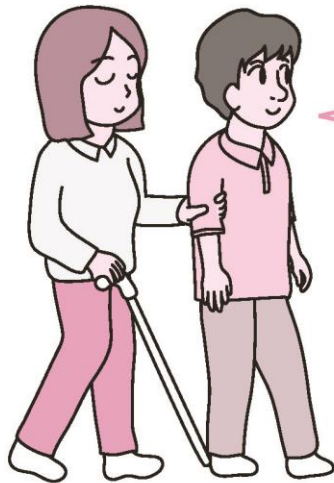


ことば言葉のいみ意味

どうい【同意】……あいて相手のかんが考えにおな同じいけん意見だいと言うこと

● ^{かいごしょく}介護職は、^{りようしゃ}利用者の^{じょうたい}状態に合った^あコミュニケーションをします。

^{しかくしょうがい} ^{りようしゃ}
視覚障害のある利用者



^{みぎがわ} ^{かべ}
右側に壁が
あります

^{ことば} ^{せつめい}
言葉で説明したり、さわってもらったりして、
コミュニケーションをする

^{ちようかくしょうがい} ^{りようしゃ}
聴覚障害のある利用者



^{しゅわ} ^{ひつだん}
手話、筆談、ジェスチャーなどで
コミュニケーションをする

^{ことば} ^{いみ}
言葉の意味

^{しゅわ} ^て ^{つか} ^{かいわ}
【手話】……手を使ってする会話

^{ひつだん} ^じ ^か ^{かいわ}
【筆談】……字を書いている会話

3 職員とのコミュニケーション

報告

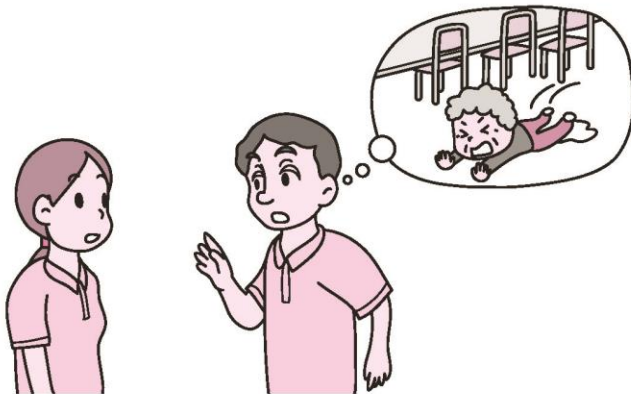
- 報告は、自分がした仕事を、指示した人に伝えることです。
- 事故が起きたときや、事故を見つけたときは、職員にすぐ報告します。

指示された仕事が終わったとき



鈴木さんの着替えの介護
が終わりました。今日は
寒いので、セーターを着
ていただきました

事故が起きたとき



報告の内容

- ・いつ
- ・どこで
- ・だれが
- ・何をした
- ・なぜ
- ・どのように

言葉の意味

【指示する】……「～なさい」と命令すること

れんらく 連絡

●連絡は、必要な人に、必要な情報を知らせる事です。

じょうほう し 情報を知らせる

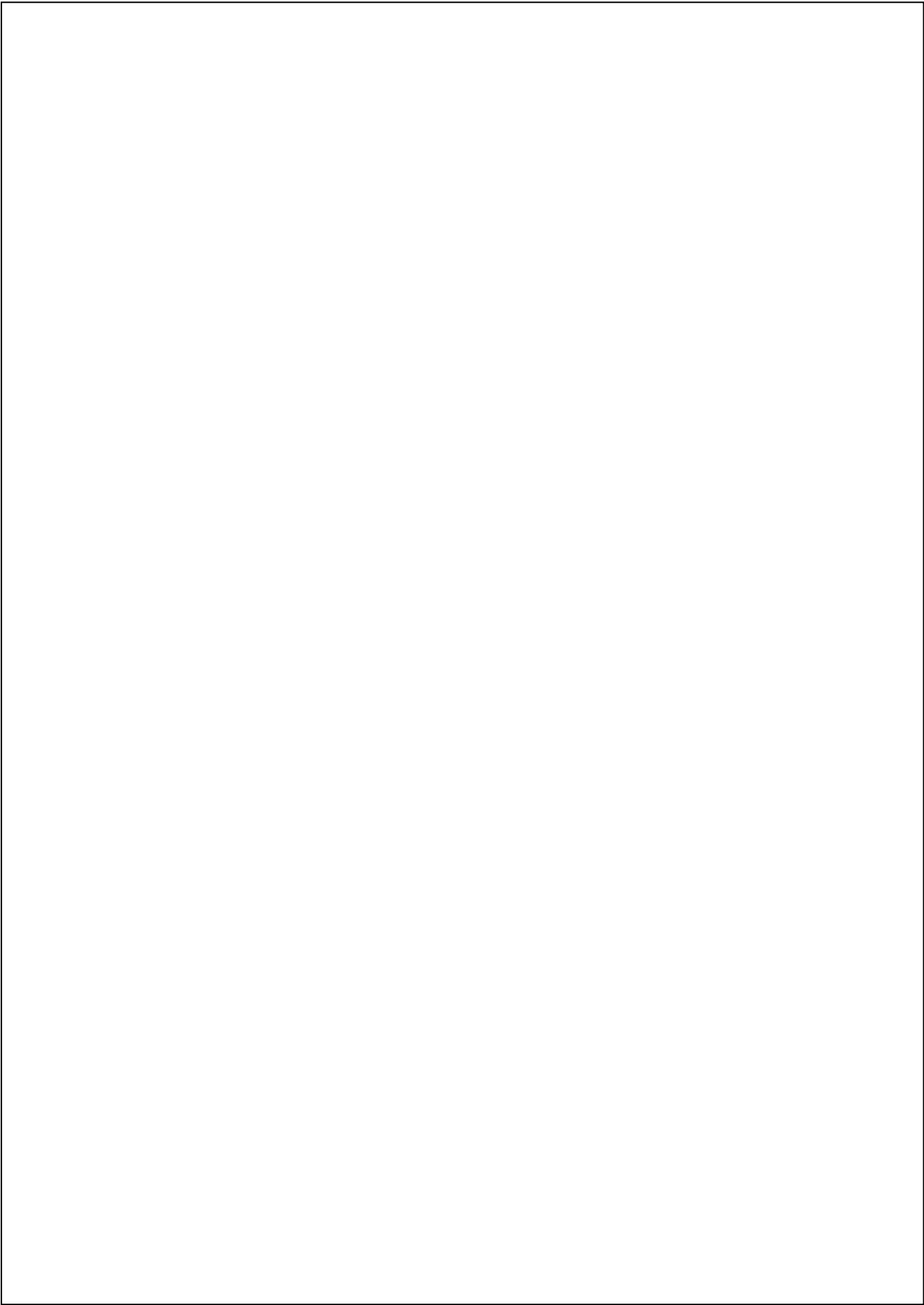


そうだん 相談

●わからないことや困ったことがあるときは、一人で悩まないで職員に相談します。

じぶん そうだん 自分から相談する





Part

2



かいご しごと ひつよう
介護の仕事に必要な

ちしき ぎじゅつ
知識と技術

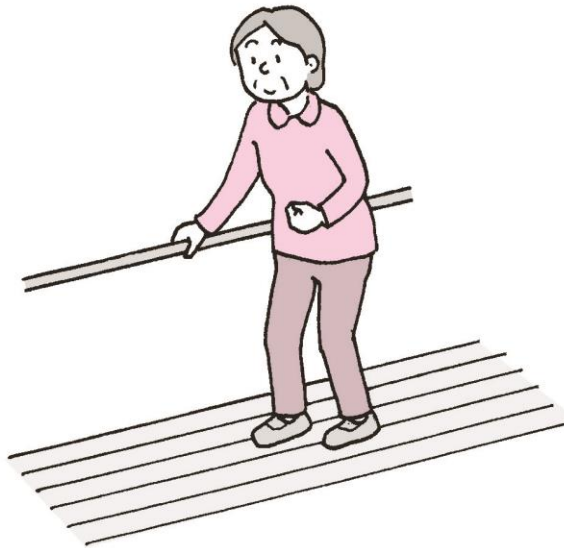
Chapter

1

い どう かい ご 移動の介護

い どう い ぎ 移動の意義

しよくじ にゆうよく そうじ せんたく にちじようせいかつ しごと ともだち あ わたし
食事、入浴、掃除、洗濯などの日常生活、仕事をする、友達と会うなど、私
たちは自分の体を移動させて、生活しています。社会生活に、移動は必要です。
ひと うご かなないでいると、きんりよく よわ たつことがむずか
人は動かないでいると、筋力が弱くなって、立つことが難しくなります。ベ
ッドで寝ている生活が続くときにも、しせい か からだ い どう たいりよく
姿勢を変えて体を移動させると、体力の
ていか ふせ
低下を防ぐことができます。



ことば い み 言葉の意味

【意義】……言葉が表す意味、価値

【価値】……どのくらい大切か、どのくらい役に立つか

【筋力】……筋肉の力

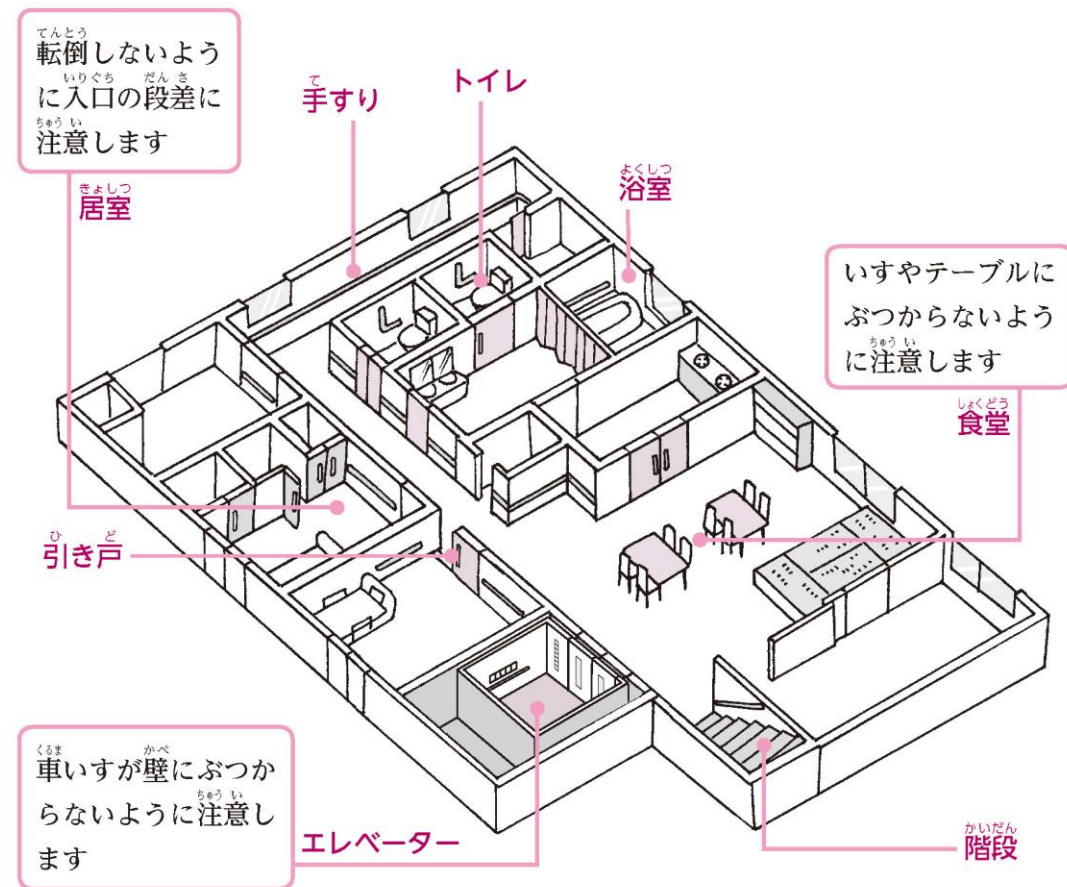
【姿勢】……体の形

【低下】……弱くなること

【防ぐ】……ならないようにすること

1 移動の介護に必要な知識

移動をする環境

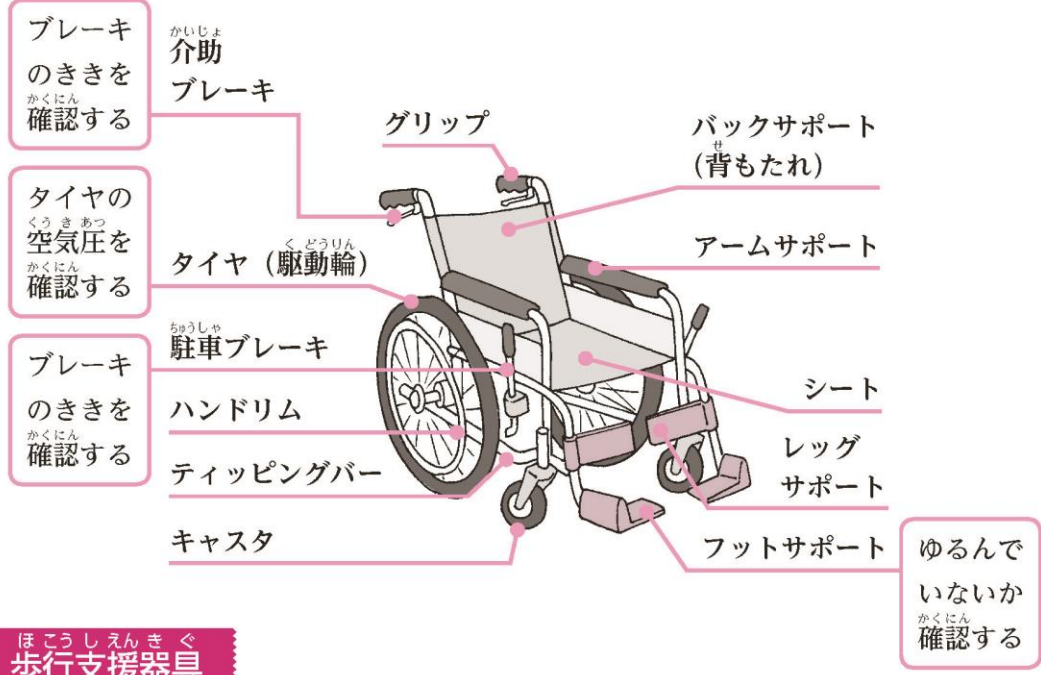


言葉の意味

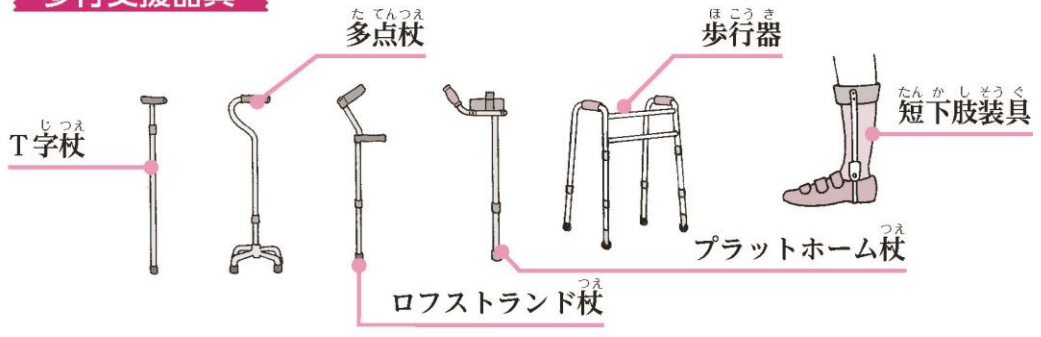
【転倒】……転んで、体の一部が床につくこと

移動で使う道具

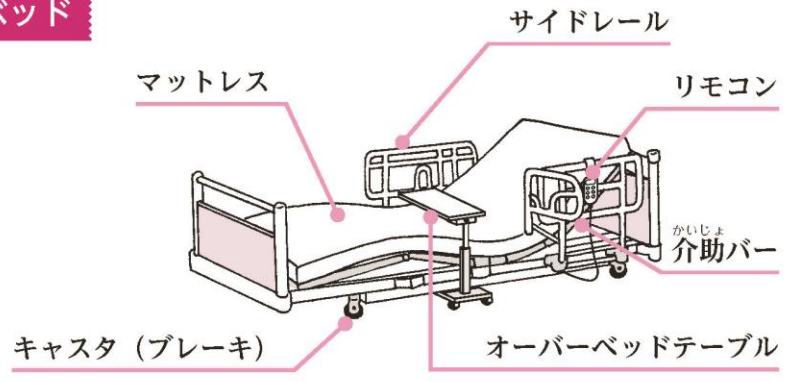
くるま 車いす



ほこうしえんきぐ 歩行支援器具



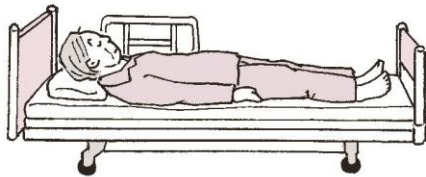
ベッド



2 移動の介護の流れ

仰臥位からの立ち上がり

ぎょうがい 仰臥位



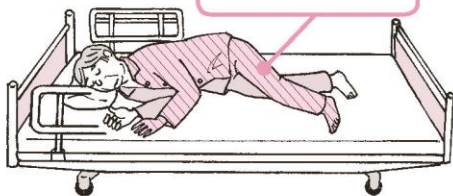
ベッドに寝て、あおむけの姿勢



かんそく まひ いた
患側（麻痺や痛みがある部分）

ぎょうがい そくがい
仰臥位→側臥位
・利用者の肩と腰を支え、体の向きを変えます。

そくがい 側臥位



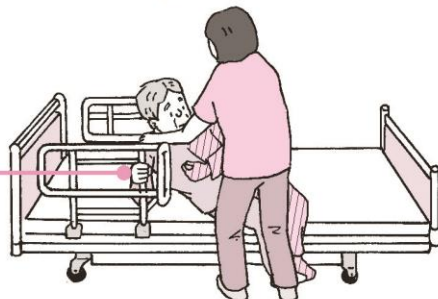
からだ あんてい かなた
体が安定する形

ベッドに寝て、横を向いた姿勢

クッションやタオルを使用すると、側臥位が安定します。



つかむ



そくがい たんざい
側臥位→端座位
・利用者にサイドレールをつかんでもらいます。
・利用者を支え、起き上がりを介護します。

たんざい 端座位

ベッドの端に
座る姿勢



足の裏を床に
つけます。



サイドレールやベッドに手
を置いてもらおうと端座位が
安定します。

たちあがり 立ち上がり



端座位→立ち上がり
利用者に介助バーをつかんで
もらいます。

自分で歩くとき

りつい 立位



立位は不安定なの
で、利用者の姿勢
を安定させます。

て 手すりを使った歩行



つえほこう 杖歩行



転倒しないように
患側から利用者を
見守ります。

ことば 言葉の意味

【見守る】……危なくないように気をつけること

くるま つか 車いすを使うとき

くるま いじょう 車いすへの移乗



りようしゃ あし
利用者の足を
フットサポー
トの上に乗せ
ます。

りようしゃ て
利用者の手を
アームサポー
トの上に乗せ
ます。

くるま そうこう 車いすの走行



かべ
壁にぶつから
ないように移
動します。

と
止まっている
ときは、車い
すのブレーキ
をかけます。

あんせい ひつよう 安静が必要なとき

はんざい 半座位

お
45° 起こす



じょうはんしん お
上半身を45°起こして
すわ しせい
座る姿勢

ことば いみ 言葉の意味

なが
【流れ】……順序のこと

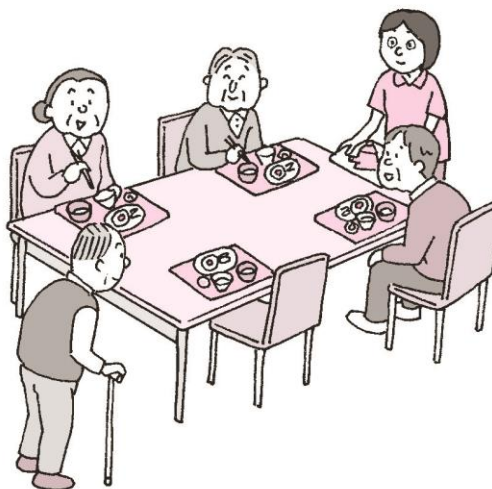
ととの
【整える】……きちんとすること

Chapter 2

しよく じ かい ご 食事の介護

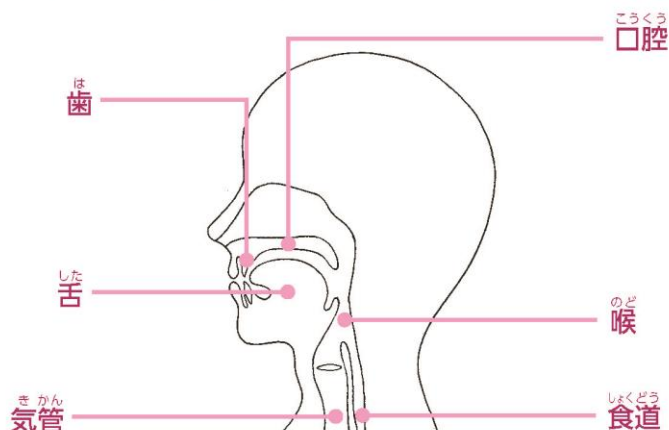
しよく じ い ぎ 食事の意義

しよく じ えい じょう
食事は栄養のあるものを食べて、
けんこう たも もくてき
健康を保つことが目的です。
しよく じ たの せい かつ
食事を「楽しむ」ことで、生活も
たの しく な り ます。 食事は他の人と
いっしょに「楽しむ」ことができ、
たいせつ ばいしよ
大切なコミュニケーションの場所にも
なります。
き じ かん しよく じ
決まった時間に食事をするので、
いちにち せい かつ じ かん ととの
一日の生活時間を整えることもでき
ます。



1 しよく じ かい ご ひつ じょう ち し き 食事の介護に必要な知識

しよく じ かん けい からだ
食事に関する体

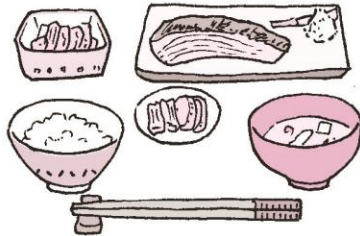


ことば い み 言葉の意味

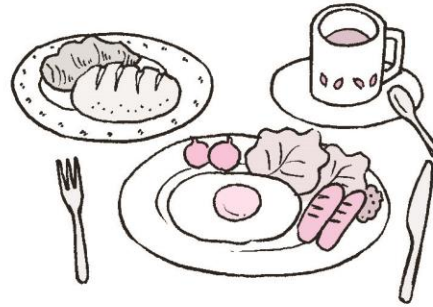
たも おな じょうたい
【保つ】……同じ状態にしておくこと

しょくじ しゅるい
食事の種類

はん ちゅうしん しょくじ
ご飯が中心の食事



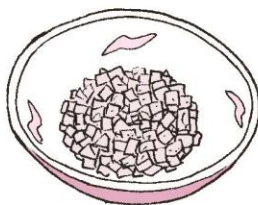
ちゅうしん しょくじ
パンが中心の食事



めん ちゅうしん しょくじ
麺が中心の食事

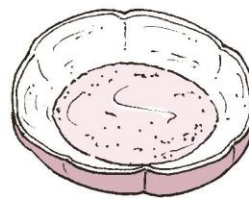


きざ しょく
刻み食



おお たい もの
 大きい食べ物を
 ちい さい きざ
 小さく刻む。

しょく
ミキサー食



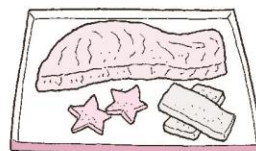
たい もの
 食べ物をミキ
 サーでやわら
 かくする。

しょく
とろみ食



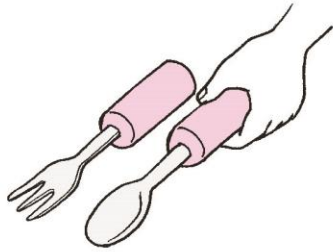
たい もの
 食べ物にとろみ
 をつける。

しょく
ソフト食

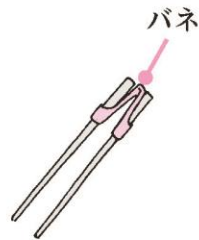


やわらかく、
 いろ いろ けい
 色や形のある
 たい もの
 食べ物。

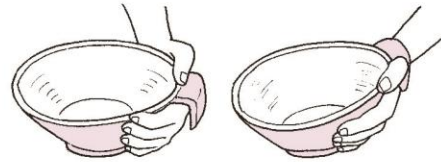
しよくじ つか どうぐ
食事で使う道具



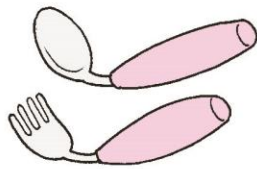
にぎりやすくした
 スプーン・フォーク



バネ付き固定箸



にぎりやすい食器



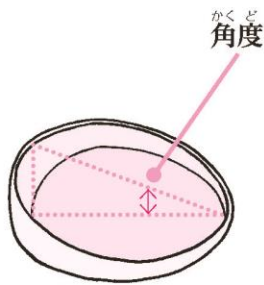
まがりスプーン・フォーク



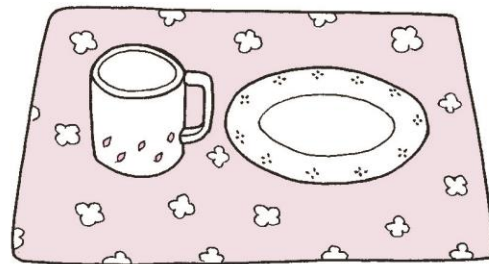
カフベルト付き
 スプーンホルダー



ホルダー付きコップ



かくどをつけて食べやすくしたお皿



すべり止めマット

2 食事の介護の流れ

食事の準備から利用者が食べ終わるまで

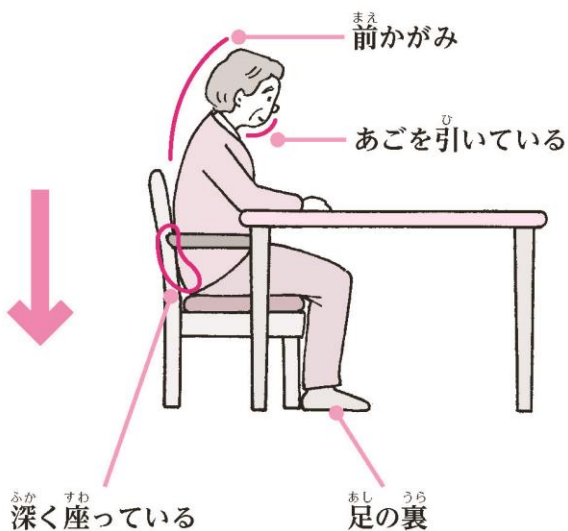
食事を準備する



誤嚥しないように、食べやすい食事をつくりま

利用者が嫌いなもの、食べてはいけないものがないかを確認します。

いすに座った姿勢を確認する



食事の前に、トイレに行行って、手洗いを済ませます。

いすに深く座り、足の裏が床につくようにします。

言葉の意味

【誤嚥】……飲み込むとき、食べ物や飲み物が気管に入ること。このとき、むせが起きる。

【むせ】……気管に食べ物などが入って苦しむこと

【済む】……し終わること

しよくじ かいご はじ
食事の介護を始める



りようしゃ た じゆんぱん かく
利用者が食べたい順番を確認
にん します。

りようしゃ おいしく た べられ
る ように 声 を かけます。



りようしゃ た 食べやすい しせい
になっているかを確認しま
す。

ごえん 誤嚥しないように、の 飲みこ
んだことを確認します。

くち なか た もの
口の中に食べ物があるとき
に、声 を かけない ように し
ます。

しよくじ かいご お
食事の介護を終える



くち なか た の こ
口の中に、食べ残しがない
かを確認します。

口腔ケア

はみが 歯磨き



食事をした後に、口の中を清潔にする介護をします。

歯と歯の間は汚れやすいので注意します。

入れ歯（義歯）の手入れ



総入れ歯



部分入れ歯

食事をした後に、入れ歯を洗い、容器に保管します。

言葉の意味

【容器】……入れ物

【保管】……しまっておくこと

Chapter 3

はいせつ かいご 排泄の介護

はいせつ いぎ 排泄の意義

はいせつ い 生きるために必要な水や食べ物ひつよう みず た ものを体の中からだ なかに入れたあと、不要なものふようを体の外からだ そとに出すことです。排泄物はいせつぶつには、便べん、尿にょう、汗あせなどがあります。

はいせつ 排泄がうまくできないと、生きることが難しくむずかなります。失禁しっきんなど排泄が自立りつできなくなると、自信じしんを失くしてしまいます。うまく排泄はいせつができるためには、生活のリズムせいかつ りづむ、習慣しゅうかんに合った排泄はいせつのやり方かたが必要ひつようです。



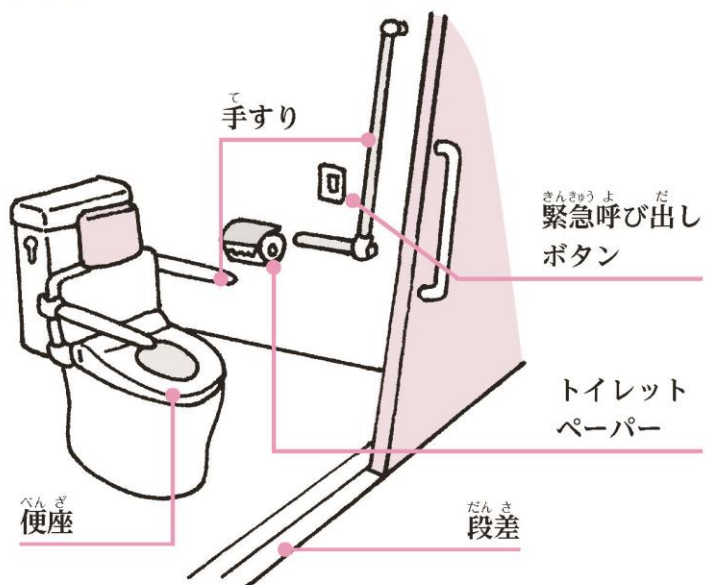
ことば いみ 言葉の意味

ふよう ひつよう
【不要】……必要ではないこと

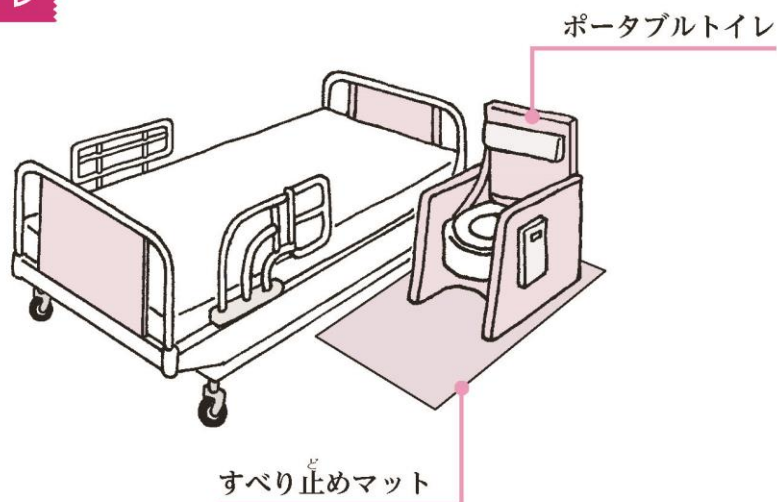
1 排泄の介護に必要な知識

排泄をする環境

トイレ



ポータブルトイレ



はいせつ つか どうぐ
排泄で使う道具

ポータブルトイレ

べん ぎ すわ ひと つか
便座に座ることができる人が使います。



もくせい がた
木製のいす型



プラスチック製

によう き べん き
尿器・便器

ざい あんてい ひと うえ つか
座位が安定しない人がベッドの上で使います。



じょせいようき
女性用尿器



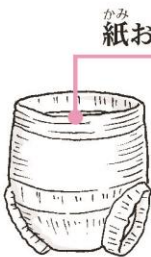
だんせいようき
男性用尿器



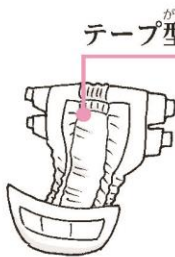
さしこ べん き
差し込み便器

おむつ

じぶん はいせつ ちようせつ ひと つか
自分で排泄の調節ができない人が使います。



かみ
紙おむつ



がた
テープ型おむつ



じょせいよう
女性用パッド



だんせいよう
男性用パッド

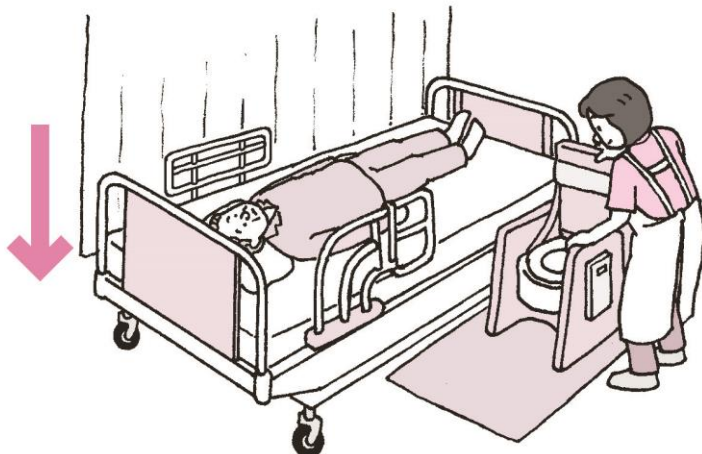
ことば いみ
言葉の意味

あんてい へん か あんしん
【安定】……変化がなくて安心できること

2 排泄の介護の流れ

ポータブルトイレを使った排泄の介護

介護の準備をする

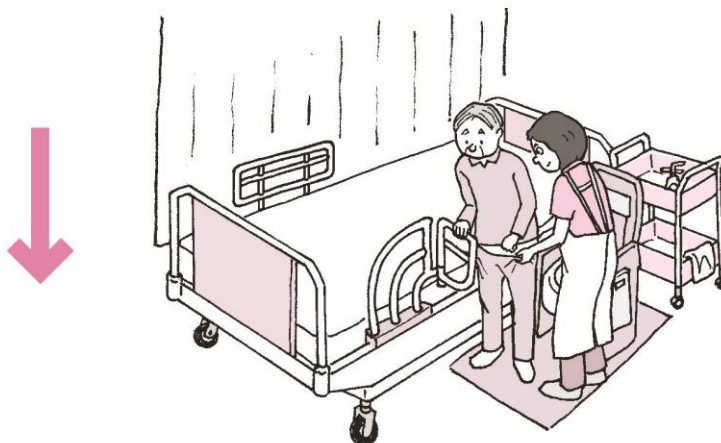


使い捨てエプロンをつけます。

ポータブルトイレを健側の足元に置きます。

換気をして、においがないようにします。

ズボンと下着を下げる



利用者が転倒しないように注意して、立ち上がりの介護をします。

言葉の意味

【使い捨て】……一回使ったら捨てること

【換気】……空気を入れかえること

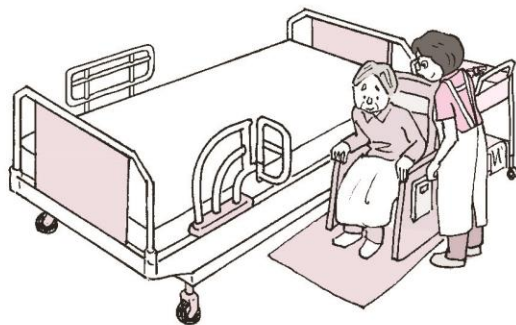
ポータブルトイレに移乗する



ポータブルトイレの位置を確認し、トイレに座る介護をします。

バスタオルで肌が見えないようにします。

排泄してもらおう



力が入りやすいように、前かがみになってもらいます。

排泄中はトイレから離れます。排泄が終わったら、利用者に声をかけてもらいます。

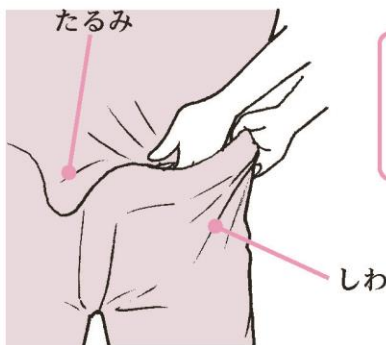
陰部をふく



きちんと排泄できたかを確認します。

陰部をふいてもらいます。手袋をつけて、利用者ができない部分を介護します。

ズボンと下着を上げる



下着や服の、しわ、たるみを整えます。

て
手をふいてもらう



おしぼりなどで手を清
けつ
潔にしてもらいます。

り
ようしゅ
たいちゅう
かくにん
利用者の体調を確認し
ます。

はいせつぶつ かんさつ
排泄物を観察する
はいせつぶつ
す
排泄物を捨てる



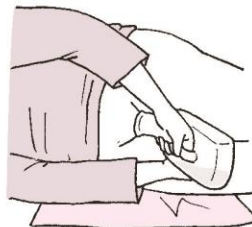
はいせつぶつ いろ かつり りょう
排泄物の色、形、量など
かくにん
を確認します。

ベッドで行う排泄の介護

にようき つか はいせつ
尿器を使って排泄する



じょせい ぼあい
女性の場合



だんせい ぼあい
男性の場合

さ こ べんき つか はいせつ
差し込み便器を使って排泄する



つか はいせつ
おむつを使って排泄する



Chapter

4

い ふく ちやくだつ 衣服の着脱

(身じたく) の介護

み じたくの い ぎ 身じたくの意義

あさ お かも あら は みが じよせい けしやう だんせい
朝起きて顔を洗い、歯を磨き、女性ならお化粧をし、男性ならひげをそり、
もくてき あ ふく きが み みにちじやうせいかつ しやかいせいかつ
目的に合わせて服を着替えます。身じたくは、日常生活や社会生活のいろいろ
かつどう じゆん び かんが
な活動をするための準備と考えてもよいでしょう。

よご かも ふく ほか ひと いや きも
汚れた髪や服は他の人を嫌な気持ちにします。きちんと身じたくすることで、
じしん しやかい さんか
自信をもって、社会に参加することができるようになります。



1 身じたくの介護で必要な知識

身じたくの介護の種類

衣服の着脱



朝起きたときや夜寝るときに、衣服を選ぶ、着る、脱ぐ介護をします。

整容



朝起きたときに顔を洗う介護をします。



朝起きたときや入浴した後に、髪の毛を整える介護をします。



顔をホットタオルでふく介護をします。

つめき
爪切り



て ゆび 指と あし 足の ゆび 指の つめ 爪が伸びたときは、つめき 爪切りをします。

ひげの てい 手入れ



シェーバー

だんせい 男性には、あさお 朝起きたときに てい ひげの手入れをします。

けしょう
化粧



けしょう 化粧をする しゅうかん 習慣のある じょせい 女性には、できるだけ けしょう 化粧をしてもらいます。

いぶく ちやくだつ 衣服の着脱

きが 着替えのタイミング



あさお 朝起きるとき



よるね 夜寝るとき

そとで 外へ出かけるとき



パジャマや下着を着替えます。

シャツ、ズボンなどを着替え、くつ下をはきます。

上着を着替え、靴をはきます。

にほん きせつ あ いぶく 日本の季節に合わせた衣服



はる 春



なつ 夏



あき 秋



ふゆ 冬

なつ あつ あせ
夏は暑く、汗をかきやすい季節です。

ふゆ さむ かんそう
冬は寒く、乾燥する季節です。

ことば いみ 言葉の意味

かんそう すいぶん かわ じょうたい
【乾燥】……水分がなくて、乾いている状態

2 衣服の着脱の流れ

右片麻痺のある利用者の介護

衣服を選ぶ



きょう 今日は何の服に
しますか？



シャツに
しようかな

患側（麻痺
や痛みがあ
る方）

利用者の好みに合わせて、
衣服を選んでもらいます。

利用者が衣服を選べない
ときは、季節や部屋の温度に
合わせましょう。

いすに座る



深く座る

転倒しないように、いすや
ベッドに深く座ってもらい
ます。

足の裏が床についているか
確認します。

上着の着脱の介護



患側から着る



健側（麻痺や痛みが
ない方）から脱ぐ

他の人からできるだけ肌が見えないようにします。

衣服は患側から着て、健側
から脱いでもらいます。でき
るところは見守り、でき
ないところは介護します。

ちやくだつ かいご
ズボンの着脱の介護



かんそく
患側からはく



けんそく
健側から脱ぐ

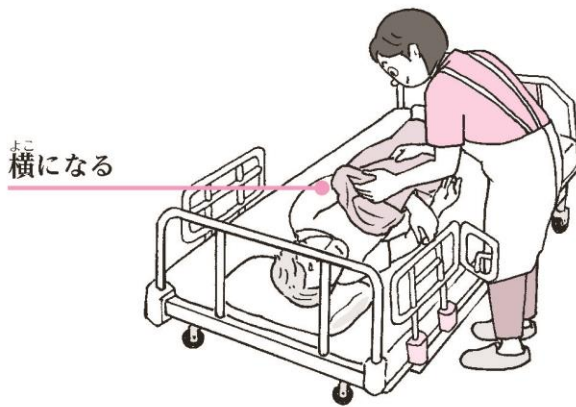
ほか ひと
他の人からできるだけ肌が見えないようにします。

いふく かんそく き けんそく
衣服は患側から着て、健側から脱いでもらいます。できるところは見守り、できないところは介護します。

さいご
最後に、衣服のしわを整えます。

りようしゃ た あ すわ
利用者が立ち上がったり、座ったりできないとき

じょう ちやくだつ
ベッド上での着脱



よこ
横になる

けんそく しな よこ
健側を下にして横になってもらいます。

ほか ひと
他の人からできるだけ肌が見えないようにします。

Chapter
5

にゅうよく しんたい せいけつ
入浴・身体の清潔の
かいご
介護

にゅうよく いぎ
入浴の意義

にゅうよく せいしき からだ せいけつ じょうたい
入浴や清拭は、体を清潔な状態にします。

からだ せいけつ きぶん からだ せいけつ み ととの
体が清潔だと気分もよくなります。体が清潔で身だしなみが整っていると、
あんしん ほか ひと かつどう
安心して他の人といっしょに活動することができます。また、かんせんしょう よぼう
けっこう
血行をよくする、安眠などにも効果があります。



ことば いみ
言葉の意味

ととの
【整っている】……きちんとしている様子

よぼう
【予防】……ならないようにすること

けっこう けつえき なが
【血行】……血液の流れ

あんみん
【安眠】……よく眠ること

こうか
【効果がある】……やくに立つ

1 入浴の介護で知っておく知識

入浴の環境

入浴後は、浴室と脱衣室を換気します。

浴室

脱衣室

浴室と脱衣室の温度を同じにします。

浴室と脱衣室の段差で転倒しないように注意します。

手すり

深さ

段差

浴そうの湯の温度が高いと(42℃以上)危険です。

浴そう

緊急呼び出しボタン

床

床がぬれているので、転倒しないように注意します。

入浴の介護で使う道具

浴そうに入るときに使う

バスボード

シャワーチェア

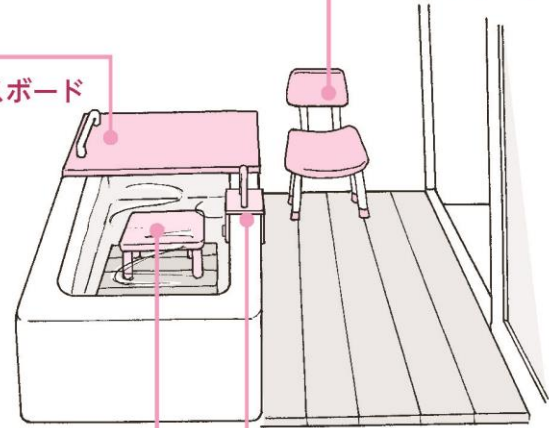
体を洗うときに座る

浴そうの中で座る

浴そう内いす

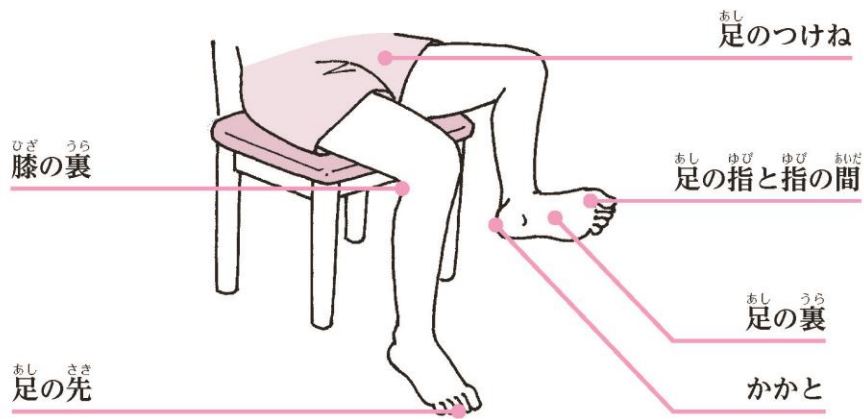
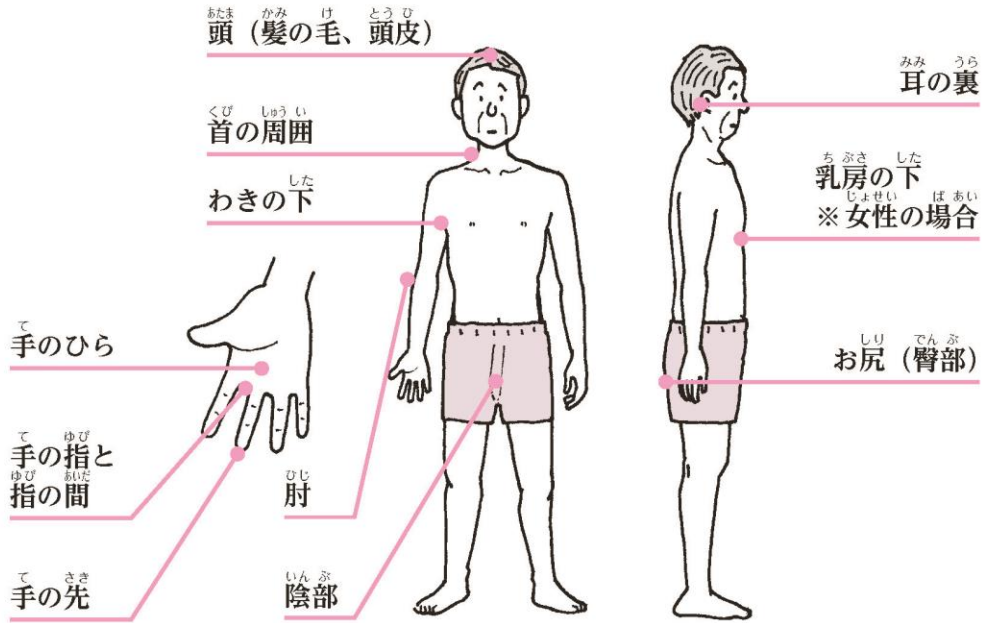
浴そう用手すり

浴そうに入るときに、手でつかむ



にゅうよく かんけい からだ
入浴に関する体

よご からだ ぶ ぶん
汚れやすい体の部分



2 入浴の介護の流れ

脱衣室で行う介護

衣服の着脱 (入浴前・入浴後)

衣服は、健側 (麻痺や痛みがない方) から脱いでもらいます。

衣服は、患側 (麻痺や痛みがある方) から着てもらいます。

肌の露出に注意して、プライバシーを守ります。

浴室で行う介護

体にシャワーをかける



はじめに、介護職が湯の温度を確認します。

利用者の手の先で、湯の温度を確認し、足の先から湯をかけます。

体を洗う



自分で洗えないところは、介護職が洗います。

汚れやすい部分は残さず洗います。

言葉の意味

【露出】……隠れないで、はっきり見えること

とうひ かみ け あら
頭皮 (髪) を洗う



ゆび はら あら
指の腹で洗います。

よく おこな かい ご
浴そうで行う介護

よく はい よく で
浴そうに入る、浴そうから出る



けんそく あし よく はい
健側の足から浴そうに入っ
てもらいます。

かんそく あし よく で
患側の足から浴そうを出て
もらいます。

にゅうよく あと おこな かい ご
入浴した後に行う介護

ドライヤーで髪を乾かす



ドライヤーの風が熱くない
かを確認します。

みず の
水などを飲んでもらう



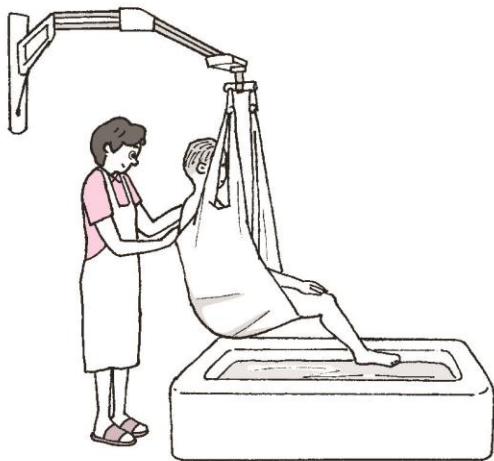
みず ちみ の
水やお茶などを飲んでもら
い、脱水を予防します。

よく はい 入浴 しようしゃ かいご 浴そうに入ることができない利用者の介護

すわ しせい にゅうよく
座った姿勢で入浴する



つか にゅうよく
リフトを使って入浴する



ね しせい にゅうよく
寝た姿勢で入浴する



3 入浴以外の体を清潔にする方法

● 病気やけがなどで、入浴ができないとき、入浴以外の方法で利用者の体をきれいにし、気持ちがよくなるようにします。

手浴

湯で手を洗います。



足浴

湯で足を洗います。



清拭

タオルで体をふきます。



ドライシャンプー

湯を使わないで汚れをとります。

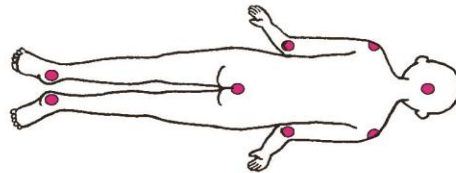
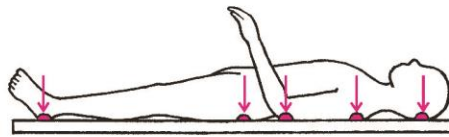


言葉の意味

【以外】……他

4 褥瘡の予防

- 褥瘡は、寝たきりなどで、体に力がかかり、血液の流れが悪くなることで皮膚が赤くなったり、傷ができることです。
- 褥瘡は、「床ずれ」とも言います。
- 褥瘡は、できると治りにくいので、つくらないようにします。



力がかりやすい場所

||

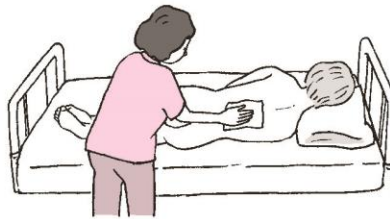
褥瘡ができやすい場所

病気や障害などで、自分で体位が変えられないと、同じところに力ががかかります。

長い時間、外から体に力がかかり、血液の流れが悪くなると、褥瘡ができます。

褥瘡をつくらないために

入浴や清拭をして、皮膚をきれいにします。



いろいろな栄養がとれる食事をして、体の調子をよくします。



体の同じ場所に、長い時間、力がかからないように、体位を変える介護をします。

索引

あ

あおむけ (仰臥位) 31

あせ 汗 40, 49

あんてい 安定 42

あんみん 安眠 52

いし 医師 5

いしき 意識 12

いじょう 移乗 33

いどう 移動 28

いふく 衣服 47

いりょう 医療 5

いば 入れ歯 (義歯) 39

うがい 7

えいよう 栄養 34, 59

おう吐 7

おむつ 42

おんど 温度 50, 55

か

かいご し えんせんもんいん 介護支援専門員

(ケアマネジャー) 5

かいごふくしし 介護福祉士 5

かいごじこ 介護事故 6

かくにん 確認 21

かたまひ まひ 片麻痺 (麻痺) 14, 31, 50

かてい 過程 4

からだ 体

にんげん からだ 人間の体 10

からだ へんか 体の変化 13

しょくじ かんけい からだ 食事に関係する体 34

にゅうよく かんけい からだ 入浴に关系する体 54

かんき 換気 43, 53

かんきよう 環境

いどう かんきよう 移動をする環境 29

はいせつ かんきよう 排泄をする環境 41

にゅうよく かんきよう 入浴の環境 53

かんごし 看護師 5

かんせんしやう 感染症 7

かんせんげん しゆるい 感染源の種類 7

かんそく 乾燥 49

かんそく 患側 31

かんり えいようし 管理栄養士 5

きが 着替え 46

きざ しよく 刻み食 35

ぎし いば 義歯 (入れ歯) 39

きせつ 季節 49

きぼう 希望 2

きゆうよう 休養 9

ぎようが い 仰臥位 (あおむけ) 31

きようしんしやう 狭心症 14

まくか しゆつけつ くも膜下出血 14

くるま 車いす 30

ケアマネジャー

かいご し えんせんもんいん (介護支援専門員) 5

けが 16

けしやう 化粧 46, 48

けつあつ 血压 12

けつえき 血液 7

げり 下痢 7

けんこう 健康 9, 34

けんこうかんり 健康管理 9

げんごしやうがい 言語障害 17

げんごちやうかくし 言語聴覚士 5

けんそく 健側 50

こうくう 口腔ケア 39

こうれいしや 高齢者 14, 15

ごえん 誤嚥 6, 37

こきゆう 呼吸 12

コミュニケーション 20

さ

ざい 座位 42

さぎやうりやうほうし 作業療法士 5

ジェスチャー 23

しえん 支援 2, 5, 16

しかくしやうがい 視覚障害 16, 23

じこ 事故 6, 24

しごと 仕事 24

しせい 姿勢 4, 28, 31, 32, 33, 37

したいふ じゆう 肢体不自由 16

しっきん 失禁 40

しゆうかん 習慣 40

しゆうへんしやうじやう 周辺症状 19

しゆよく 手浴 58

しゆわ 23
 手話
 じゆんび 46
 準備
 しょうがい 16, 17, 18, 23
 障害
 しょうじょう 14, 15, 18, 19
 症状
 じょうたい 9, 12, 15, 22, 23
 状態
 じょうほう 3, 25
 情報
 しょくじ 4, 5, 28, 34-39
 食事
 ーの種類 35
 じよくそう 59
 褥瘡 (床ずれ)
 しょくどう 4, 29
 食堂
 じりつ 2, 16, 40
 自立
 じりつしえん 2
 自立支援
 しわ 44, 51
 しんきんこうそく 14
 心筋梗塞
 しんしつかん 14
 心疾患
 すいぶん 15, 49
 水分
 すいみん 9
 睡眠
 せいかつ 2, 5
 生活
 せいかつじかん 34
 生活時間
 せいけつ 39, 45, 52
 清潔
 せいしき 47, 52, 58, 59
 清拭
 せいしんしょうがい 17
 精神障害
 せいはつ 47
 整髪
 せいよう 47
 整容
 せき 7
 咳
 せつ 8
 石けん
 せつめい 22, 23
 説明
 せんたく 28
 洗濯
 せんめん 47
 洗面
 そうこう 33
 走行
 そうじ 28
 掃除
 そうだん 4, 9, 25
 相談

そうだんいん 5
 相談員
 そくがい 31
 側臥位
 そくよく 58
 足浴
 ソフト食 35
 そんげん 2, 3
 尊厳
 た
 たいい 59
 体位
 たいおん 12
 体温
 たいちよう 12, 45
 体調
 たあ 32
 立ち上がり
 たっすい 15, 56
 脱水
 たもの 4, 5, 28, 34-39
 食べ物
 たるみ 44
 だんさ 29, 41, 53
 段差
 たんざい 31, 32
 端座位
 ちてきしょうがい 17
 知的障害
 ちのう 17
 知能
 ちやくだつ 47, 49-51
 着脱
 ちゅうかくしょうじょう 18
 中核症状
 ちようかくしょうがい 17, 23
 聴覚障害
 ちようりし 5
 調理師
 つえほこう 32
 杖歩行
 つかす 7, 43
 使い捨て
 つめき 48
 爪切り
 て 29, 32, 41, 53
 手すり
 てあらかた 8
 手の洗い方
 てぶくろ 7, 44
 手袋
 てんとう 6, 29
 転倒
 てんらく 6
 転落
 トイレ 41
 どうい 22
 同意

どうぐ 30
 移動で使う道具
 しょくじ 36
 食事で使う道具
 はいせつ 42
 排泄で使う道具
 にゅうよく 53
 入浴の介護で使う道具
 とこ 59
 床ずれ (褥瘡)
 しょく 35
 とろみ食
 な
 にゅうよく 28, 52-57
 入浴
 によう 7, 15, 40
 尿
 にんちしょう 18
 認知症
 は
 はいえん 14
 肺炎
 はいせつ 40-45
 排泄
 バイタルサイン 12
 はつねつ 7
 発熱
 べん 7, 15, 40
 便
 へんか 13
 変化
 べんび 15, 40
 便秘
 ふくしょうぐ 9
 福祉用具
 プライバシー 3
 ベッド 30
 ほうこく 6, 24
 報告
 ほんかん 39
 保管
 ほこう 32
 歩行
 しえんきぐ 30
 ー支援器具
 ポータブルトイレ 41, 42
 ボディメカニクス 9

ま

まえ
前かがみ 37, 44

ま ひ かた ま ひ
麻痺 (片麻痺) 14, 31, 50

まんせい か
慢性化 14

しよく
ミキサー食 35

み
身じたく 46, 47

み
身だしなみ 52

みまも
見守り 32, 50, 51

みやくはく
脈拍 12

めまい 15

や

やけど 6

ようつう
腰痛 9

よぼう
予防 6, 7, 52, 59

ら

りがくりようほうし
理学療法士 5

りつい
立位 32

リハビリテーション 5

りようしゃしゆたい
利用者主体 2,

れんらく
連絡 25

ろうか
老化 13, 14

この教材は、平成29年度 厚生労働省 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(社会福祉推進事業分) の一環として作成されたものです。

技能実習制度(介護職種)入国後講習用教材

平成30年1月発行

一般社団法人シルバーサービス振興会

〒105-0003

東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル6階

TEL 03-5402-4880 FAX 03-5402-4884

第3章 技能実習生用テキストの検討

1. 技能実習生用テキストの位置づけと考え方

「技能実習生用テキスト」とは、入国後講習時に使用する教材とは異なり、技能実習生が入職後、移転する技能に関する知識や技能を学習していくためのテキストを指す。

技能実習制度は、我が国から相手国に対して、技能移転を通じた「人づくり」に協力することが基本理念とされている。この理念を踏まえ、「中間まとめ」及び、第1章の4.(2)に記載した先行研究である「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」を受けて、技能実習生には、我が国の介護サービスの提供にあたっての基本的な考え方や、ICF（国際生活機能分類）に基づくケアの在り方等をはじめ、介護は単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることについて理解してもらう必要がある。

また、介護職種の技能実習生においては職歴要件（※）が設けられているが、介護に関する知識や技術のレベルは様々である。さらに実習実施者は、老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所だけでなく、病院又は診療所、児童福祉法関係や障害者総合支援法関係の施設・事業所など多岐にわたる。介護技能実習評価試験では技能が移転されているかの評価を全国で均質に実施することとなるので、技能実習生の母国の文化や習慣、実習先となる実習実施者等の種別に関わらず、均質な技能が習得されるためにも、入国後講習の内容を含めつつ介護技能実習の標準的なテキストの作成が必要である。

その際、入国後講習用教材でも検討したように、日本語やイラスト等についても技能実習生に配慮する必要がある。

※【告示 技能実習生に関する要件より】

同等業務従事経験（いわゆる職歴要件）については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護過程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

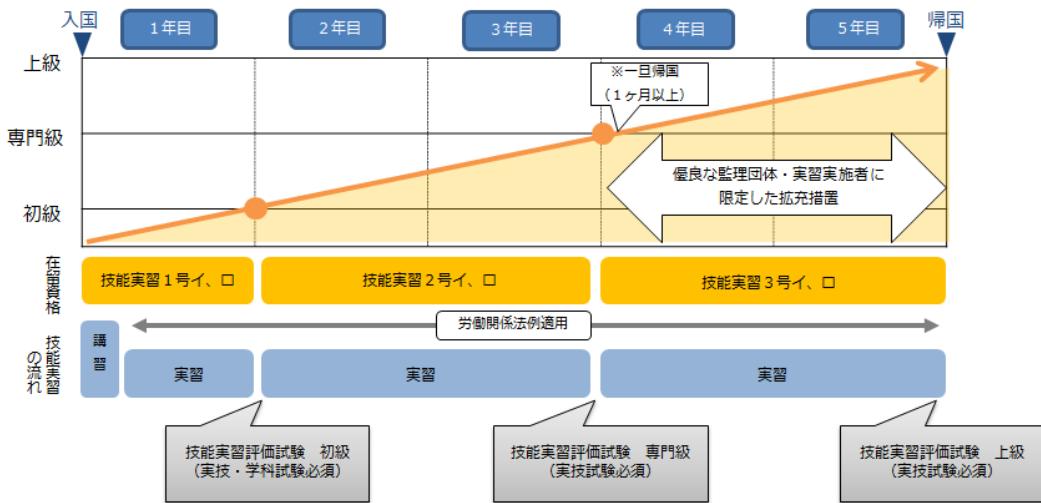
2. 技能実習生用テキストの構成

技能実習生は最長で5年間実習を行う（優良な監理団体及び実習実施者の場合は3年間から5年間に延長できる）こととなるが、介護は入浴介助、食事介助、排泄介助等の一連の流れの中で実施されるものである。実際、介護現場における業務の実態として、経験年数や資格の有無により介護の業務内容を区切ることは行っていない。

また、技能実習制度上、「移転対象となる業務内容・範囲」（参考資料2）をどのように実習していくかは、実習実施者の作成する技能実習計画に委ねられている。こうしたことから、技能実習生用テキストでは、「移転対象となる業務内容・範囲」を技能実習1号、2号、3号において区分けすることが難しく、全体を網羅的に1冊にまとめることが適当である。

ただし、技能実習生が学習していく際に、動機付け・目的意識が重要であること、各号で学習すべき内容が明確になっているほうが到達目標はわかりやすいという意見もあり、工夫が必要である。

【技能実習生の入国から帰国までの流れ】



(シルバーサービス振興会作成)

3. 技能実習生用テキストに含まれるべき内容

移転すべき技能である「移転対象となる業務内容・範囲（参考資料2）」と、介護技能実習評価試験の範囲である「試験基準（参考資料3）は、「中間まとめ」を受け、昨年度の厚生労働省 社会福祉推進事業「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」で検討した技能の評価基準をベースに作成したものである。その後、介護技能実習評価試験として厚生労働省 人材開発統括官の認定を得ているが、これらは項目を挙げたものである。テキストに記載する具体的な内容については、「移転対象となる業務内容・範囲」と「試験基準」を網羅しつつ、「中間まとめ」で示された考え方に沿って、介護職員初任者研修の内容を参考とすることが適当である。

中間まとめ・・・【外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ】一部抜粋

③ 適切な評価システムの構築

イ. 具体的な対応の在り方

- ・評価対象については、介護にかかる動作として目視できる表層的な作業内容だけでなく、その業務の基盤となる能力、考え方も含めて評価項目、評価基準等を設定すべきである
- ・具体的には、一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられたものであることを十分に踏まえ、構築する必要がある。なお、その際、既存の研修（初任者研修や実務者研修等）の考え方を参考にすべきとの意見があった。

また、上記以外にも、技能実習生を保護する目的や日本の介護の考え方等を理解してもらうため、下記内容についてもテキストに含めるべきである。

- 技能実習生自身が働く事業所のことや、事業所の1日の流れがわかるよう「技能実習生が働く主な施設・事業所の紹介」「施設系の1日のスケジュール」
- 例えばドイツでは介護は家事援助が主である等、国によって介護に対する考え方が異なるため、日本の介護は、介護保険制度に位置づけられサービスとして提供されていること
- 日本では介護職が専門職として位置づけられており、高い知識と技術を持ちアセスメントも行った

うえで介護を提供していること。なかでも、「介護福祉士」は国家資格であること。

- 介護職だけではなく、多くの専門職が利用者の生活を支えており、チームケア・チームアプローチが重要であること
- 技能実習生が社会や職場から孤立することを防ぐ方策等、自分自身を守るための知識として心身の健康管理の方法、日本での生活に慣れるための方法について（例：基本的な労務管理、外国人技能実習機構の母国語での相談窓口等）
- 基本的なルールやマナーに関する日本の文化との違い（利用者との関わり方、感染症予防、食事・入浴等に関する内容を通して理解できるように工夫する）

この他、技能実習生には、テキスト（文字・イラスト等）だけではなく、動画を見せることで理解が深まることから、動画についても検討すべきとされた。

4. 技能実習生用テキスト 構成（案）

以下の通り、技能実習生用テキストの目次（案）を作成した。構成は入国後講習教材に倣い「介護の仕事を支える考え方」と「介護の仕事に必要な知識と技術」の二部構成とし、その内容については介護職員初任者研修の科目と含まれるべき事項を参考とする。また、それぞれの科目に実習修了時の到達目標を設けている。

技能実習生用テキスト 構成(案)		
科目・内容	到達目標 / 含まれる事項	
介護の仕事とは		
技能実習生が働く主な施設・事業所等の紹介		
施設系の1日のスケジュール		
身だしなみのチェック		
P a r t 1 介 護 の 仕 事 を 支 え る 考 え 方	介護で大切なこと	【到達目標】 介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護を提供するにあたっての基本的視点を理解している。また、介護職だけでなく、多くの専門職が利用者の生活を支えていること、チームケアの意味を理解している。
	尊厳を支える介護	利用者主体、倫理観、QOL、ICF、虐待防止、身体拘束禁止、自立支援(リハビリ、レクリエーション)
	自立に向けた介護	
	利用者を支える人たち	
	安全確保とリスク管理	【到達目標】 利用者の安全に関わる、リスクとその対応策のうち重要なものを理解している。また、利用者の生活を支えるためには介護職自身の健康管理が必要であり、具体的な対応策を理解している。
	介護事故の予防	介護事故の種類、事故の予防、発生した際の報告(ヒヤリハット、事故) 感染源の種類、予防方法(マスク等の着用するもの、環境整備等)、手洗い こころの健康管理、からだの健康管理(腰痛)
	感染症の予防	
	健康管理	
	掃除・点検	
	介護と医療	【到達目標】 職務を行うにあたって必要な制度の目的、サービス利用の流れ等について、その概要を理解している。また、介護と医療の異なる点から、連携の必要性について理解している。
介護保険制度	基本理念、基礎的な仕組み、保険給付の対象者 医行為、リハビリの考え方 障害者自立支援制度(障害者総合支援法)	
医療職の仕事		
その他の制度		

技能実習生用テキスト 構成(案)		
科目・内容	到達目標 / 含まれる事項	
P a r t 1 介 護 の 仕 事 を 支 え る 考 え 方	コミュニケーション技術	【到達目標】 高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることを認識して、具体的にどのような方法でコミュニケーションをとるのか理解している。また、チームケアにおける専門職間のコミュニケーションの有効性、重要性を理解している。
	コミュニケーションの基本	コミュニケーションの意義、基本技術(傾聴、受容、共感的理解)、信頼関係を得るための技術
	利用者とのコミュニケーション	介助前・介助中のコミュニケーション、視覚・聴覚障害等特性に応じたコミュニケーション
	職員とのコミュニケーション	報告・連絡・相談の必要性、報告内容
	高齢者の理解	【到達目標】 加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、その特徴や生活上の留意点について理解している。
	心と体の変化	老化に伴うところからだの変化、老化に伴う心身の機能の変化
	病気と症状	高齢者の疾病と生活上の留意点、高齢者に多い病気と生活上の留意点
	認知症の理解	【到達目標】 認知症の主な原因疾患、症状を知ったうえで、病気の症状があってもその人の尊厳を守る視点を持ち行動することを理解している。
	認知症とは	認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、治療、健康管理
	脳の障害で起こる症状	中核症状、利用者への対応
	環境などで起こる症状	BPSD、利用者への対応
	家族への対応	
	障害の理解	【到達目標】 各障害の特徴や原因となる主な疾病、生活上の留意点について理解する。また、ICFに基づきながら障害の概念について理解している。
	障害とは	障害の概念
	身体障害	視覚障害、聴覚・平衡障害、音声・言語・咀嚼障害、肢体不自由、内部障害
知的障害		
精神障害	統合失調症・気分・依存症などの精神疾患、高次脳機能障害、広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害	
その他の障害		

技能実習生用テキスト 構成(案)		
科目・内容	到達目標 / 含まれる事項	
P a r t 2 介 護 の 仕 事 に 必 要 な 知 識 と 技 術	ところからだのしくみ	【到達目標】 生命の維持・恒常のしくみを理解し、また、介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法を理解している。
	生と死	
	からだのしくみ	人間の体、バイタルサイン
	ところのしくみ	記憶のしくみ
	睡眠	
	身じたくの介護	【到達目標】 身じたくの必要性和、身じたくに関連するところからだのしくみを理解し、利用者本人の力を活用した身じたくの介護を行うための技術が身に付いている。
	身じたくの介護を行う前に	意義、身じたくの種類(衣服の着脱、整容)
	衣服着脱の介護	衣服の種類、衣服の整理、座位での上着の着脱の介護、座位でのズボンの着脱の介護、ベッド上での上着の着脱の介護、ベッド上でのズボンの着脱の介護
	整容の介護	洗面、顔の清拭、整髪、ひげそり、つめきり、化粧
	移動の介護	【到達目標】 移動・移乗の必要性和、移動・移乗に関連するところからだのしくみを理解し、利用者本人の力を活用した移動・移乗の介護を行うための技術が身に付いている。
	移動の介護を行う前に	意義、関係する体の部位、移動する環境、使う道具、ベッドメイキングの仕方
	移動・移乗の介護	体位変換、移乗
	歩行の介護	平地歩行、段差越え、階段昇降、杖歩行、白杖
	車いすの介護	
	食事の介護	【到達目標】 食事の必要性和、食事に関連するところからだのしくみを理解し、利用者本人の力を活用した食事の介護を行うための技術が身に付いている。
食事の介護を行う前に	意義、関係する体の部位、食事する環境、食事の種類、使う道具	
食事の準備	姿勢	
食事の介護		
口腔ケア	歯磨き、入れ歯(義歯)の手入れ	

技能実習生用テキスト 構成(案)		
科目・内容	到達目標 / 含まれる事項	
P a r t 2 介 護 の 仕 事 に 必 要 な 知 識	入浴・身体清潔の介護	【到達目標】 入浴・清潔保持がもたらす心身への効果と、入浴に関連するところとからだのしくみを理解し、利用者本人の力を活用した楽しい入浴の介護を行うための技術が身に付いている。
	入浴の介護を行う前に	意義、関係する体の部位、入浴する環境、使う道具、機械
	入浴の介護	脱衣所での衣服の着脱、入浴介助、入浴後の介助(整髪、水分補給)
	手浴・足浴の介護	手浴、足浴
	洗髪の介護	洗髪、ドライシャンプー
	清拭	
	排泄の介護	【到達目標】 排泄の必要性と、排泄に関連するところとからだのしくみを理解し、利用者本人の力を活用した気持ちの良い排泄の介護を行うための技術が身に付いている。
	排泄の介護を行う前に	意義、関係する体の部位、排泄をする環境、使う道具、排便の状態
	ポータルトイレでの排泄の介護	
	おむつ交換	
尿器を使用した排泄の介護		
技能実習生が孤立しないための 具体的方策	技能実習機構の相談窓口一覧、自らの労務管理	
(おぼえ)	実習実施機関情報、実習指導員名等	

5. 「身じたくの介護(案)」

4の構成(案)を踏まえ、技能実習生用テキストの一部として「身じたくの介護」のイメージを作成した。内容については、介護職員初任者研修を参考とし、ヒアリング結果や検討委員会での意見をもとに、技能実習生に移転すべき技能等を網羅しながらも、技能実習生が学習しやすいよう構成や文章、イラスト等を工夫した。

特に、介護技能実習評価試験の範囲(参考資料2)となる介護技術に関しては、イラストを交え、一連の流れで丁寧に説明を行うこととする。また、初級試験(第1号技能実習修了時)は技能実習指導員の指示のもと行われることから、技能実習指導員に確認することや報告することについても記載とする。

6. 今後の検討課題

今後、技能実習生用テキスト全体を作成するにあたっては、下記の点等についてさらに検討を行っていく必要がある。

(1) 用語の使用への配慮

入国後講習用教材の作成時にも検討事項となったが、下記に示した例のように介護分野における用語の使い方について、技能実習生が技能習得のための理解促進に当たって配慮していくべきであるとの意見があった。入国後講習時では一定の整理はしたものの、今後のテキスト作成においてどのようにするか、「医療介護の連携」や介護人材の裾野を広げる方向性等、国の施策を考慮しながら引き続き検討が必要である。

〔注意すべき用語の例〕

- ・「身じたく」と「整容」
- ・「介護」と「介助」
- ・身体の部位

→介護現場では「あたま」であるが、医療現場では「頭部」と呼称する等

また、「確認」や「見守り」等、介護現場では多用されるものの、その示す意味が広い用語については、技能実習指導員用手引きに具体的な指示内容について記載していくと共に、技能実習生用テキストでも注記していく必要がある。

(2) 関連業務、周辺業務について

技能実習生用テキストは、移転すべき技能を網羅することから、技能等を習得するために必ず行わなければならない身体介護を主とした「必須業務」が含まれる。このほか、身体介護以外の支援である「関連業務」、物品の管理等の「周辺業務」についてもテキストに掲載していくこととなるが、必須業務が実習計画の半分以上含まれる必要があることを踏まえながら、必須業務を行ううえで必要となる知識・技術としての「関連業務」と「周辺業務」について、どの項目に位置付け、どの範囲まで含めるかの検討が必要である。

例えば、介護職員初任者研修では「生活と家事」に含まれる衣服の整理や洗濯は、関連業務に含まれる事項と考えられるが、本テキストにおいては、「身じたくの介護」内の衣服の着脱の介護を学習する中で、習得する内容とした。

身じたくの介護

1 身じたくの介護を行う前に

1 身じたくの意義

朝起きて顔を洗い、歯を磨き、女性ならお化粧をし、男性ならひげをそり、目的に合わせて服を着替えます。身じたくは、日常生活や社会生活のいろいろな活動をするための準備と考えてもよいでしょう。

汚れた髪や服は他の人を嫌な気持ちにします。きちんと身じたくすることで、自信をもって、社会に参加することができるようになります。



2 身じたくの種類

身じたくの介護には、衣服の着脱と整容があります。

①衣服の着脱



②整容



洗面



顔の清拭



整髪



ひげそり



つめきり



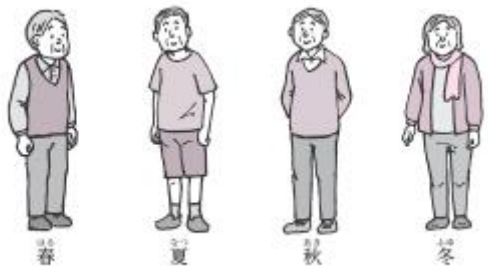
化粧

2 衣服着脱の介護

- 朝起きたとき、外出するとき、夜寝るとき等に、衣服を選び、着る、脱ぐ介護をします。
- 服を着ることは自分を表現することでもあり、体調管理にもなります。

1 衣服の種類

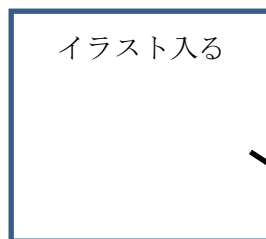
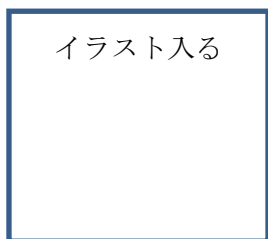
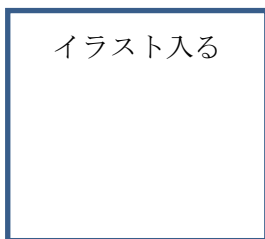
①日本の季節に合わせた衣服



- ・夏は暑く、汗をかきやすい季節です。
- ・冬は寒く、乾燥しやすい季節です。

②利用者の状態に合わせた衣服

- ・下着やパジャマは柔らかく吸湿性・通気性のあるものが気持ちよいです。
- ・上着には、前開きのもの、開閉がしやすいもの、ゆとりのあるものがあります。
- ・ズボンには、股がみが深く、ウエストがゴムになっているものがあります。



マジックテープ

③着替えのタイミング

- ・利用者の好みに合わせて衣服を選んでもらいます。



2 衣服の整理

①洗濯

- ・清潔な衣服を保つために、洗濯をします。
- ・施設では、利用者の衣服をまとめて洗濯することがあります。
- ・利用者の衣服、持ち物を間違えたり、失くしたりしないよう、洗濯をする前と後で必ず確認をしましょう。
- ・嘔吐物、排泄物などで汚れた衣服は、必ず他の衣服とは別で洗います。

なぜ!?

嘔吐物や排泄物などは感染源となります。感染症予防のためにも必ず別で洗います。P〇〇の感染症予防についても確認しましょう。

②衣服の整理

- ・洗濯が終わったら、衣服のしわを伸ばし、利用者のダンスなどに収納します。
- ・衣服の種類によって収納場所が違います。ハンガーにかける、たたんでダンスに収納するなどがあります。
- ・衣服がいつもの位置にないと利用者は困ります。必ず元の位置に収納します。

しっかり覚えよう!

3 座位での上着の着脱の介護

①利用者の体調を確認します。

→実習1年目は、体調を確認したら、自分で判断しないで、実習指導員に報告しましょう。

②利用者に介護の内容を説明し、利用者の同意を得ます。

→実習1年目は、実習指導員に報告し、このまま進めてよいか確認します。

③利用者の好みに合わせて、衣服を選んでもらいます。利用者が選んだ衣服が、季節や部屋の温度に合っているかを確認しましょう。

イラスト入る

なぜ!?

利用者は体温を調節する機能が低下していることがあります

④他の人からできるだけ肌が見えないようにします。

イラスト入る

なぜ!?

⑤衣服は患側から着て、健側から脱いでもらいます。介護職は利用者ができないところを手伝います。

イラスト入る

なぜ!?

⑥衣服のしわやたるみを整えます。

イラスト入る

なぜ!?

しわやがたるみがあると褥瘡の原因になります

⑦利用者に着心地と体調を確認します。

→実習1年目は、介護が終わったら実習指導員に報告します。

介護のポイント

- ・衣服の袖を通すときは、声をかけましょう
- ・痛みがないか、暑い・寒いなどないか、声かけをしましょう

4 座位でのズボンの着脱の介護

①利用者の体調を確認します。

②利用者に介護の内容を説明し、利用者の同意を得ます。

③利用者の好みに合わせて、衣服を選んでもらいます。利用者が選んだ衣服が、季節や部屋の温度に合っているかを確認しましょう。

④ズボンは患側から着て、健側から脱いでもらいます。介護職は利用者ができないところを手伝います。



なぜ!?

⑤しわやたるみを整えます。

イラスト入る

なぜ!?

しわやがたるみがあると褥瘡の原因になります

⑥利用者に着心地と体調を確認します

5 ベッド上（仰臥位）での上着の着脱の介護

しっかり覚えよう！

①利用者の体調を確認します。

②利用者に介護の内容を説明し、利用者の同意を得ます。

③利用者の好みに合わせて、衣服を選んでもらいます。利用者が選んだ衣服が、季節や部屋の温度に合っているかも確認しましょう。

④他の人からできるだけ肌が見えないようにします。

イラスト入る

スクリーンやバスタオルを使います

⑤介助しやすいベッドの高さにします。

イラスト入る

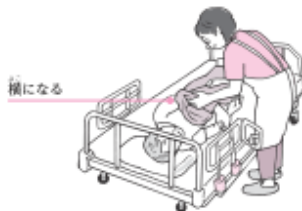
なぜ!?

⑥健側の袖を脱がせ、脱いだ衣服は内側に丸め込むようにして利用者の体の下に入れます。

イラスト入る

なぜ!?

⑦健側が下になるように、利用者を側臥位にし、利用者の体の下に入れた衣服を引きだし、脱がせます。



⑧患側の袖を脱がせ、新しい服の袖を通し、同じように衣服を体の下に入れます。

イラスト入る

⑨利用者を仰臥位にし、体の下から衣服を引きだし、健側の袖に通します。

イラスト入る

⑩衣服のしわやたるみを整えます。

イラスト入る

なぜ!?

⑪利用者に着心地と体調を確認し、ベッドの高さを元に戻します。

介護のポイント

- ・体の向きを変えるときは、声をかけましょう
- ・痛みがないか、暑い・寒いなどないか声かけをしましょう
- ・サイドレールをつかんでもらうなど、利用者の力を活かしましょう

6 ベッド上（仰臥位）でのズボンの着脱の介護

①利用者の体調を確認します。

②利用者に介護の内容を説明し、利用者の同意を得ます。

③他の人からできるだけ肌が見えないようにします。

イラスト入る

スクリーンやバスタオルを使います

④利用者の好みに合わせて、衣服を選んでもらいます。利用者が選んだ衣服が、季節や部屋の温度に合っているかも確認しましょう。

⑤健側から脱がせ、患側から着せます。

イラスト入る

なぜ!?

⑥腰を上げ、ズボンを両足とも足首のあたりまで下げてから行くと、体に負担がありません。

イラスト入る

⑦着るときは、ズボンの袖口から介護職の手を入れ、足裏に手を添えながら通します。

イラスト入る

⑧利用者に着心地と体調を確認します。

3 整容の介護

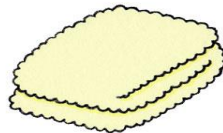
1 洗面

- 朝起きたときに、顔を洗う介護をします。
- 顔の皮脂のよごれをとることで清潔になり、血の流れをよくします。

①洗面をする環境と道具



洗面所



タオル

②洗面の介護（利用者が自分で顔を洗える場合）

- ①車いすに乗っている場合、ブレーキがかかっているか確認します。

イラスト入る

なぜ!?

- ②フットレストをあげ、足底が床についているか確認します。

イラスト入る

2 顔の清拭

●自分で顔を洗うことができない利用者には顔の清拭をします。

しっかり覚えよう!

①利用者の体調を確認します。

→実習1年目は、体調を確認した後、自分で判断しないで、実習指導員に報告しましょう。

②利用者に介護の内容を説明し、利用者の同意を得ます

→実習1年目は、実習指導員に報告し、このまま進めてよいか確認します。

③介護職はハンドタオルなどを熱めのお湯（40℃前後）で濡らして、かたく絞り、まず自分の手で熱くないか確認します。

イラスト入る

④ハンドタオルなどを利用者へ渡し、熱くないか確認してもらいます。利用者が自分で拭ける部分を拭いてもらいます。

イラスト入る

⑤介護職が手伝う場合は、タオルの使い方、拭く順番に気をつけます。



イラスト入る
(顔の拭く順番)

⑥利用者に拭き残しがないか確認します。

→実習1年目は、拭き残しの対応ができない場合、実習指導員に報告します。

⑦最後に利用者の体調を確認します。

→実習1年目は、介護が終わったら実習指導員に報告します。

介護のポイント

タオルの温め方や、温度は実習指導者に確認しましょう。

3 整髪

- 朝起きたとき、外出する前、入浴した後などに、髪を整える介護をします。
- 髪をくしでとかすことは、頭皮の血の流れを良くして、健康な髪を保つことにつながります。
- 利用者によってはヘアワックスを使う人もいるので、コミュニケーションしながら確認しましょう。

①整髪の道具



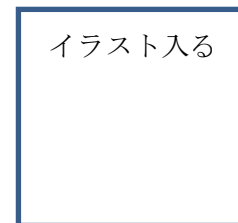
くし



かがみ



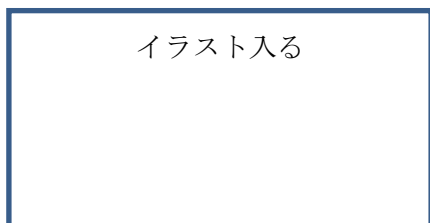
ドライヤー



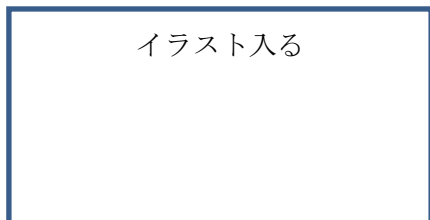
ヘスプレー
(ワックス)

②ベッド上での整髪の介護

- ①ベッドをギャッチアップして、利用者を楽しな姿勢にします。



- ②髪が抜けて服に落ちないように、肩にバスタオルなどをかけます。



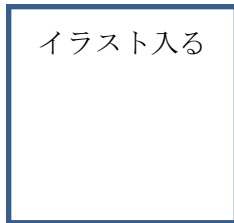
4 ひげそり

- 男性にとって、ひげそりは一般的な生活習慣です。
- ひげの長さも好みがあるため、利用者の希望を聞いたうえで、シェーバーでひげそりを行います。
- ひげは1日に約0.4mm伸び、すぐに目立つため、1日1回はひげそりを行います。

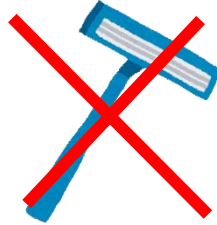
①ひげそりの道具



シェーバー



保湿クリーム



Ｔ字カミソリ

日本では、介護職は、カミソリは使用できません。

②ひげそりの介護

- ①利用者の口の周りをきれいにふきます。
- ②シェーバーにて、利用者のしわを伸ばしながら、ひげを剃ります。



- ③顔の表面に残った、剃った後のひげを拭き取ります。
- ④クリームや化粧水などで皮膚を保護します。

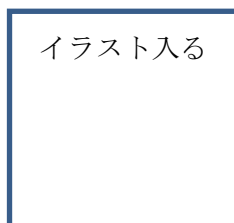
5 つめきり

- つめは1日に約0.1mm伸び、足より手のほうが早く伸びます。
- つめは手入れをしないと、変形し、痛みで動けなくなったり、皮膚や衣服を傷つけることがあります。
- 利用者の清潔保持と安全な生活のためにも、つめの手入れは必要です。

①つめきりで使用する道具



つめきり



つめやすり

② つめきりの介護

- ① つめや皮膚の状態をよく観察します。
- ② 皮膚を傷つけないように注意します。
- ③ きりすぎないようにつめをきります。

イラスト入る

つめの伸ばしすぎがない
かにも注意します

- ④ つめや皮膚状態に異常がみられる場合には、医療職に報告します。

介護職が行えるつめきり

- ・つめそのものに異常がない場合
 - ・つめの周囲の皮膚に化膿や炎症がない場合
 - ・糖尿病などの疾患に伴う専門的な管理が必要ではない場合
- ※あてはまらない場合は、医療職に相談しましょう。

6 化粧

- 化粧は、女性にとって身だしなみの他に、気分をよくしたり、自分を表現する手段です。
- 化粧をする習慣のある女性には、できるだけ化粧をしてもらいます。



第4章 技能実習指導員用手引きの検討

1. 技能実習指導員用手引きの位置づけと考え方

技能実習指導員とは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」(第12条)において、技能実習指導員は5年以上の介護業務経験をもつ常勤職員であるとされ、さらに告示において、技能実習指導員のうち1名以上は介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められるもの(看護師等)とされた。

技能実習指導員は、技能実習生を受け入れる実習実施者に所属し、技能実習計画に基づき技能実習生に移転すべき技能を指導し習得させる役割を果たすが、その指導方法や具体的内容については、実習実施者及び技能実習指導員に任されている。

一方、技能実習生は、全国で均質に行われる介護技能実習評価試験の合格を目指すこととなり、そのためには技能実習指導員が適切に技能等を移転させていく必要があることから、その標準的な手引書が必要である。

【実習実施者・実習内容に関する要件(一部抜粋)】 ※介護職種の固有要件より

技能実習制度本体(主な要件)

・技能実習の指導を担当するものとして、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、習得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。

技能実習指導員用手引きは、技能実習生に適切に技能等を移転させることを目的とすることから、技能実習生用テキストの内容に沿ったものとし、構成については、技能実習生用テキストの内容はそのまま掲載したうえで指導上の留意点等を注釈やコラムのようにつけ加える構成が使いやすいものになるといえる。

2. 技能実習指導員用手引きに含まれるべき内容

手引きには、実習指導員が技能実習生に適切に技能を移転できるよう、技能実習生用テキストに掲載されている介護の具体的な指導方法の他、宗教、文化・生活習慣の違い等から理解しづらい箇所等の指導方法、また技能実習評価試験時に必要とされる到達目標等の解説やポイントを盛り込んだ内容とすることが適当である。

さらに、技能実習制度の本来の趣旨を理解したうえで指導してもらうために、制度の概要・技能実習指導員の役割についても記載する必要がある。(ただし、技能実習指導員講習が実施されているため、内容について調整を図る必要がある。)

また、介護技術を現認して評価することで人材育成を行う「介護プロフェッショナル・キャリア段位制度」を参考に、OJTのあり方についても記載し、指導に役立つ内容としていく必要がある。

參考資料

参考資料 1. 試験項目 (平成 28 年度調査研究事業より)

業務分類	試験内容	大項目	中項目	小項目	レベル設定					
					1年目	2年目	3年目	5年目		
					指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル	指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を、一定程度実践できるレベル	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者との心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者との心身の状況に応じた介護を実践できるレベル		
業務 必須業務	実技 + 学科	身体介護	入浴	1 顔の清拭の介助ができる	●	●	●	●		
				2 手浴の介助ができる	●	●	●	●		
				3 足浴の介助ができる	●	●	●	●		
				4 入浴ができるか利用者の状態を確認できる		●	●	●		
				5 洗身ができる (浴槽に入ることを含む。)			●	●		
				6 身体の清拭ができる				●		
			食事	1 食事ができるか利用者の状態を確認できる	●	●	●	●		
				2 食事をする際の姿勢調整の介助ができる	●	●	●	●		
				3 食事の準備を行うことができる		●	●	●		
				4 食事介助ができる			●	●		
				5 口腔ケアができる				●		
			排泄	1 排泄の準備を行うことができる	●	●	●	●		
				2 おむつ交換を行うことができる	●	●	●	●		
				3 トイレ(ポータブルトイレ)での排泄介助ができる		●	●	●		
			衣服の着脱	1 衣服の着脱ができる		●	●	●		
				1 体位変換ができる	●	●	●	●		
			体位変換	2 起居の介助ができる	●	●	●	●		
				移乗・移動	1 車いすを用いての移動介助ができる	●	●	●	●	
			2 車いすへの移乗ができる			●	●	●		
			3 杖歩行の介助ができる				●	●		
			利用者特性に応じた対応 (認知症、障害等)	1 利用者特性に応じたコミュニケーションができる				●		
				2 利用者がいつもと違う行動(攻撃的行動、突発的行動、対応が困難な行動等)を行った場合に対応できる				●		
			(実技) + 学科	安全衛生業務	感染予防	1 適切な手洗いができる	●	●	●	●
						2 健康上のリスクへの対応と疾病の予防のために必要なことを行うことを意識したうえで、自己のケア及び感染予防対策ができる	●	●	●	●
3 感染症予防対策ができる		●				●	●			
事故対応	1 咳やむせこみに対応ができる			●	●	●				
	2 ヒヤリハットや事故発生時の報告ができる				●	●				
業務 関連業務	学科	身体介護以外の支援	掃除、洗濯、調理	1 利用者の生活支援のための掃除、洗濯等ができる	○	○	○	○		
				2 ベッドメーカー・シーツ交換ができる	○	○	○	○		
				3 利用者の状態に応じた居室環境整備ができる	○	○	○	○		
			機能訓練の補助 レクリエーション	1 施設における身体介護以外の日々の活動で機能訓練の補助、レクリエーション等の見守りや補助ができる	○	○	○	○		
				情報収集	1 利用者個人個人を認識できる	○	○	○	○	
			2 利用者の変化について、必要な情報を収集できる		○	○	○	○		
		記録・報告	1 量・頻度等チェックリストによる記録または報告ができる	○	○	○	○			
			その他	用品管理	1 施設の用品の管理(福祉用具の手入れも含む)ができる	○	○	○	○	
		コミュニケーション能力 人間の尊厳 介護実践の考え方 社会のしくみ こころからのしくみ等			心身機能・ 身体構造の理解	1 こころとからだのしくみが理解できる	○	○	○	○
			日本文化・社会の 理解	1 介護に必要な利用者の生活習慣等を理解できる		○	○	○	○	
				2 適切な身支度ができる(実習実施機関のルールに従って)	○	○	○	○		
				3 適切な勤務態度である(実習実施機関のルールに従って)	○	○	○	○		
対人関係	1 利用者やその家族、職場のスタッフと適切な関係を持つことができる	○	○	○	○					
	コミュニケーション	1 話し言葉やジェスチャー、書き言葉を理解できる	○	○	○	○				
2 話し言葉やジェスチャー、書き言葉を使うことができる		○	○	○	○					

参考資料 2. 移転対象となる業務内容・範囲

業務の定義	○ 身体上または精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務をいう。		
	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
必須業務（移行対象職種・作業で必ず行う業務）	<p>(1) 身体介護業務 (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) ①身じたくの介護（1）の3.については、状況に応じて実施）</p> <p>1) 整容の介助 1. 整容（洗面、整髪等） 2. 顔の清拭 3. 口腔ケア</p> <p>2) 衣服着脱の介助 1. 衣服の着脱の介助（座位・臥位）</p> <p>②移動の介護 1) 体位変換 1. 体位変換 2. 起居の介助（起き上がり・立位）</p> <p>2) 移動の介助（2.については、状況に応じて実施） 1. 歩行の介助 2. 車いす等への移乗の介助 3. 車いす等の移動の介助</p> <p>③食事の介護 1) 食事の介助</p> <p>④入浴・清潔保持の介護（3）については、状況に応じて実施 1) 部分浴の介助 1. 手浴の介助 2. 足浴の介助</p> <p>2) 入浴の介助 3) 身体清拭</p> <p>⑤排泄の介護（3）については、状況に応じて実施 1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2) おむつ交換 3) 尿器・便器を用いた介助</p>	<p>(1) 身体介護業務 (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) ①身じたくの介護（1）の3.については、状況に応じて実施）</p> <p>1) 整容の介助 1. 整容（洗面、整髪等） 2. 顔の清拭 3. 口腔ケア</p> <p>2) 衣服着脱の介助 1. 衣服の着脱の介助（座位・臥位）</p> <p>②移動の介護 1) 体位変換 1. 体位変換 2. 起居の介助（起き上がり・立位）</p> <p>2) 移動の介助 1. 歩行の介助 2. 車いす等への移乗の介助 3. 車いす等の移動の介助</p> <p>③食事の介護 1) 食事の介助</p> <p>④入浴・清潔保持の介護（3）については、状況に応じて実施 1) 部分浴の介助 1. 手浴の介助 2. 足浴の介助</p> <p>2) 入浴の介助 3) 身体清拭</p> <p>⑤排泄の介護（3）については、状況に応じて実施 1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2) おむつ交換 3) 尿器・便器を用いた介助</p>	<p>(1) 身体介護業務 (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) ①身じたくの介護</p> <p>1) 整容の介助 1. 整容（洗面、整髪等） 2. 顔の清拭 3. 口腔ケア</p> <p>2) 衣服着脱の介助 1. 衣服の着脱の介助（座位・臥位）</p> <p>②移動の介護 1) 体位変換 1. 体位変換 2. 起居の介助（起き上がり・立位）</p> <p>2) 移動の介助 1. 歩行の介助 2. 車いす等への移乗の介助 3. 車いす等の移動の介助</p> <p>③食事の介護 1) 食事の介助</p> <p>④入浴・清潔保持の介護 1) 部分浴の介助 1. 手浴の介助 2. 足浴の介助</p> <p>2) 入浴の介助 3) 身体清拭</p> <p>⑤排泄の介護（3）については、状況に応じて実施 1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2) おむつ交換 3) 尿器・便器を用いた介助</p> <p>⑥利用者特性に応じた対応（認知症、障害等） 1) 利用者特性に応じた対応</p>
	<p>(2) 安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②介護職種における疾病・腰痛予防 ③福祉用具の使用方法及び点検業務 ④介護職種における事故防止のための教育 ⑤緊急時・事故発見時の対応</p>		
関連業務、周辺業務（上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。）	<p>(1) 関連業務 ①掃除、洗濯、調理業務 1. 利用者の居室やトイレ、事業所内の環境整備 2. 利用者の衣類等の洗濯 3. 利用者の食事にかかる配下膳等 4. 調理業務（ユニット等で利用者と共に行われるもの） 5. 利用者の居室のベッドメイキングやシーツ交換</p> <p>②機能訓練の補助やレクリエーション業務 1. 機能訓練の補助や見守り 2. レクリエーションの実施や見守り</p> <p>③記録・申し送り 1. 食事や排泄等チェックリスト等による記録・報告 2. 指示を受けた内容に対する報告 3. 日誌やケアプラン等の記録及び確認 4. 申し送りによる情報共有</p> <p>(2) 周辺業務 1. お知らせなどの掲示物の管理 2. 車いすや歩行器等福祉用具の点検・管理 3. 物品の補充や管理</p> <p>(3) 安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） 上記※に同じ</p>		
使用する素材（材料）（該当するものを選択すること。）			
使用する機械、設備、器具等（該当するものを選択すること。）	<p>【機械、設備等】（必要に応じて使用すること） ・入浴 … 介護用浴槽、入浴用リフト、バスボード、浴槽マット、シャワーチェア、シャワーキャリー、浴槽内椅子等 ・移動 … スイングアーム介助バー、移動用リフト ・その他 … 特殊寝台、スクリーンやカーテン等</p> <p>【用具】（必要に応じて使用すること） ・整容 … 洗面容器、ブラシ、タオル、ガーゼ、歯ブラシ、コップ、ガーグルベースン、スポンジブラシ、舌ブラシ、デンタルフロス、綿棒、歯磨き粉、マウスウォッシュ等 ・入浴 … 洗面容器、タオル、ガーゼ、スポンジ、石鹸、保湿クリーム、温度計等 ・食事 … 食器一式（皿、スプーン、フォーク、ナイフ、箸、コップ等）、食事前エプロン等 ・排泄 … ポータブルトイレ、尿器・便器、おむつ（紙製、布製）、タオル、ガーゼ、トイレットペーパー等 ・衣服の着脱 … 衣類（上着類、下着類） ・移動 … スライディングボード、クッション、体位変換器、車いす（自走、電動含む）、車いす付属品、歩行器、歩行補助杖（T字杖、ロフストランド・クラッチ、多点杖、松葉杖等）等 ・利用者特性に応じた対応 … 義歯、義肢装具、補聴器、コミュニケーションボード、白杖、眼鏡等 ・その他 … シーツ、タオルケット、毛布、枕、枕カバー等 バイタル計測器、マスク、手袋、調理用具、掃除用具、レクリエーションにかかる道具、リハビリに関する用具等</p>		
移行対象職種・業務とはならない業務例	<p>1. 厨房に入って調理業務のみを行う場合 2. 上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		

参考資料 3. 試験基準

初 級	専 門 級	上 級
基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識	初級の技能者が通常有すべき一般的な技能及び知識	中級の技能者が通常有すべき一般的な技能及び知識
<p>学科試験</p> <p>1 介護業務を支える能力・考え方に関する知識</p> <p>①人間の尊厳と自立支援の理解</p> <p>次に掲げる人間の尊厳と自立に関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 人間の尊厳 自立支援 <p>②コミュニケーションの理解</p> <p>次に掲げるコミュニケーションに関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> コミュニケーションの目的と方法 コミュニケーション技法 <p>③社会と生活の理解</p> <p>次に掲げる社会と生活に関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活とは何か 社会生活とルール <p>④こととからだのしくみ等の理解</p> <p>次に掲げることとからだのしくみに関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> こととからだのしくみ からだのしくみ 障害の理解 <p>2 身体介護業務に関する知識</p> <p>①身じたくの介護に関する初歩的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 身じたくに関連したところとからだの基礎知識 身じたくに関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす身じたく行動への影響 <p>②移動の介護に関する初歩的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 移動に関連したところとからだの基礎知識 移動に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす移動への影響 <p>③食事の介護に関する初歩的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事に関連したところとからだの基礎知識 食事に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす食事への影響 <p>④入浴・清潔保持の介護に関する初歩的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 入浴・清潔保持に関連したところとからだの基礎知識 入浴・清潔保持に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす入浴への影響 <p>⑤排泄の介護に関する初歩的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 排泄に関連したところとからだの基礎知識 排泄に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす排泄への影響 <p>3 身体介護以外の支援に関する知識</p> <p>①掃除、洗濯、調理などに関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設における掃除、洗濯、調理等 ベッドメイキング・シーツ交換 利用者の状態に応じた居室環境整備 <p>②機能訓練の補助、レクリエーションに関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設における機能訓練の補助の見守りや補助 施設におけるレクリエーション等の見守りや補助 <p>③情報収集に関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者個人個人の認識 利用者の変化について、必要な情報の収集方法 <p>④記録・報告に関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 量・頻度等チェックリストによる記録または報告 <p>4 使用する用品等に関する知識</p> <p>①施設にある用品に関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用する用品（車いす、歩行器等） 用品の使用方法 用品の管理方法（福祉用具の手入れ等を除く人） <p>5 安全衛生業務に関する知識</p> <p>身体介護業務に伴う安全衛生及び衛生管理に関し、次に掲げる事項について、詳細な知識を有すること</p> <p>①安全衛生</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇入れ時等の安全衛生教育 介護職種における疾病・腰痛予防 福祉用具の使用方法及び点検業務 介護職種における事故防止のための教育 緊急時・事故発見時の対応 <p>②衛生管理</p> <p>感染対策について、次に掲げる事項の知識を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適切な手洗い 健康上のリスクへの対応と疾病の予防のために必要な知識と、自己のケア及び感染予防対策 	<p>学科試験</p> <p>1 介護業務を支える能力・考え方に関する知識</p> <p>①人間の尊厳と自立支援の理解</p> <p>次に掲げる人間の尊厳と自立に関する一般的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 人間の尊厳 自立支援 <p>②コミュニケーションの理解</p> <p>次に掲げるコミュニケーションに関する一般的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> コミュニケーションの目的と方法 コミュニケーション技法 <p>③社会と生活の理解</p> <p>次に掲げる社会と生活に関する基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活とは何か 社会生活とルール <p>④こととからだのしくみ等の理解</p> <p>次に掲げることとからだのしくみに関する初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> こととからだのしくみ からだのしくみ 障害の理解 <p>2 身体介護業務に関する知識</p> <p>①身じたくの介護に関する基礎的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 身じたくに関連したところとからだの基礎知識 身じたくに関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす身じたく行動への影響 <p>②移動の介護に関する基礎的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 移動に関連したところとからだの基礎知識 移動に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす移動への影響 <p>③食事の介護に関する基礎的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事に関連したところとからだの基礎知識 食事に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす食事への影響 <p>④入浴・清潔保持の介護に関する基礎的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 入浴・清潔保持に関連したところとからだの基礎知識 入浴・清潔保持に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす入浴への影響 <p>⑤排泄の介護に関する基礎的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 排泄に関連したところとからだの基礎知識 排泄に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす排泄への影響 <p>3 身体介護以外の支援に関する知識</p> <p>①掃除、洗濯、調理などに関する基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設における掃除、洗濯、調理等 ベッドメイキング・シーツ交換 利用者の状態に応じた居室環境整備 <p>②機能訓練の補助、レクリエーションに関する基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設における機能訓練の補助の見守りや補助 施設におけるレクリエーション等の見守りや補助 <p>③情報収集に関する基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者個人個人の認識 利用者の変化について、必要な情報の収集方法 <p>④記録・報告に関する基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 量・頻度等チェックリストによる記録または報告 <p>4 使用する用品等に関する知識</p> <p>①施設にある用品に関する基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用する用品（車いす、歩行器等） 用品の使用方法 用品の管理方法（福祉用具の手入れ等も含む） <p>5 安全衛生業務に関する知識</p> <p>身体介護業務に伴う安全衛生及び衛生管理に関し、次に掲げる事項について、詳細な知識を有すること</p> <p>①安全衛生</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇入れ時等の安全衛生教育 介護職種における疾病・腰痛予防 福祉用具の使用方法及び点検業務 介護職種における事故防止のための教育 緊急時・事故発見時の対応 <p>②衛生管理</p> <p>感染対策について、次に掲げる事項の知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 適切な手洗い 健康上のリスクへの対応と疾病の予防のために必要な知識と、自己のケア及び感染予防対策 感染症予防対策 	<p>学科試験</p> <p>1 介護業務を支える能力・考え方に関する知識</p> <p>①人間の尊厳と自立支援の理解</p> <p>次に掲げる人間の尊厳と自立に関する実践的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 人間の尊厳 自立支援 <p>②コミュニケーションの理解</p> <p>次に掲げるコミュニケーションに関する実践的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> コミュニケーションの目的と方法 コミュニケーション技法 <p>③社会と生活の理解</p> <p>次に掲げる社会と生活に関する概略の知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活とは何か 社会生活とルール 介護サービス <p>④こととからだのしくみ等の理解</p> <p>次に掲げることとからだのしくみに関する実践的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> こととからだのしくみ からだのしくみ 障害の理解 認知症の理解 <p>2 身体介護業務に関する知識</p> <p>①身じたくの介護に関する実践的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 身じたくに関連したところとからだの基礎知識 身じたくに関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす身じたく行動への影響 <p>②移動の介護に関する実践的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 移動に関連したところとからだの基礎知識 移動に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす移動への影響 <p>③食事の介護に関する実践的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事に関連したところとからだの基礎知識 食事に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす食事への影響 <p>④入浴・清潔保持の介護に関する実践的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 入浴・清潔保持に関連したところとからだの基礎知識 入浴・清潔保持に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす入浴への影響 <p>⑤排泄の介護に関する実践的な知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 排泄に関連したところとからだの基礎知識 排泄に関連したところとからだのしくみ 機能低下・障害が及ぼす排泄への影響 <p>3 身体介護以外の支援に関する知識</p> <p>①掃除、洗濯、調理などに関する実践的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設における掃除、洗濯、調理等 ベッドメイキング・シーツ交換 利用者の状態に応じた居室環境整備 <p>②機能訓練の補助、レクリエーションに関する実践的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設における機能訓練の補助の見守りや補助 施設におけるレクリエーション等の見守りや補助 <p>③情報収集に関する実践的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者個人個人の認識 利用者の変化について、必要な情報の収集方法 <p>④記録・報告に関する実践的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 量・頻度等チェックリストによる記録または報告 <p>4 使用する用品等に関する知識</p> <p>①施設にある用品に関する実践的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用する用品（車いす、歩行器等） 用品の使用方法 用品の管理方法（福祉用具の手入れ等も含む） <p>5 安全衛生業務に関する知識</p> <p>身体介護業務に伴う安全衛生及び衛生管理に関し、次に掲げる事項について、詳細な知識を有すること</p> <p>①安全衛生</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇入れ時等の安全衛生教育 介護職種における疾病・腰痛予防 福祉用具の使用方法及び点検業務 介護職種における事故防止のための教育 緊急時・事故発見時の対応 <p>②衛生管理</p> <p>感染対策について、次に掲げる事項の知識を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適切な手洗い 健康上のリスクへの対応と疾病の予防のために必要な知識と、自己のケア及び感染予防対策 感染症予防対策

初 級	専 門 級	上 級
基本的な業務を遂行するために必要な 基礎的な技能及び知識	初級の技能者が通常有すべき一般的な技能及び知識	中級の技能者が通常有すべき一般的な技能及び知識
実技試験 1 身体介護業務 ①身じたくの介護 1. 洗面の介助（顔の清拭の介助）ができること 2. 座位での上衣の着脱の介助ができること 3. 仰臥位での着脱の介助ができること ②移動の介護 1. 体位変換（仰臥位から側臥位の介助）ができること 2. 起居の介助ができること 3. 車いすへの移乗の介助ができること 4. 車いすの移動の介助ができること 5. 歩行の介助ができること ③食事の介護 1. 食事の介助ができること ④入浴・清潔保持の介護 1. 手浴の介助ができること 2. 足浴の介助ができること 3. 入浴の介助ができること ⑤排泄の介護 1. おむつ交換ができること 2. トイレでの排泄の介助ができること 2 安全衛生業務 ①事故防止・安全対策 1. リスク管理（事故対応）ができること 2. 車いすの点検ができること 3. 咳やむせこみの対応ができること ②感染対策 1. 適切な手洗いができること 2. 感染対策ができること	実技試験 1 身体介護業務 ①身じたくの介護 1. 洗面の介助（顔の清拭の介助）ができること 2. 座位での上衣の着脱の介助ができること 3. 仰臥位での着脱の介助ができること 4. 口腔ケアができること ②移動の介護 1. 体位変換（仰臥位から側臥位の介助）ができること 2. 起居の介助ができること 3. 車いすへの移乗の介助ができること 4. 車いすの移動の介助ができること 5. 歩行の介助ができること 6. 身体の特性に応じた移動の介助ができること ③食事の介護 1. 食事の介助ができること ④入浴・清潔保持の介護 1. 手浴の介助ができること 2. 足浴の介助ができること 3. 入浴の介助ができること 4. 身体清拭ができること ⑤排泄の介護 1. おむつ交換ができること 2. トイレでの排泄の介助ができること ⑥利用者特性に応じた対応（認知症・障害等）ができること 2 安全衛生業務 ①事故防止・安全対策 1. リスク管理（事故対応）ができること 2. 車いすの点検ができること 3. 咳やむせこみの対応ができること 4. ヒヤリハットと事故の記録及び説明ができること ②感染対策 1. 適切な手洗いができること 2. 感染対策ができること	

参考資料4. ヒアリング個票

(1) 社会福祉法人青山里会へのヒアリング 1回目

ヒアリング対象者	
外国人介護職員教育担当者	・2名（介護福祉士、アセッサー）
外国人介護職員	・A（障害者施設、フィリピン出身、2005年来日 2012年入職、入職前の介護経験は無） ・B（老健、ブラジル出身、1990年来日 2008年入職、入職前の介護経験は無）

【これまでの学習経験：外国人介護職員】

A：入職後、1か月間法人の新人研修を受ける。（日本人、外国人問わず）

日本語はあまりできなかったため、漢字やわからない単語は同郷の同僚に聞いたり、辞書で調べたりして学んだ。

「外国人のための会話で学ぼう！介護の日本語」というテキストがわかりやすい。

B：働いて数か月後に、四日市専門学校に通い、介護福祉士取得。

在学中は17:00まで学校に通い、その後職場で勤務。家に戻り睡眠をとり2:00頃起床し勉強。

当時は1日3時間程度勉強していた。

わからないところは都度講師に確認し、単語は辞書で調べていた。

【理解が難しい項目：外国人介護職員】

A：養成校の科目の中では「医学」が特に難しかった。

認知症についてはもっと学びたい。現場に出てわかってくるともっと知りたいという気持ちになる。

B：「入浴」は習慣が異なるため、テキストを読んだだけでは想像ができない。現場で実際に見て初めて理解。シャワーはあっても、シャワーを浴びる時間もフィリピンでは朝のため、日本とは考え方が異なる。

・「自立」という概念は理解しづらい。文章を読んで意味はわかるが、理解までにはいかない。実際に働くことで理解できるようになってきた。コミュニケーションは現場に出て、難しさを新ためて知った。

【テキストに求めるもの：教育担当者】

- ・杖の種類など施設にすべてないもの等が掲載されていると良い。
- ・介助に関しては、現場で学ぶもののため、テキストを使用することはあまりない。後で見返して用語やポイント等をチェックできるような内容。
- ・嚥下機能の話をするときは、口腔内の仕組みについて紙を見せながら説明した。
- ・（教育担当者自身が）ヘルパー2級から学習をはじめたが、今でも数字関係（血圧、室温、入浴時間等）は昔のテキストを見て確認することがある。

- ・ 1年目の範囲は、「安全衛生」や「声かけ」等をベースにしてほしい。

【指導体制について】

- ・ 新入職員研修について

1か月のオリエンテーションを実施（内1週間程度が介護に関するもの）

1日8時間程度で、座学中心に学ぶ。講師は現場のリーダー等で、テキストも自作。

演習で、おむつのあて方、シーツ交換の仕方、移乗の仕方等を学ぶが、講師によって、年度によって異なるため、決まったものがあるわけではない。（演習はトータルで8時間程度）

【テキストのレイアウトや構成】

- ・ 単語の意味が横についているとわかりやすい
- ・ カラーのほうが見やすい
- ・ 文字量の多い詳細説明は現在では理解できるが、日本に来たばかりの時は読むことはできても理解は難しい。イラストがあれば想像できる。
- ・ イラストや重要語句には色がついている等わかりやすくしてほしい。
- ・ ふりがなやローマ字表記があると、用語を調べるときに便利。ふりがなは全文についていてほしい。

【施設長より】

- ・ 「なぜ」に関しては現場で指導する。
- ・ 技術は持っていても、どの場面でどれを使うのかがわかっていない。聞くと知っているのに、何故ここでそれをするのかが理解できないよう。
- ・ 理念や概念を伝えるのが難しい。（ノーマライゼーション、インテグレーション等言葉を知る必要はなくても概念としてどう教えるか、国によって概念がまったく通じないことがある。）

(2) 社会福祉法人青山里会へのヒアリング 2回目

ヒアリング対象者	
外国人介護職員教育担当者	・ 2名（介護福祉士、アセッサー）
外国人介護職員	・ A（障害者施設、フィリピン出身、2005 年来日 2012 年入職、入職前の介護経験は無） ・ B（老健、ブラジル出身、1990 年来日 2008 年入職、入職前の介護経験は無） ・ C（グループホーム、ブラジル出身、2013 年入職、入職前の介護経験は半年程度有）

【介護の基本 I】

- ・ 内容もイラストもわかりやすい。

（教育担当者）

- ・ 「自立」のイラストはもう少し詳しく描いたほうが良い。今のままでは自立を促しているか判断出来ない。また、身体機能だけではなく、意思の決定に関しても「自立」に入るのでは。

（外国人介護職員）

- ・ 全体的に、イラストの横に○や×をつけ、このイラストが正しいことを示しているのかどうかわかるようになっていると良い。

【移動の介護】

（教育担当者）

- ・ 車いすを動かすときに、声かけを忘れることが多いので、確認ポイントに必要。
- ・ 車いすに関しては姿勢のイラストで○×があると良い。
- ・ 浴室や階段昇降に関しては、注意事項が多いため丁寧に書く必要がある。
- ・ 「人体各部の名称」：もっと簡単な言葉にする。ただし、看護師等他職種の人には普通に使う用語でもあり、申し送りや介護記録等には記載されているものもあるため（技能実習生が書くことはなくとも目にはするかもしれないため）、併記しておくのが良い。
- ・ 「使用する用品」：歩行支援器具には、杖以外にも装具についても記載されていると良い。（障害者施設であると使用している人は多いため）
- ・ 「使用する用品」：車いすと同様ベッドの点検も重要であるが、日頃確認する内容としては、キャスター、サイドレール（柵）、マットレスくらいなので、他の部位に関して全て必要かどうか。

（外国人介護職員）

- ・ 「体位の種類」：体位の名前を覚える必要はないため、体位ごとに簡単な説明があるとわかりやすい。
例) ×端座位 → ○ベッドに座っている（端座位）等
- ・ イラストで麻痺の利用者がでてくる場合は、どちらが患側かわかるように色分けしてほしい。
- ・ 初めに学ぶ部分でも、もう少し確認のポイントが記載されていると嬉しい。
- ・ 「移動の介護の流れ」：「確認すること」に、声かけの例を入っていると有り難い。
- ・ 「移動の介護の流れ」：端座位から「立位」と「車いすへの移乗」にわかる矢印がわかりづらい。
杖歩行の人の場合、車いすを使用している人の場合等の記載があると良い。

(3) A法人へのヒアリング 1回目

ヒアリング対象者	
外国人介護職員教育担当者	1名（日本語教師、介護福祉士） ・介護の現場で6年勤務後、日本語教師資格を取得し、他分野の技能実習生に対しても指導経験有。 ・現在は、法人内の介護担当の日本語教師として本部におり、EPA 介護福祉士候補者に対して、日本語と介護の両方を指導している。
外国人介護職員	EPA 介護福祉士候補生2名（2014年度インドネシア、老健に勤務）

【指導体制について】

- ・法人内には、介護担当の日本語教師2名、看護担当の日本語教師1名がおり、EPA候補者を指導している。
- ・1年目は、1日2時間程度の日本語学習。施設に教育担当者が常駐。技術面では現場の主任、職員や教育担当者が指導、日本語では日本語教師でもある教育担当者が指導する。
- ・2年目は、週1日を日本語の学習時間にする。介護技術を身に付けてほしいため、現場にでる時間を多めにとっていた。
- ・3年目は、週2日を日本語の学習時間にする。介護福祉士ジャンルの授業や演習等、介護福祉士国家試験対策を行う。
- ・認知症については、まずイメージを教える。医学的な知識や具体的な症状は現場に出ると徐々に理解してくるため、認知症の人は「忘れることが多い」「急に怒り出すことがある」「家に帰りたいたいと言うことがある」等を最初に伝える。

【難しい項目：外国人介護職員】

- ・コミュニケーションが難しい。「コミュニケーションをとって」と言われても何を話せば良いかわからない。会話の事例があると、イメージが付きやすい。
- ・コミュニケーションは場面設定があるとよりわかりやすい。
- ・麻痺の方に、「どちら側に立ったほうがいい等」を説明するときは難しい。動作で伝えることができれば良いけど、そうではないとき言葉で説明するのが難しい。

【難しい項目：教育担当者】

- ・コミュニケーションがとにかく大切。すべての技術に通じる。（食事介助、入浴介助、移動介助等）
- ・利用者の方は方言や昔の言葉（ちり紙等）を使うので、余計難しい。

【現場に来る前に身につけてほしかったこと：教育担当者】

- ・EPAの介護導入研修では、コミュニケーションをもっとしてもらいたかった。聞くことと話すこと。外国語であるため、日々言葉を使わないと忘れてしまう。せっかく習っても研修発表会の準備等で簡単な漢字の読み方を忘れてしまうことなどもあった。

【テキストに求めるもの：教育担当者】

- ・介護用語（例：拘縮等）は優しい、難しい関係なく、現場で使用するため学んでもらった方が良い。語彙はそのまま、文法を優しくすることが必要。
- ・国家試験では必要であっても、現場では必要のない言葉も多くある。（例：対面法、背面法等）
- ・「サービス」という考え方もしっかり教える。介護のサービスとは何か、自分本位ではいけないということをきっちり理解してもらう。自分の家族や身内がそういうサービスを受けたらどう思うか等伝えることも。

【テキストのレイアウトや構成】

- ・事例はマンガだとわかりやすい。外国人は特にアニメやマンガが好きなので、入りやすい。

【入国後講習のカリキュラムについて：教育担当者】

- ・6時間では技術は身につかないため、各カリキュラムのうち1時間を座学で学び、残りは全てコミュニケーションにしても良いくらいコミュニケーションが重要。

(4) A法人へのヒアリング 2回目

ヒアリング対象者	
外国人介護職員教育担当者	1名（日本語教師、介護福祉士）

【介護の基本 I】

- ・内容もイラストもわかりやすい
- ・「尊厳」は難しいところだがわかりやすく描かれている。（注意しなければいけない点）としては、
→何度も同じ話を繰り返す認知症の人等に対して、振り払ってしまう。
→おむつ交換の際に、フロアに職員がいない時等少し扉を開けて交換する。
（どうしようもない時もあるため、理解せずに扉を開けていることと、理解しているけど扉を開けないと他の方の安全性が確保できないため、他者から見えない程度に扉を開けて介助することでは、まったく異なる。）
- ・基本的人権の「差別されている」は表現方法を工夫したほうが良い。
一人一人は異なるためサービスは同様ではないが、平等に接することが大切。
- ・「虐待」の用語説明を具体的に。 例) 叩いたり、ひどいことを言ったり…

(前回のヒアリングのご意見)

- ・認知症については、まずイメージを教える。医学的な知識や具体的な症状は現場に出ると徐々に理解してくるため、認知症の人は「忘れることが多い」「急に怒り出すことがある」「家に帰りたと言っていることがある」等を最初に伝える。
→今回提示していない「介護の基本 I」に反映予定

【移動の介護】

- ・「人体各部の名称」：もっと簡単な言葉にする。今の用語は（ ）で後ろに持ってくる。
例) 後頭部 →あたまのうしろ（後頭部）、背部 →せなか（背部）
- ・「利用者さん」ではなく、「利用者」に用語は統一
- ・「体位の種類」：あまり現場に即していない。そのまま残すのであれば、体位の名称を覚える必要はないため、「ベッドに座る（端座位）」「ベッドを起こす（半座位）」のような形で簡単な説明が必要。
- ・「使用する用品」：車いすの確認事項は幅を小さくして、もう少しイラストを大きめに。
- ・「使用する用品」：複数の言い方がある部位や単語は両方記載しておいたほうが良い。
例) タイヤ（駆動輪）、サイドレール（ベッド柵、L字柵）等
- ・「移動の介護の流れ」：介助前の文章の修正（現在のままでと声かけのみに見える）
× 利用者さんに体調を確認します。 → ○ 利用者の体調を確認します。
- ・「移動の介護の流れ」：杖歩行のイラストは、現在手を添えてしまっているため、患側の斜め後ろ側に立ち見守っているようなイラストに変更。

(5) 医療法人社団光生会 平川病院へのヒアリング 2回目のみ

ヒアリング対象者	
外国人介護職員教育担当者	看護部長、看護師長 計2名 (現在、養成校に留学しているベトナム人が4名程度おり、約1年半後に入職予定)

【移動の介護】

- ・「人体各部の名称」
看護では、記録に残す際も話し言葉の際も「大腿部」等医学用語で伝えるため、施設では使わないかもしれないが、現在のまま併記していたほうが良い。
- ・医療現場においても、介護の原則は変わらないため、姿勢や使用する用品は現在のままで問題ない。(車椅子は可能であれば、自走式と介助式両方が掲載されているとより良い)

【介護の基本 I】

- ・「介護職の役割」の「利用者が希望する生活ができるように支援する」は、利用者の希望したことを全て行うように見えてしまうため、表現を変更。
例えば、疾病によって食べられないものを食べたいと言われたとき、本人が希望したから支援するというだけでなく、食べさせて良いのかきちんと考えられなければならない。
- ・利用者のよりよい生活を支援するということが大切。
- ・「介護職の倫理」の「利用者の秘密を他の人に話さない」は、あまり厳しく言うと、大事なことを報告しない人がでてくる。また、利用者から聞いたことを嬉しさのあまり話してしまう人もいるため、何故話してはいけないか根拠を具体的に。個人情報保護と報告の義務についての違いを解りやすく説明することが必要。
- ・言葉の意味（倫理、プライバシー）は、外国人にわかりやすいように簡単にするのは良いが、現在の表現では印象が異なる。
- ・「感染症の予防」に、1ケア1手洗いの視点を。細菌が自分を介して、他の利用者に移してしまう危険性をもっと出したほうが良い。

【介護初任者に対しての教育】

- ・まずは心得や理念等。技術はいつでも学べるが、どうしても作業になりがちなため、介護は誰のため何をする仕事なのか、「考えること」をしてもらいたい。
目的とか意義とかを間違えて習得している場合、後で直すことは困難。利用者の状態によって介護が変わるとするのは当たり前だが、介護を知らない人たちは最初は理解しづらいかもしい。
- ・食事の場面では、食べさせることに意味を持ってしまいがち。何故食べなければいけないのか、何故食べられないのかを考えて、それによって介護を変えることが大切。

- ・「尊厳」の意味は理解していても、カーテンをしないでおむつ交換をすることが尊厳を損なうということが理解できない人がある。（言葉と行動が繋がっていない）また、仕事に慣れてくると、尊厳に対する意識が薄れてくる傾向がある。

【外国人に関して】

- ・ベトナムから留学生を受けいれているが、順応性がある。
- ・留学生が日本に来て驚いたことは、日本人は人の話を聞くときに姿勢が良いこと。ベトナムでは手を組んで話を聞くのが普通のため驚いた。
- ・留学生は学校で接遇を教えてもらえるが、すぐに現場に入ってくる技能実習生は接遇面の指導をどのように行うか難しい。

【医療における介護】

- ・医療においても、介護の考え方は変わらないため、技能実習生の入国後講習においては介護の基本的なことを学んでほしい。
病院は疾病・疾患の治療の場である。治癒もしくは現状より少しでも改善することを目的としている。患者ができないことについて支援するのが病院。施設は生活の場であり、それをテキスト等知識だけで教えるのは困難。現場にて学んでいくこと。しかし、自立支援に関して医療と介護で考え方は多少異なることがあっても、基本は同じ。医療の現場だからといって、特別に異なることはない。
- ・また、介護施設と病院では、場の特性や、場に伴う利用者の特性はあるが、それぞれの特性は現場で指導してもらえば良い。どのような場であっても、介護の意義や理念は変わらない。
- ・介護現場では、介護職が服薬介助をしたり（準備は別）、褥そうを確認したりしているが、看護職が常にいる医療現場ではそれらは医療行為とみなされる。

(6) 医療法人社団永生会 永生病院へのヒアリング 2回目のみ

ヒアリング対象者	
外国人介護職員教育担当者	法人本部相談役（看護・介護採用担当部長）、看護部長 計2名
外国人介護職員	・ A（EPA 介護福祉士、フィリピン出身、2009 年来日 2013 年合格後、同病院で就労） ・ B（EPA 介護福祉士候補生、ベトナム出身、2017 年来日、日本語レベル N 3）

【指導体制について】

- ・ 2008 年の E P A 開始より看護師・介護福祉士候補生の受け入れを行い、これまで看護師 16 名、介護福祉士 5 名を受け入れてきた。
- ・ 現在は、E P A 介護福祉士 1 名、候補生 2 名が在籍している。
- ・ 介護福祉士候補生に対しては週に 2 時間、日本語教師による学習の機会を作っている。
- ・ 国家試験（1 月）受験直前の 12 月より、勤務からははずし勉強に集中してもらっている。
- ・ また、介護福祉士国家試験合格だけでなく、「日本語能力検定 N 1」の取得も目標としている。

【宗教的な配慮】

イスラム教

- ・ インドネシアからのイスラム教徒の候補生を受け入れたときは、本人たちに確認し、お祈りの時間や場所を決めた。また、お祈り時間も、決められた時間からどれくらいの誤差であれば許容される範囲なのか等を確認した。お祈りするためには、足を洗ったり、口を清めたりするため、現在は入浴室を使用している。
- ・ ラマダン（断食）の間は、入浴介助等が可能かどうか当初心配していたが、本人たちは小さい頃から習慣となっているため、特に問題なく、業務も通常通り行っている。
- ・ 食事は、近所にハラルミートのお店があるため、候補生がそこで食材を購入しお弁当を作ってくることがある。食堂で食べる際には、おかずを選択できるようになっているため、自分たちが食べられるものを選んでいようである。
- ・ 栄養士には、献立に、何が入っているか記入してもらおうよう依頼している。
- ・ インドネシアのイスラム教徒女性が着用する「ジルバブ」と呼ばれるスカーフや、肌を隠すためのカーディガンは夏場でも着用しているが、本人たちも聞かれればきちんと理由を説明することができ、衛生的にも問題はないため、着用を許可している。

キリスト教（カトリック）

- ・ カトリック信者の場合、日曜日に教会に行くが、日曜の勤務は人員が手薄になることもあり、候補生たちはもともと勤務に入れていない。そのため教会に行くことも可能である。

【孤立化しない方策】

- ・ 理事長の方針で、E P A 看護師・介護福祉士候補生を受け入れてからは、クリスマス会やイベント等

を増やした。

- ・また、同じ候補生同士の交流の場、職員との交流の場も増やした。候補生たちは20代が多いため、母親世代の職員が自然と面倒を見てくれるようになっている。
- ・地域のお祭りにも参加させている。
- ・理事長が候補生全員の誕生日を把握し、誕生日には必ずプレゼントを渡している。プレゼントをもらうことも嬉しいようだが、候補生の国は日本以上にプレゼント文化があるため、お返しができることも嬉しいようだ。母国から送られてきたものを持ってきたり等、相互のコミュニケーションを図っている。
- ・仕事とプライベートはわけており、家に帰ってからの行動や休日の詮索はあまり行っていない。
- ・日本語に慣れるために、テレビを見なさいと言っているが、電気代がかかるといってあまり見ていないようである。

【指導するうえでの課題】

日本語

- ・日本語の表現は Yes、No はっきりしないものが多くファジーなため、外国人にはわかりづらい。決して日本語能力が劣っているわけではない。
- ・特に略語は課題。病棟によって使い方を統一しているわけではないため、コミュニケーション能力が高い候補生はわからないことを聞くことができるが、そうでないと孤立感を高める可能性がある。

文化・習慣

- ・また、候補生たちの国の台風は大きな災害につながることも多いことから、台風の日には本人たちが自ら判断して出勤しないということが何度かあった。
- ・日本とフィリピンの業務開始時間の捉え方が異なるため、日本の5分前行動というような考えを理解してもらうことが難しい。
- ・フィリピンに限らず、他国は契約社会のため、言われたこと以外は基本的にしない傾向にあり、時間外労働や他の人を率先して手伝うという感覚は少ない。
- ・衛生観念が異なり、意味を理解してもらうことが難しい。日本での生活が長くなると、衛生を意識しすぎて、マスクを二重にしたり、必要ないところでも手袋を二重する等していることがある。

個別性

- ・座学は教えやすいが、実践の場では一人一人にあわせて行っていくことが必要である。

報告・確認

- ・報告は、終わった後だけではなく、今何をしていた次は何をするのかという報告も必要。何か起きないと報告しないことが多く、ヒヤリハットの意識が難しい。
- ・確認については、具体的に指示する必要がある。(外国人に限らず日本人も同じ) 排泄物の確認も、何も言わなければ「見ました。排泄していました。」になってしまう。「量はどのくらいだったか」「下剤を飲んだ後だったのか」等、確認する内容は明確にする必要がある。

【記録や日誌について】

- ・ベトナムの候補生は、日本語要件N3であるため、書くことも多少できるので、介護日誌は書いてもらっている。フィリピンとインドネシアは難しい。
- ・ただ、文章や単語の意味を正しく理解しているかは不明である。前日と同じ文章や、明らかに行ってない介助内容を書いてくることもある。
- ・排泄量等のチェックは、病院のため原則看護師が行う。介護職が担う場面も場合によってあるが、候補生にはしてもらっていない。
- ・学習の場面では調べながら書くことができるが、日々の業務では調べることができないため、3年勤務していても、書くことが出来る候補生は6割程度。

【その他】

- ・候補生たちが日本にいる間は、病院が家族のようなサポート役を担い、プライベートで問題があることを把握したときは介入している。
- ・携帯電話は持っているが、母国で購入したネットしか使用できないタイプが多い。お金がかかるので新しくするつもりもなく、緊急連絡がとれないことが課題である。(住んでいる場所は近隣で把握している)
- ・災害が起きたときに、病院以外の自治体や地域でも支えあう仕組みがあると良い。

【Aさん(男性)へのヒアリング】

基本情報

- ・2009年に来日し、2013年に合格、現在精神科病棟に勤務している。日本人と結婚、家庭も持っている。
- ・母国のフィリピンでは、介護は学んできていない。患者への対応はフィリピンと日本では異なる。
- ・言葉がわからないと、患者が望んでいること(何をしたい、どこに行きたい)が理解できず、入国から2~3年後にようやく自分で様々なことができるようになったと感じる。

交友関係について

- ・交友関係は、同じEPA看護・介護福祉士(候補生)や、市内のバスケットボールサークルに入る等して、広げていった。バスケットボールサークルは、日本人半分、外国人半分。
- ・相談事は友人にもするが、職場にすることも多い。

ヒヤリハットの経験について

- ・患者のタオルをとるときに経管栄養の患者であるとは知らずに引っ張ってしまい、管が外れてしまった。当時、一人でインシデントレポートを書くのに3時間かかった。

その他

- ・携帯電話の契約は保証人が必要で探すのが大変。保証人をつけない場合は、本体料金を全額支払う必要があり、難しい。

【Bさん（女性）へのヒアリング】

- ・2017年6月に来日。（ベトナムは日本語要件がN3のため）日本語能力検N3を取得済。
- ・日本語がわからないため、患者が何を言っているのかまだ理解できないことが多い。
- ・困ったこと等相談事は、隣に住んでいるEPAのフィリピンの先輩に聞いている。
- ・1週間に1回は家族に電話をしている。

【テキストに関して A、B】

- ・イラスト、文章等わかりやすい。
- ・介護職として働く前だけではなく、その後も復習などに使用できる。
- ・单元ごとにショートテストがあると良い。読んだだけで内容は理解できるが、覚えているか、理解しているかを確認するために、簡単なテストがあると嬉しい。